

大学問題に関する調査研究報告書(案)

昭和 46 年 4 月

国立大学協会大学運営協議会

大学問題に関する調査研究報告書(案)

総 目 次

ま え が き	(3)
I 大学の管理運営	第1研究部会..... (5)
II 大学の研究と教育	第2研究部会..... (21)
III 大学と社会	第3研究部会..... (61)
IV 大学における学生	合同研究部会.....(119)

大学問題に関する調査研究報告書(案)

ま え が き

当協議会は、さきに研究部会を設けて「大学問題に関する調査研究（中間報告）」（昭和45年2月）を作成した。それは大学その他諸方面において討議されている大学改革の諸意見を検討し、主要な問題点および考え方を参考としつつ、その方向性を概括し、できうれば各大学共通の理解なり拠りどころなりを探究することを試みたものである。その後も各国立大学においては、鋭意大学改革について検討が進められ積み重ねられ、その結果は各国立大学の個別的な事情に応じた具体的な改革意見としてつぎつぎと提案されている。このような各大学の自主的な改革への志向は、もとより尊重されるべきであり、さらにその推進をまたなければならない。

この報告は、さきの中間報告以後の事態の推移に応じ、中間報告を修正増補して作成されたものである。逐次公表されつつある各大学の改革案は、現在なおその内容においてはかなりの相違があるが、それにもかかわらず、それらが全く調整不可能であるほどの矛盾を示すものでないことが、次第に明らかになってきたといえるであろう。また、改革への基本的態度やその論拠についてもある方向性を見出し得ないわけではない。したがって、本報告においては、さきの中間報告に比して、幾分か問題を具体化して論ずるとともに、多様な改革意見の中に見られる共通性をできるだけ捉え、各大学共通の理解と拠りどころを求めようと試みた。

現在各大学において討議されている改革案には、現行法令の枠を外して検討されているものが少なくない。それは、大学のあり方に根本的な検討を試みる以上は当然のことであろう。このような状況をふまえて、この報告も必ずしも現行法令を前提としていないことをことわっておきたい。

なお、学生に関する諸問題については、各研究部会においてそれぞれ触れてはいるが、研究部会共通の問題については、各研究部会長および研究部会より選ばれた委員をもって構成する合同研究部会に、第3常置委員会の委員を加えて、この報告をとりまとめることとした。

また、大学問題については、国公立大学および短期大学それぞれ事情は必ずしも同一ではない。この報告は、主として国立大学の立場に立って述べることとしたものである。

国立大学協会大学運営協議会

I 大学の管理運営

第1研究部会

目 次

は し が き	(7)
I 人 事	(7)
1. 文部大臣の権限	(7)
2. 学長の選考	(8)
3. 学部長の選考	(9)
4. 教員の人事	(10)
II 学内機関	(11)
1. 大学の自治と学部の自治	(11)
2. 執行機関と審議機関	(13)
3. 学長の権限	(15)
4. 学長の補佐機関	(16)
5. 教授会の構成	(17)
6. 事務局	(18)

I 大学の管理運営

第1研究部会

は し が き

大学の管理運営については、当協会はすでに「大学の管理運営に関する意見」および同「中間報告」（以下「意見」・「中間報告」という。）を公表している。その中には、現在でも基本的に変更する必要のないものがすくなくない。しかし、その公表以後の事態からみていくつかの箇所についてそれを修正し、あるいは補充しなければならない点が生じ、また新しく検討を要する問題が提起されてきた。ここでは、これらの点に関して、主として問題の所在を明らかにし、それについてのいくつかの考え方を示しながら考察を加えることにした。問題によってはなお流動的であり、今後の検討をまたねばならないが、以下において問題を人事と学内機関に大別して一応の報告をとりまとめた。

なお、大学の管理運営のあり方は、大学の研究・教育組織の実体と密接に関連することはいうまでもない。したがって、研究・教育組織が根本的に変化すれば、大学の管理機関自体も、またその運営の原理もこれに応じて全く異ったものになり得るのである。しかし、現在のところは、研究・教育組織について充分に改革の方向が定まっているわけではないので、ここでは、現行の管理機関の体系を一応の前提として、そのあり方や運営に関する問題を検討することにする。

I 人 事

1. 文部大臣の権限

学長・学部長および教員の任命について、文部大臣が形式的に拒否権をもつのみならず、事実上任命を遷延することによって、拒否することと同じ効果をもたらすことができるかどうかという問題については、「中間報告」および「意見」において、文部大臣がなんらかの実質的権限を有すべきものでなく、大学の自主的決定が認められるべきであるという考え方を明らかにしており、この考え方は現在においても堅持されるべきである。学長・学部長の選考にあたって学生・職員がなんらかの方法で参加する制度がとられた場合でも、この原則には変わりがない。なお、

現行法上は、学長・学部長の選考は大学管理機関が行なうことになっているが、この場合、学生などがその選考に参加することがあっても、最終的に大学管理機関の自主的判断と責任において選考がなされている限り、それは違法とみるべきではなく、文部大臣が任命を拒否する理由とはなり得ない。

2. 学長の選考

学長の選考方法として、教員による選挙がもっとも適当と考えられるものとする「中間報告」および「意見」の根本的趣旨は、大学自治の理念に基づくものであって、今日においても変更する必要はないであろう。しかしながら、最近この学長選挙についての学生・事務職員の参加の問題が登場し、いくつかの大学ではすでにこれを実施し、また、多くの大学において、その採用の可否、参加の態様が検討されている。

すでに、学長選考規程の改正、内規の制定などの方法によって、制度的に学長の選考手続に事務職員（教務系・技術系職員を含む。以下同じ）および学生の参加を考慮している例としては、一橋大学（一橋大学学長選考規則3条、6条、同上内規1条）、東京農工大学（第7期東京農工大学学長候補者推薦要項）、神戸大学（神戸大学学長選考予備選考規程）、神戸商船大学（神戸商船大学学長選考規程4条2項、神戸商船大学学長選考規程に基づく職員・学生意向調査細則）、九州大学（九州大学学長選考基準11条、事務官、技官などの学長候補者選挙人に関する規則）、福島大学（福島大学学長選考規程14条、15条）などがある。学長選挙の方式については、このほかの大学でも目下検討が進められている。

事務職員や学生の意見を反映させる方法としては、アンケートによる意見聴取の方法もあるが投票による方法としては、大きくわけて二つの方式がある。その第1は、選挙権方式といわれるものである。この方式は、事務職員または学生が学長候補者の“一連の選考過程”のいずれかの段階において、積極的に、候補者となるべき者の氏名を記載した投票を行なうことにより、選考過程に参加する方式である。その第2は、拒否権方式といわれるものである。この方式は、事務職員または学生が学長候補者の“一連の選考過程”のいずれかの段階において、学長となることが好ましくないと思われる者に対して不信任の投票をし、その者を学長候補者から除斥する方式である。

学長は、大学全体を代表し、大学を総括する地位にあるものであるから、大学という社会において活動している学生を、学長の選考過程に参加させることは、必ずしも不適当なことではな

く、この場合に、上記のような方式を採用するかどうか、また、採用するとしてそのいずれの方式が適切であるかは、現在のところ、一般的に断言することはできないが、学生が大学において占める地位・役割を十分に検討した上で、各大学の事情に応じた方式を見出すべきであろう。ただし、大学における研究・教育についてもっとも重い責任を負うのは教員であるから、最終の決定権は教員に留保されなければならない、それが否定されるようなかたちになることは避けなければならない。

事務職員については、学生と異なって、一般職の国家公務員の身分をもつものであり、かつ、職務上、直接に学長・学部長などの命を受けて、大学の管理運営に携わっているものであることからいって、学生の場合と同様の意味において、“参加”、という言葉を用いることは適当ではない。しかし、このことは事務職員の意向を無視しようとするものではない。すなわち、事務職員も大学自治の一翼をになっている点からいって、大学という特殊な共同社会においては、その代表者である学長候補者を選考するにあたって、その意思を考慮するなんらかの方式がとられてもよい。

3. 学部長の選考

「意見」は「学部長は、学部の長として、これを総括し、学部を代表する地位にある。」としている。この意味では学部における学部長は大学における学長と相似た地位にあるといえよう。しかし、他面において、学部長は学長と異なり、対外的、対内的に明確な法律上の権限をもっているわけではなく、むしろ学部の管理には教授会が当たるのが現行法制の建前で、学部長はその主宰者であり、また教授会の決定の執行者であるという色彩が強い。したがって、学長と比べて、学部長の選考に事務職員・学生の参加を認めるべき積極的理由は少ないと考えられる。けれども学部長は学部学生と密接な関係にあり、学生が関係学部長の選考に参加することを要望することがあっても、その理由がないとはいえないが、学長の選考に学生の参加を認める理由が、大学の最高責任者としての学長の決定に学生の参加を認めることにより、学生の意思を大学の管理運営に反映させるというところにあるとすれば、学部の最高責任者は制度的には学部長よりもむしろ学部教授会だというべきであろうし、また学部の管理運営に学生の意思を反映させる方式としては、学部長の選任への参加という方式のほかにも、実質上、学生の意思の反映を可能ならしめる方法があり得ると思われるのでそのような方法を工夫すべきであろう。また、他面上記のように、学部長は教授会の主宰者であり、教授会の構成員の代表者という性格をもっているのである

から、その選任についてはもっぱら学部教授会の意思によるべきであるという考えも成立し得よう。したがって学部長の選考について、学生の参加の問題を考える場合には、慎重に検討すべきことはいうまでもないが、学部において学生の参加を認めようとする場合にも、評議会において全学的な考慮のもとに審議し承認を受けるべきものとする。

4. 教員の人事

教授、助教授、常勤講師という種別は、任期制を教員の任用に認めることが検討されている今日では、昇任の機会に教員の資格審査をすることができるとに徴しても、存置する理由がないわけではない。けれども現行制度のもとには、教授、助教授、講師の相互間において責任と職務の区別が明確でなく、資格審査も形式的に流れて効果がないのみならず、身分的差別を象徴するものとして、このような区別を撤廃すべきであるという考え方もある。

大学の教員に諸外国の大学でみられるような任期制を採用することは、大学の閉鎖性を打破し、停年まで特別の新しい業績がなくても無為にそのポストを占め続ける弊害を除去するために、十分に検討に値するものといえよう。しかし、教員の任期制には、メリットがある反面、任期更新の際の審査を公正かつ客観的に行なう機関を設けない限り、ともすればその審査が形式に流れ、かえって別の弊害が生ずるおそれがあること、任期制は研究活動の長期的計画性を阻害するおそれがあること、公務員の身分保障を認めている現行法（人事院規則8—12、§15Ⅱ）のもとで一般的な教員の任期制をとることができるかどうか疑問があること、などの問題点があるので、一概には賛成しがたい。ただ、助手については採用の時期において、その研究能力の判定が困難な場合もあり、また、研究者養成の制度としてローテーションを確保する必要性も存在するので、その任期を設けることには、理由があると思われる。なお、助手が、同時に大学院学生の身分をもつことは、一般の大学院学生との間に不均衡を生ずるおそれがあるが、各省庁の研修機関の研修生が公務員の地位を保有する例もみられるので、制度的に矛盾はないと考えるべきであろう。

これまで、大学の通弊とされてきた閉鎖性と独善性を打破するための方策は、大学教員の人事面でも考慮される必要がある。一般に、教員の選考にあたる教授会の構成員は、必ずしも教員候補者の業績について専門的知識があるとは限らず、また、選考委員が少数の教員であることから教員の採用・昇任のための人事はともすると形式に流れ、客観性を欠く弊がみられないではなかった。このような弊害をなくすためには、各大学が当該大学の卒業生などだけでなく、ひろく他大

学や学外にも教員候補者を求めることを考えたり、学外の権威ある機関や専門の学者に業績についての鑑定を求めたりすることも考慮する必要がある。大学の閉鎖性を打破するには、大学相互間の交流を促進することも必要であると考えられる。そのための方策としては、国立大学相互間の教員の人事交流、出向形式または併任形式による他大学など（外国の大学・研究機関を含む）への出講などの制度化が考慮されてよい。さらに、大学相互間の教員の人事交流を容易ならしめるために、情報交換およびあつ旋のための機関を設けることも検討する余地がある。

Ⅱ 学 内 機 関

1. 大学の自治と学部の自治

従来、一般的には、大学の自治の基礎は学部の自治にあるとされてきた。もとよりこの点については、大学の沿革や伝統（たとえば学部がかつて分科大学として独立性のつよかった大学では学部の自治がつよく、かつて単科大学であったのが分化して総合大学となった大学では学部の自治はそれほどつよくない。）あるいは種類、規模などによって差があり、一律ではない。たとえば教員人事という自治の最も重要な事項についても、完全に学部教授会の決定にゆだねるものと、さらに評議会において表決を行なうものがある。このようにして、大学の自治と学部の自治の関係についても、その大学の自主的な運営にゆだねられるところは大きいといわねばならない。しかし、専門の学芸の分野を基礎とした統一的組織体である学部は、大学における研究と教育に直接に責任をもつものであり、したがって、研究と教育という大学の本質的任務に関するかぎり、原則として学部が大学の自治の主たる担い手であるとするには十分に根拠のある考え方といえよう。

ところが、最近このような考え方に反省が加えられるようになってきた。一つには従来の専門分野の区別に基づく学部の構成によっては今日の学問の体系のいちじるしい変化に対応することができず、研究についてはもとより、教育についてもこれを再編成しなければならないと主張される。このように、学部の制度が硬直化して学問の発展に隘路を生ずることのないように大学として努力しなければならないことはいうまでもない。この点は、第2研究部会（研究・教育）の検討するところであるが、学部の自治を強調することによってこのような大学全体の努力を阻害することのないように注意すべきである。

大学の管理運営にとって重要な問題は、いま一つの点である。すなわち最近の大学紛争において学部の自治が重視される結果として、全学的な意思決定が妨げられたり、その処置が適切を欠

いたりすることが少なからず起こっている。このことのために、当初は局部的であった紛争が全学的な紛争に拡大することにもなる。しばしばみられることであるが、本来学部の研究・教育に関する事項として学部の自治にゆだねられるべきものであっても、それがたやすく全学的な紛争の原因となりうるのである。このような現状に対処するためには、あらためて学部の自治と大学全体の自治との関係について検討してみる必要がある。

その対策の一つとして考えられるのは、学部の自治をさらに徹底させ、むしろ学部の独立を制度として確立する方法である。大学問題会議の「大学教育改革のための提案20条」の第6条では「すべての学問分野を総合大学という形にまとめることは無理であり、教育・研究にとっても、あまり意味がない。大学の管理運営上にも支障をきたす」とし、「適当な学問分野について完全に分離独立させる場合と、いくつかの単科大学の連合組織をつくる場合との双方が考えられる」と勧告している。

この方法は、すでに過大となった総合大学に対する提案として示唆に富むものであり、また一個の専門分野を基礎としてまとめた組織が他の組織との調整を一応考えないで管理運営ができるために、時機を失せず自主的な判断で問題を処理できる利点がある。さらに現在の総合大学の学部がその性格においてそれぞれ異なる場合があり、全学的な統一が必ずしも適当でない場合もあるが、ともすれば一つの大学として共通のあり方が強制される弊も避けうるといえる。

しかし、他方において、総合大学を解体して現在の学部を単位とした大学を作る方法には、これを実際に実現することの困難は別としても、いくつかの難点がある。現在の総合大学が所期の目的を実現するように運営されていないとしても、これがもはや意味のないものとするのは即断にすぎよう。学問の専門分野の相互の交流をはかり、学生もまた自己の所属する学部以外の部局から有用の教育をうけることは総合大学の利点といえる。これを単科大学に分解しても、その運用によってはこのような利点を実現することも不可能ではないであろうが、その実現がいちじるしく困難となることは避け難い。すでに指摘したように、現在の学部制すらも硬直化するおそれがあるが、単科大学として独立すればその危険はいっそう大きくなるであろう。また昨今の状況をみると、紛争は一つの大学にとどまらず他の大学にたやすく波及しているのであり、かりに大学として分化させても紛争の拡大を阻止することができるかどうか疑問である（とくにキャンパスを同じくしているときには、この点に関する限り、現在の制度と大きな差は生じないのではないかとと思われる）。しかしながら、大学全体と学部（評議会と学部教授会）との権限分配について

は、前者を必要の最少限に止め、学部自主性、独立性を大幅にみとめることも、一つの行き方として検討に値する問題であろう。

第2の方法は、総合大学としての制度を存置しつつ、それを構成する学部の自治がゆきすぎて主張されることなく大学全体の意思の形成を容易ならしめるものである。すでに「意見」においても、「学部の自治があまりに強調される結果、大学の全体としての総合調整と意思決定が充分におこなわれず、大学の有機的な管理運営が妨げられることがあってはならない」とされているが、その後の事態を見るとこれが必ずしもつねに実現されていたとはいえない。学長・評議会のような全学的機関が不当に学部の自治を侵すことは許されないが、たとえ学部の決定する事項であっても、全学に関係のあるものについてはそれは学部の自治の問題であるとして責任を回避するのではなく、学部と充分の意思疎通をはかってその意見を出すなど適切な措置をとりうることもあってよいし、学部の方も自治をたてにとつてその意見をかたくなに拒むべきではない。

とくにこの点については二つのことを指摘しておきたい。第1に、学部の研究・教育に関する事項について学部が自主的に意思を決定すべきではあるが、それが全学的あるいは他の学部に関与する影響を及ぼすような場合には、学部において最終の決定をするにさきだつて全学的見地からの総合調整をはかり、全学的機関の意見をきくよう運用することが望ましい。第2に全学の総合調整にあたる機関として主要な役割を果たすのは評議会であるが、評議会が各部局の利益の代表者の集団となつてはならないことである。もしそうであれば評議会においても学部の自主性のみが強調され、全学としての総合の機能が営みえないことになる。評議会の構成員はまさに全学的機関の一員であり、選出母体の部局の利益を主張する者ではないといわねばならない（もっとも評議会と部局の意思が遊離することは望ましくない。その意味で学部長たる評議員はある程度はその学部の意思を評議会に伝える役割を担うこととすることも考慮に値しよう）。

2. 執行機関と審議機関

従来の大学管理運営の方式にあつては、その最高の責任者である学長は研究と教育に直接かわりのない行財政上の事項について専決の権限をもつことはあつたが、通常その職務（とくに研究・教育に関連する職務）は評議会の議によつておこなうものとされていた。もとより学長はその識見と人格を通じて指導的機能をもちえたが、その権限は、通常の行政機関の長の場合とは異なり、合議体たる評議会の決定を尊重する慣行となつていた。そこに執行機関と審議機関との未分化の状態があり、まさにそこに大学の管理運営の特徴があつたといふことができる。

ところが最近の大学においては、このような慣行に欠点のあることが指摘されてきた。第1に、このような管理運営の体制は責任を不明確にするとされる。学長は、その重要な権限の執行がすべて評議会の議に基づかなければならないために自らの責任における行動がとりにくく、評議会は多数の構成員からなる合議体であるために責任が稀薄になると主張される。第2に、この慣行によると大学の管理運営が非能率となり、迅速的確な処理ができないとされる。総合大学のような大きな組織体において、このような権限と責任の所在が不明瞭なままに、執行機関の行動が適切を欠くことの多いのは望ましくないとされるのである。

そこでこれに対する改善案として、これまでのように学長と評議会を権限の不分明なままに放置せず、執行機関たる学長と審議機関たる評議会とを分離することが主張されている。また学部における学部長と教授会の関係についてもほぼ同様なことがいわれている。これによれば評議会は大学の重要事項を審議決定する機関として管理運営の方針その他の重要な問題を審議し、大学の意思決定を行なうけれども、その方針にのっとり管理運営を執行するのは学長であり、執行についてこれまでのように評議会の議にきびしくとらわれることなく、相当に広い裁量権を与えられることとなる。この方法は規模の大きい組織体の管理運営方式としてすぐれたところがあるし、これによって責任のある能率的運営が容易になるともいえる。少なくとも学長が学内の信頼を得ており、運用の宜しきを得るならば、この方式によって充分に効果をあげることができるであろう。

しかし、他面において、大学は他の組織体と異なる特質をもっている。それは、それぞれの学内機関が法律上の権限を明確にして対立するのではなく、相互の信頼関係のうえにたって協調することによって最も望ましい管理運営が行なうるのである。したがって、学長と評議会が遊離するときにはかえって弊害があらわれることが予想される。執行機関と審議機関の分離からいえば、現行の制度のように学長が評議会の議長となることは適当ではなく、学長とは別に議長をおくこととなる。しかしそれでは学長の意見が充分に評議会に反映しにくいというらみがある。その意味で、現行のように学長が議長となり議案の発議権をもつことによって学長が評議会と結びつき、その意思が評議会の議に充分に反映するやり方もまた長所があるといえる。さらに分離を徹底させて学長が評議会の決定に拒否権をもったり、場合によって評議会を解散する権限を与えられ、逆に評議会が学長をリコールできるとするごときは、機関の分離の理論的帰結としては考えられるけれども、かえって大学社会にふさわしくない対立と混乱を学内にもちこむことになり、円滑な管理運営を阻害することも考えられる。

このように考えると従来の制度にも長所が認められるのであって、もしそれを存続させるとすればさきにあげた欠陥を生じないよう配慮する必要がある。たとえば細かな事項までも評議会が審議決定するのでなく、全学に関係する基本的事項のみを審議決定することとして、執行の任にある学長の行動に幅をもたせるように権限を委ねることが望ましい。もちろんこの場合にも学長は独断的に処理するのでなく、必要な場合には評議会の意見を聞きあるいは了解を求めるなど評議会と遊離しないようにしなければならないことは当然である。

3. 学長の権限

昨今の大学紛争の処理にあたって大学当局の措置が的確でなく時機を失することがあったという反省から、大学の最高責任者たる学長の権限を明確にするとともに、これを強化してはどうかという主張がみられる。前節でのべた執行機関と審議機関の分離の主張もこの学長の権限強化につながるものである。従前の制度と慣行によれば学長は研究・教育に関連する事項についてはもとより、他の事項についても評議会や教授会の意思に拘束されることが多かったし、その権限が明確ではなかった。このことはむしろ大学という社会の特殊性からみて望ましい面をもっており、そこに信頼関係に基づく適正な管理運営が期待されていたのである。しかし、他面において、大学の管理運営が混乱したときに、それに対応できる指導力を欠き、紛争の収拾や解決をおくらせる危険のあることもたしかである。また、大学の組織が拡大し複雑になってきたときには、たとえ常態においても学長の権限を現在のままにしておいてよいかという疑問は残るであろう。したがって、学長を評議会から独立させるような制度の変更をしないとしても、この点を大学において考えることは必要であろう。

この点については、さしあたって次の二つの方法が指摘されよう。第1に、各大学がその慣行や実情に応じて必らず評議会の議を経なければならない事項を明確にしておくことである。「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」第6条は一応評議会の審議事項を定めているが、各大学がそれぞれ評議会の権限をいっそう明確にしておくことは、逆に学長の権限を明確化することになるであろう。第2に、評議会が自主的な判断においてそれぞれの場合の必要に応じて学長に一定の権限を委任することも考えてよい。これは永続的な権限の強化ではないが、必要に応じて評議会の議に基づいて学長の権限の行使のわくを広げるものであり、有効な働きをすることも考えられる。ただいづれにせよ、学長の権限の強化の問題は学内において信頼関係が存在し、学長が学内の支持をうけていることが前提となるであろう。このような信頼・支持が存在し

ないときには、いたずらに権限を強化してみても決して望ましい結果をもたらさないと思われる。この意味で大学の運営は識見と信頼に基づく人格的関係を基調とするという「意見」の立場に変更を加える必要はない。

4. 学長の補佐機関

学長の権限が強化された場合はもとより、現状においても学長の職務は複雑多岐にわたり、いちじるしく繁忙になっているから、学長を補佐する機関が必要とされる。

従前の方式によれば、総合大学にあっては学長を補佐したのは、事務局以外には（学長と事務局との密接な関係の保持が必要であることはいうまでもない。また大学の管理運営についての事務局の地位と役割に関しては、6で考察する）、非公式の機関である学部長会議あるいは部局長会議であったといえる（なお、別に特別の委員会を設けることもしばしばあった）。この方式は、学長の職務執行にあたって部局の意思形成機関との間に緊密な連絡が保たれ、相互の意思疎通がはかれるという利点がある。大学としてその実情に応じてこのような機関を学長の補佐機関とすることが望ましい場合も多いであろう。しかしこの方式は、学部長がその地位からみて学部意思にとらわれて全学の見地から学長を補佐することが困難な場合があり、また学部の利害の対立する問題について学部長相互の意見が一致せず、補佐機関として適切に機能しないことが生じやすい。さらに学部長は学部の責任者としての職務に忙殺され、充分に学長の補佐機関としての役割を果たすことのできないことが少なくないという欠陥もみのがしえない。

そこで、それに代わる案として専任の補佐機関をおくことが考えられる。このような機関は、部局の意思にとらわれずに全学的機能をいとなみうるもので、学長の指揮のもとで学長を補佐するものとして有効であることが少なくない。しかし、他面において、この方法では大学の本部が部局と遊離する危険があり、学長が独善に走るおそれがあることに注意しなければならない。この補佐機関は学部長会議ならびに全学的機関との意思疎通や協調を確保することが重要になってくる。

この補佐機関としては、一つには学長のいわばスタッフとして文書の処理などの業務を行なうものがある。これが教員から任用されるとき、その役割と事務局の業務との調整などの問題はあがるが、比較的難点は少ないと思われる（補佐となった教員の教員としての負担軽減などの問題は残るが）。いま一つのものは、ときには学長の職務を分担することもありうる補佐機関であるがこれには検討を要する問題点が少なくない。

第1に、この補佐の任用方法の問題がある。学長と同様に選挙によるとすれば学長と補佐の意思が遊離するおそれ大きいから学長の任命によることになる（もちろん評議会の承認をうけるなどのチェックの方法は考えられる）。この場合選挙を通じて成立する信頼関係が存在しない者が学長の職務を分担することに問題が生じよう。

第2に補佐を教員にかぎるか、事務職員さらには外部の適格者をも任用できるかも、その職務とからんで検討を要する点であるが、学外者を任用することは、外部からの不当な干渉を招くおそれがあること、適切な人材を得がたいことなどの否定的意見がつよい。

第3に、このような補佐を設けることによってかえって大学の運営が統一性を欠き、研究・教育の機能が阻害されるおそれがないかどうかとも考慮しなければならない。

第4に、学長と補佐の職務の分担、複数の補佐をおくときはそれぞれの職務の分担をどうするかも問題になる。

第5に、責任の所在が不明確にならないかどうかとも考えるべきである。「意見」は「将来あらためて副学長の制度を検討する必要があるかもしれない」としつつも、それを採用することに消極的であったのは以上のような難点に基づいたからである。しかし、現在の大学がますます複雑な組織となり、学長の職務がいっそう加重されており、将来この傾向がつよまると予想されるから、以上のような難点を考慮してその弊害を防止する対策を講じた上で、大学によってはこのような補佐機関の制度を採用することが考えられてよい。

5. 教授会の構成

従来は大学の自治は学部の自治を基礎とし、その学部の自治は教授会の自治と考えられてきた。現在この点についての反省が加えられているが、いずれにせよ教授会が大学の管理運営において今後も重要な役割をになうものといってよい。教授会についても、その権限をどうするかが問題になるが、ここではその構成について検討しておこう。現在、教授会の構成についてはこれを教授のみとするもの、助教授さらに常勤講師を加えるもの、最も広くは助手を加えるものに分かれている。「意見」は「構成員の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じて、自主的に決定するところに委ねられて差し支えないが、この場合においても、教授・助教授および常勤講師に限らるべきである」とする「中間報告」の立場を妥当としている。したがってここでは助手を教授会に加えることの可否が問題になる。（助手のうちでも事務を担当する助手はここでの考察から除く）。

教授会は学部における研究と教育の管理運営にあたる中枢的機関であるからこの管理運営に直接の責任を負うものを構成員とすべきであり、助手は本来研究・教育の機能に直接に責任を負う地位にない以上、その構成員から除外されるという考え方にも充分に理由があるといえよう。しかし、助手制度の運用は大学によって、また同じ大学においても学部によって相当の差異のあるのが現状である。ある学部にあつては、助手は教育には全く関与せず、研究者の養成の制度として利用され、実際には大学院学生とくに博士課程の学生とは身分のちがいがあは、ほとんど相違がないよう運用されている。他方で助手が学部における研究の重要な部分を占めるのみならず学生の研究の指導にあたり、さらに教育上の負担を負っている部局もある。このように助手制度の運用に差異がある以上これを一律に論ずことは不適當とも考えられる。したがって部局によっては、助手が常勤講師以上の教員の職務に近似した機能を果たしている場合には、これを教授会に構成員として加えることも考えられてよいと思われる。もっともこの場合には、教授会のあつかう事項によって助手が関与できないこともありうるであろう。

助手が教授会に加わらない場合においても、その意思が学部の管理運営に反映するような方式（たとえば助手を加えた教員会議の設置、教授会構成員と助手組織との協議会の設置）を学部の判断によって講ずることは差し支えないし、望ましい場合もある。

なお、教授会の権限について一言するならば、これまでの教授会は、学部の管理運営における最終の責任主体であるというたてまえに基づいて、日常的な事務運営の些細なことまで審議し、その結果、過大な無限責任を自ら背負いこむ傾向がないでもなかった。このことは、学部の管理運営における迅速性、能率性を阻害し、重要事項を慎重に審議する時間を奪い、教員の学内行政面における負担を不当に重くし、事務職員の創意と意欲を減退させるなどの弊を招いていたことは否定することのできないところである。したがって、今後の課題としては、軽微な事項や形式的に処理しうる事項などについては、学部長、事務長などの専決事項とするなど、教授会の負担を軽減する方策を考えるべきであろう。

6. 事 務 局

大学の事務局（学生部・部局事務部を含む。）は、大学の研究・教育・学生の厚生補導などの面で教員を補佐して大学の任務の達成につとめるとともに、とくに、学長・部局長の専決に委ねられている行財政上の事項の処理について、きわめて重要な役割を果たしている。このように、事務局は大学本来の使命たる研究と教育に直接携わるものではないとしても、その管理運営の全体

について重い任務を有するのであり、大学の管理運営のあり方を考える場合に、事務局の問題をみのがすことはできない。

事務機構についていくつかの改善すべき点があることは、すでに「意見」において指摘しておりであるが、これらの諸点について、現在までなお改善されたとはいえない。そこであげられたのは、さしあたり問題となる点であって、少なくともそれらの点はすみやかに改善されることが望ましい。ここでは、具体的な問題点は「意見」の記述にゆずり、現在とくに考慮しなければならない点を指摘しておこう。

第1に、すでに記したように、大学の管理運営について学長と事務局が密接な関係を保持する必要のあることである。管理運営について学長は事務局の機能を活用し、その充分の補佐をうける態勢をとらねばならない。このことは部局長その他の学内機関についても同様である。学長以下の教員を主体とする学内機関と事務局との意思の疎通が充分でなく、その協力が円滑を欠くときには、その大学の適正な管理運営を望むことができず、ひいては研究と教育という大学本来の任務が阻害されることになるのは当然といえよう。その意味で事務局の役割の重要性が明確に認識されることが必要である。もし教員さらには学生の間にもこのような事務局の重要性についての充分の理解が欠けている場合があるとすれば、それが大学の管理運営の大きな障害になることは、あらためて説くまでもない。なお、紛争の過程において、ときに事務局の担当すべき事項を教員が処理する例もみられたが、これは緊急の事態の下での異例の措置と考えられ、正常な状態においては避けるべきことであろう。

第2に、事務局は自治をもつ大学の事務組織であることが強調されねばならない。もとより大学の事務であっても、そのかなりの部分が一般行政事務と共通性をもっており、事務系職員は、国立大学の場合には行政職の国家公務員である。そのかぎりでは、事務局については、教員の組織する学内機関とは異なり、一方的に大学の自主的運用を主張できない点がある。しかし、事務局が、このような一般の行政機関としての側面を重視してその業務を行なうとすれば決してその機能を適切に遂行することができない。事務局もまた大学の自治の一部を担っているのであり、したがって大学の管理運営が大学によって自主的に運用されるという基本的なたてまを充分に認識しなければならない。もしそうでなければ、事務局は大学内部における信頼にそうことができず、学長その他の学内機関との間の関係が疎遠となり、その結果として事務局の役割を適切に果たすことができなくなるといわねばならない。その意味で事務系職員もまた大学の自治の重要性について充分の認識をもつことが要求されるのである。

事務系職員には、国家公務員法により給与を受ける権利、地位の保障が認められるほか、大学の自治に基づき、管理機関の人事に参加することを認むべきかどうかの問題がある。これについては、「人事」の項（Ⅰ，２）を参照。

Ⅱ 大学の研究と教育

第2研究部会

目 次

は し が き

I 総合大学における研究と教育	(26)
(国立大学のあり方についての前提と原則)	
1. 研究と教育の均衡	(26)
2. 研究者としての教員	(26)
3. 教育目的	(26)
4. 教育者としての教員	(26)
5. 改革と現行法令	(26)
6. 新しい構想	(27)
7. 諸原則	(27)
(1) 研究と教育の関係	(27)
(2) 教養教育	(27)
(3) 課程の履修	(27)
(4) 入学試験	(28)
(5) 新講座制, 研究・教員組織	(28)
(6) 研究組織	(28)
(7) 教育・学習組織	(28)
(8) 教員の身分制度	(28)
(9) 研究院(大学院と附置研究所)	(28)
(10) 教員の定期的審査	(28)
(11) 学生組織	(29)
(12) その他の問題点	(29)

8. 外国語教育について	(29)
9. 保健体育について	(30)
〔補説Ⅰ〕 本調査研究と現行法令上の問題点	(32)
Ⅱ 国立大学の研究・教育組織	(34)
1. 教員組織のあり方	(35)
2. 研究組織のあり方	(35)
(1) 部, 専攻, 系列	(35)
(2) 研究設備	(36)
(3) 専門技術員	(36)
(4) 研究所属の研究設備	(36)
(5) 研究所と大学教員	(36)
(6) 研究の地域センター	(36)
(7) 研究のための講座当経費	(37)
(8) 研究助成金と研究員・技術員に対するフェローシップ	(37)
(9) 研究所の運営	(37)
3. 教育・学習組織	(37)
(1) 主専攻・副専攻・教育組織としての専攻と系列	(37)
(2) セミナー・実習	(38)
(3) ガイダンスおよびカウンセリング	(38)
4. 系列・専攻・部の構成と機能の分掌	(38)
5. 現状からの移行について	(40)
(1) 教授会の機能	(40)
(2) 人事交流について	(40)
6. 大学院のあり方について	(40)
Ⅲ カリキュラムの編成	(42)
1. カリキュラムの構成例	(43)

2. 上級課程について.....	(45)
3. 他大学聴講の制度ならびに大学開放について.....	(46)
〔補説Ⅱ〕カリキュラムの編成と学生との関係について.....	(47)
IV 特定の専門に重点をおいた大学の構想.....	(48)
1. 教育・学習組織.....	(48)
① 専門教育部(学部)課程.....	(48)
② 上級課程.....	(48)
③ 大学院.....	(48)
2. 研究組織.....	(49)
① 研究組織と教員組織.....	(49)
② 研究所.....	(50)
3. カリキュラムの改革.....	(50)
① 改革の根本方針.....	(50)
② カリキュラムの構成.....	(51)
4. 専門科目のカリキュラムについて.....	(51)
5. 教養科目のカリキュラムについて.....	(52)
① 履修の時期.....	(52)
② 教養科目の内容.....	(52)
③ 授業方法について.....	(53)
6. 医学系教育の特殊性.....	(53)
① 医学系教育の主なる特色.....	(53)
② 医学系教育の問題点.....	(54)
〔参考資料〕大学に関する法令.....	(55)

Ⅱ 大学の研究と教育

第 2 研究部会

は し が き

本調査研究は、国立大学の研究と教育について、改革すべき点を調査研究するとともに、最近逐次公表されている各大学の改革案を検討し、主要な問題点および考え方を参考とし、その方向性を概括し、できうれば各大学共通の理解なり拠りどころなりを探究することを試みた。もとより各国立大学においては、鋭意大学改革について検討が行なわれ、かつ積み重ねられており、その結果は各国立大学の個別的な事情に応じて具体的な改革意見が次々と提案されており、このような各大学の自主的な改革への志向は、もとより尊重さるべきである。ただしその内容についてはかなりの差異があるにも拘らず、それが全く調整不可能であるほどの矛盾を示すものではないことも次第に明らかとなったといえるであろう。それらの意見は、その改革への基本的態度およびその論拠について検討する限りにおいて不可避免的にある方向性をもたざるをえないと理解されるであろう。すでに各大学から、1) 国立大学協会大学運営協議会「大学問題に関する調査研究(中間報告)」(昭和45年2月)に対して寄せられた意見は、多数に上っており、さらにこの他に2) 国立大学協会第一常置委員会「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解(未定稿)」(昭和45年11月25日)に対して寄せられた回答も、直接的ではないが上記の「中間報告」に関連する回答意見と考えれば、これに準ずる意味をもつものとみなすことができるであろう。これらの回答は、すでに膨大な量に上っており、その内容も極めて豊富であるが、ここには、これを整理して重要な問題点をとりまとめ、そこに何らかの共通な志向性を求めようと試みた。ただし、各個の大学にとって特殊であっても、重要な問題が論ぜられている場合には、できるだけ一般論のなかに攝取されている。その結果、国立大学の改革についてのいくつか具体化された見解を示すことになったのであるが、それもけっして他に様々な改革意見がないというのではなく、それらの中にある共通性をできる限り幅広く捉えることを試みたものである。以下、まず国立大学のあり方からはじめて、その研究と教育の組織について、主要な問題点に即しながら、本部会としての見解を述べたい。

I 総合大学における研究と教育

(国立大学のあり方についての前提と原則)

1. 大学における研究と教育とは、原則的に不可分であることはいうまでもない。ただし、これらは必ずしも無条件に両立しうるものではないことは現状の示すとおりであるが、しかも研究と教育とは原則的に均衡を保った不可分の関係を保たなければならず、その際研究の成果はおのずから教育に表現される関係にあることが適当であろう。

2. 大学教員は、もとより研究者でなければならない。その研究は、たんに大学が備えうる研究設備に拠るばかりでなく、さらに強力な共同研究施設を基礎として遂行されなければならない。その理由は、第一に、特定の大学に研究設備が不均衡に集中することは大学の研究能力の格差を助長するので不可であり、第二に、一大学に備えられる研究設備の規模には限界があるばかりでなく、現代の学問領域は発達と細分化を遂げ、ことにある部門では巨大な設備を必要不可欠としている現状から、一大学にとってこれを備えることはその能力をこえているからである。

3. 教育は、もとより専門人を育成する技術教育、専門教育を遂行することを意味するのはいうまでもないが、その究極的な目的は人間的な教養としての *Humanität* をふくみ、これらを両立したかたちで充実させるものでなければならない。大学は、専門人を育成する役割を果たすものであるが、たんに完成した専門家なり研究者なりを養成すれば足りるのではない。この点について、各大学は共通の理解をもちうるであろう。

4. 大学は、この意味での研究と教育とを二つながら全うすることを理想とする。したがって大学の教員は、研究者であるとともに、教育者であることを欠いてはならず、研究者的能力と教育者の資質および熱意を備えるものでなければならないのである。たんに研究者であっても、教育者の資質を欠く場合には、大学教員としては適当でないであろう。

5. 大学は、わが国と世界の情勢において、新たな理念をもち、研究と教育にかんするその使命を果たすために、現行制度を根本的に検討して、それに適当する組織を備えなければならない。その結果は多かれ少なかれ現行法令と抵触せざるをえないであろうが、ここでの見解にあっては、ある程度法令を改正することは必要であるとしても、必ずしも現行法令と全く相容れないほどの提案を考慮しているわけではない。したがって、その提案は暫定的には法律を改正することなく、経過的措施によってほぼ実現しうる場合もあるであろう。しかし、あえて法令の改正を回避

するものではないことはここに強調しておきたい。現行法令例えば、学校教育法、同施行令、同施行規則ならびに大学設置基準その他は、いずれもこの意味で慎重にしかも根本的に検討を加えることが必要である（後述補説Ⅰ参照）。その上で、大学にかんする新たな組織が構想されなければならないが、それは自立的であり、かつ弾力性と流動性に富むものでなければならず、また開放的であることを要するであろう。

6. 従来の大学制度は、この際十分にその意義が確認された上で、新しい構想に従って再検討を加えられ、これに基づいて改革を目指し、最も理想的な形をとるための努力が払われなければならない。大学の研究と教育とが、新たな理念と役割とを担うべきであるとすれば、その目的を達成するために、現実の事態にも十分に深く根ざし、それとともに、現在考えうる最善の方向をとって改革を企てるべきであろう。

7. 以上のような諸前提に留意しつつ、つぎに、新たな大学の拠って立つべき原則についてその要点を挙げたい。

(1) 大学における研究と教育とは不可分でなければならないが、研究・教育課程の全面にわたって未分離のままに結合していなければならない、ということの意味しない。むしろ、大学における教員の研究組織と教員および学生の教育・学習組織とはある段階では分離されていることも必要であろう。その見地から、従来の大学制度は全体として再検討され、分離すべきものは分離して、研究組織と教育(学習)組織に二分した上で、その総合として再構成すべきであろう。

(2) ここでのべている新しい構想によれば、その教育課程のなかに、専門的な学問領域にある程度の傾斜が含まれていることはいうまでもないが、その目的が上述のような意味での教養教育を含むことを忘れてはならない。しかし、従来の大学院に相当する教育は、大学の教育機能から一応離して、研究者養成ならびに研究課程として別個の組織とすることがのぞましいであろう。いわゆる一般教育がめざす教養教育は、この構想においては、大学の教育・学習課程の全面にわたって施行され、学習しうるように配分されなければならない。

(3) 大学は本来上述の意味での教養教育を目的とし、教育・学習期間は三年ないし四年間（六ないし八学期間）程度を基準とするが、学年制は採用しない。研究と教育の要請に基づいて必要欠くべからざる場合には、特定の専門学術分野に重点を置いた専門的教育課程を備える専門大学を設けることは許さるべきであろう。また、技術者あるいは国家公務員試験のために必要な場合には、大学上級課程を設けることもできる。他方、学生の能力においては、専門的研究者として成長しうる見込が大きいときには、学習期間に捉われない早期教育を開始することも、資格認定

試験などの方法を前提とすれば認めてよいであろう。

(4) 入学試験については、高校側の進学適性認定をある程度認め、大学と高校とがともに協力するやり方が望ましいであろう。しかし、この問題については当協会の第2常置委員会および入試調査特別委員会の検討に委ねたい。

(5) 大学における教員の研究・教育の単位組織は新講座制であり、一講座は教授一名からなる人員と、適正な予算および研究室、教育設備を含んでいる。講座を担当する教授は、学問領域を共通にする範囲で、原則として教員数10ないし20とし、止むをえない場合にもその2倍程度の教員組織として教授団(Faculty)を構成し、教授の人事、身分に関する最下部組織とする。しかし教授の身分についての最終的保障は、専攻に付属する会議体にあることが適当であろうと考えられる。

(6) 教員の研究組織としては、学問領域のまとまりの上に「部」を形成し、ついで、さらに部を統合する「専攻」に所属し、その上には「系列」があり、それらが大学全体を構成する。これらの組織は、従来の学部、学科などの制度と全く無縁ではないが、一応それらを離れて、新たに弾力性、流動性を備える組織として構想されるものである。したがって、大学間において、研究者相互間の交流なり、学生の単位履修についての互換制度なども考慮すべきであろう。

(7) 教員と学生の教育・学習組織は、専攻を基礎とし、系列によってとりまとめられ、大学によって統合される。

(8) 理念としては、教員の身分制度を廃止し、大学の教員はすべて教授とし、一人一講座制の上に立つこととし、助教授ないし助手は消滅するという構想も可能であろう。ただし講師(授業補助担当者)は、部に直接に所属する。なお、講座のうち若干は部に保留されて、自由講座として境界領域あるいは新分野に属する研究・教育者のために利用されてもよい。

(9) 従来の大学院および各附置研究所は、一括して、研究機関、アカデミー(国立大学研究院)に統合され、それには「国立大学院」が含まれている。アカデミーは、全国の大学の連合体によって運営され、従来大学院が果たしてきたような研究者養成のいみでの教育を行なうことを含んでいるが、本質的には研究機関であり、総合的であり強力でなければならない。しかも、それは公開されており、共同利用の原則に立つべきであろう。ただし、これに属する研究者であっても、教育者の資質を欠く者は、たとえ研究者としての資質があっても、大学教員となることは不適當であろう。

(10) 大学教員については、その研究と教育の能力について、何らかの方法により定期的に審査をすることが望ましいと考えられるが、その期間と方法については研究と教育の各分野によって

異なるであろう。ただし、その際、教員は自主性をそこなわれてはならず、主として自身の申告が尊重されて然るべきであろう。

(11) 学生組織は、原則的に全学一本であり、大学の全学的本部がこれに対応する。その下部単位としては、せいぜい系列造が役員組織選出の母胎として組織される程度であろう。このような学生組織に応じて、学生問題を処理するそれぞれの機関が設けられるべきであろう。なお、本部には、一般的な学生へのカウンセリングを担当する機関をおくのが適当であろう。

(12) 以上の諸点の他には、次の如き問題点があることを列挙しておきたい。

- a) 学生福祉制度は、大巾に改善され、充実されるべきであり、奨学金、学生保険、勤労学生援護、保健体育、学生寮、学生食堂など、その全面的改革は切迫した必要となっている。
- b) 学生の教育は、自発的な学習と研究への意欲をめざめさせるために、学生用の学習設備、図書館などを充実させなければならない。
- c) 学生の自発的な学習を支えるためには、大学の各教育組織、系列、専攻などにおいて、ガイダンスに常時留意しなければならない。
- d) ここに研究・教育組織として構想されている各組織は、弾力的・流動的であるが、学生の教育組織への所属関係も、同じく弾力的・流動的であってさしつかえないであろう。
- e) 大学の管理・運営にかんする唯一の最高機関は、評議会であることが望ましいであろうし、系列と専攻などにはそれぞれこれに下属する合議体が設けられるが、従来の教授会にあたる合議体は大学の内部事情に従って専攻または系列に置くか、場合によっては必ずしもこれを存置する必要はないであろう。ただし、この点は、本研究部会の固有の課題ではない。
- f) カリキュラムの編成は、各教育組織が分担する。教員選任についても、同様な原則に従うのが適当であろう。ただし、学生の要求は、カリキュラムに関する場合には、その編成に参加するための合目的的な方法により許容さるべきであろう。

8. 外国語教育について

大学における外国語教育はたんに読み・書き・聞き・話す能力の養成・充実を目的とするものではなく、外国文化の理解を深め、思考力や言葉に対する感受性を練磨するという教養的意義をもつものであることはいままでもないが、国際交流が頻繁かつ緊密化するにともない、国際的なコミュニケーションの手段としての語学力の必要性が社会の各方面において痛感されており、ま

た大学内ではそれぞれの専攻諸領域において活用しうる語学力の養成を求める声が強まっている。このような状況を考えるとき従来の外国語教育のあり方を根本的に検討し、より合理的で効果的な方法を講じることは緊急の重要課題であるといわなくてはならない。

外国語教育の改善を検討するに当たっては、まず既修外国語（主として英語）と未修外国語の取扱いの相違に留意しなくてはならない。未修外国語における初歩的乃至技術的段階の外国語教育は、大学の正規のカリキュラムのほかに、外国語センター（仮称）の如き施設において能率的・効果的に学習する方法も考えられる。

（注1）外国語センター（仮称）は、L・Lの設備をもち、初歩的ないし技術的な訓練の施設であるとともに、外国語教育や教授法を研究し、また高度の言語文化を研究する総合的な機関であることも構想されてよく、各大学の実状に即した組織や運営方法を検討すべきであろう。

外国語教育の履修時間数は全般的に甚だしく不足しているが、とりわけ未修外国語の場合には学修時間の大幅な増加が必要であろう。すでに基礎的学力をもつ既修外国語および未修外国語の後期段階の場合は一般教育や専門教育との結びつきを緊密にする方法を講じる必要がある。たとえば英語による授業を通して、外国語と一般教育もしくは専門教育との一体化をはかる方法なども有効であると考えられるが、このためには外国人教師の大幅な増員が必要であり、また外国語教員の別枠による海外研修を強力に推進する施策が不可欠である。

外国語教育の充実のためのカリキュラムの編成においては、専攻分野による必要度の違いや、学生の素質、能力、関心の相違に対する充分の配慮が必要である。画一的なカリキュラムを排しできるだけ学生に自主選択の余地を与えるように、程度や内容の異なる複数のコースを設定すべきであろう。このことと関連して、開講する外国語の種類をふやすことによって外国語教育の多様化をはかることが望ましい（ロシア語、スペイン語、中国語、その他隣接アジア諸国の言語等）。

大学における外国語教育の出発点である入学試験は、高等学校の外国語教育を規制する面をもつものであるが、このような見地から入学試験の内容・方法を根本的に再検討しなければならないであろう。

（注2）筆記試験のみではなく、音声面からの理解力・発表力のテストを導入すべきである。また高校における第二外国語を奨励するようなテスト方法も検討されてよいであろう。

9. 保健体育について

大学における保健体育は、人間の生命・健康に関する知識を与え、学生の健康の保持向上を目的とすると同時に、それによって大学における学生の相互の連繋を深める役割をも果たしている。また、大学における保健体育は青年期におけるバランスのとれた心身の発育のためにも必要な

ことはいうまでもない。現在大学においては、学生の体力が低下していることもあるので、その維持向上の目的にも欠くことはできない。教養課程における体育実技のトレーニングは、一生にわたって意味をもつものである。また体育実技のクラスで交友関係が生れることも事実である。一方体育実技に関しては学生からの要望も強い。

しかし、現在の大学における保健体育の教育が、その目的に即してなされているか否かということに関しては、大学による差が非常に大きく、学内外において種々の批判があり、また問題が提起されていることも事実である。

最初にのべたような保健体育教育の意義に照らしてみれば、保健・体育が、教養課程における教育の一つの要素であることは明らかで、少くとも大学の4年間の課程を終了するまでに、このような保健体育に関係する単位を履修することを条件とすべきである。その講義の内容は、人間の生命の科学として人間の理解に役立つものであることが必要である。上のような理由により、保健体育を体育実技を含めて正課として実施し、これについて単位の認定をするということは従来の通りとするのが適当である。しかし、一方では体育実技に関しては、単位の認定とは別に考えるべきであるという意見もありこれを無視することはできない。

上のような理由で、保健体育を一つの独立な学科目として、正課として実施する場合にも、現行のように画一的に講義2単位、実技2単位として、全学生に課することには疑問があり、履修方法に関しては各大学がそれぞれ最も適した方法がとれるように柔軟性をもたせることが必要である。その具体的な方法としては、最初にのべたように、4年間の課程で、人間の健康等に関する一般的な保健体育に関係する単位を最低4単位の履修を条件とするが、これを同じ目的の適当な総合科目等でおきかえ選択履修することができるようにすべきである。一方希望する学生に対しては、保健体育科目の履修は4単位に限らないこととし、同時に適当と認められる場合には他の一般教育科目に必要な単位を保健体育科目の単位でおきかえることも考えるべきである。これらの措置は、それぞれの大学が、その事情に応じて定めるべきであろう。またこのような選択制度を取り入れることにより保健体育教育の質が高められるものと考えられる。

体育実技に関しては学生の要望も多く、その実施に関しては現行の施設は不十分で、大学によっては運動場のないものさえある。このような設備の拡充とともに実技の教育のための助手の増員は不可欠である。体育館などの施設については、複数大学の共同利用ということも考えられる。

体育実技の教育効果をあげるために、体育センター（仮称）をおくという案もある。このセンターの構想については、多くの大学の改革案にものべられていて、研究・教育のほか課外活動へ

のサービスも考えられるが、そのいずれに重点をおくかは大学の事情によるものと思われる。また、センターと保健体育教育の教員組織との関係については大学における研究と教育の不可分に
関した問題があり、それぞれの大学の実情を検討した上慎重な配慮が必要である。

課外活動との関連についてはⅣ—Ⅳにのべられているが、大学における保健体育教育の目的を達するためには、この両者を緊密な関係におく必要があることを強調しておくべきであろう。

体育専門の課程、教員養成課程の大学における専門教育あるいはこれに準ずるものとしての体育については、別途考えるべきものである。

〔補説Ⅰ〕

本調査研究と現行法令上の問題点

本調査研究は従来の国立大学の研究・教育組織について大幅な改革を提案している。これらの提案を完全に実施するためには関係法令を改正することが望ましいが、現行法令のもとにおいてもこれらの改革がどこまで実施し得るかをここで検討する。その際、法令上の問題点はつぎの諸点にある。

1. 学部制 本調査研究は従来の学部を廃止して、1大学1学部制を提案しているが、現在の学部制を廃止して1大学1学部をとることも法律上許される（学校教育法53条但書）。しかし、その場合は全学教授会として、大学によっては500名ないし1 000名をこえる教授会が置かれることになる。このような教授会が審議決定機関として、その機能を充分果たし得るとは考えられないが、このような教授会を廃止することは現行法令上困難である（学校教育法59条）。ただしこの教授会は全学教授会とし、その権限を別個の全学的委員会に委任することは可能ではなかろうか。たとえば、大学内の各部門（現在の学部内の学科あるいは教室の単位）の教員団から選出された委員によって構成される全学的委員会に全学教授会の権限を委任し、その委員会の決定をもって「教授会の議」に代えることも、大学内部の自治として許されると解すべきであろう。そこでこの教授会の権限の委任がどの範囲で許されるであろうか。今日に至るまで教授会の権限として最も重要なものは教員の採用および昇任についての選考権である（教育公務員特例法4条）。この教員は教授、助教授、専任講師とされ、助手はこれに含まれず、単に省令により教員に準ずる地位が認められているに止まる（教育公務員特例法施行令2条1項）。したがって助手の採用の選考については教授会の議に基づく必要はない（同条2項）。ついで教授、助教授専任講師の採用および昇任についての選考は「教授会の議に基づき学長」の申し出に基づいて任命権者（国

立大学の場合は文部大臣）が行なわねばならない（教育公務員特例法4条1項、25条1項1号、10条）。しかしこの助手を除く教員の採用及び昇任についての教授会の権限は上記の委員会に委任することも、その当否は別として、現行法令上許されると解する余地がある。

このような解釈が許されるとする一つの根拠は、教員の採用および昇任についての基準の制定が評議会の権限（教育公務員特例法4条2項、国立大学評議会暫定規則6条4号）とされ、教員の採用、昇任について全学的な統一が法律上予想されている点が挙げられる。そしてさらに本調査報告が提案する教授会が全学的教授会としてその構成員が500名あるいは1000名をこえる場合は、その教員の採用および昇任についての審査は極めて形式的かつ名目的なものとなり、法律が本来予想している個々の教員候補者の研究、教育能力について専門家による実質的審理は期待できなくなる点が挙げられよう。以上の諸点を考慮すると、教員の採用および任用の手続きも、現在の学科あるいは教室単位の部門別教員団が発議し、全学的な人事委員会の議を経ることによって「教授会の議に基」づいたとすることも違法ではないと解されるのではあるまいか。

2. 評議会 本調査報告が提案する現在の学部をいくつかの部門に分けた場合、評議会はいかなる機能を果たすことになるか。現行法令上、評議会は教員（助手を除く）の不利益処分（転任、降任および免職）および懲戒処分に対する審査（教育公務員特例法5条、6条、9条、25条1項4号）、大学全体を通ずる教員の採用および任用の基準の制定および学部間の連絡調整を目的としている（国立大学評議会暫定規則6条）。学部制を廃止し、多数の部門制を採用した場合、評議会の審議事項をどのように改革すべきかは今後の課題であるが、現行法令の解釈としては、その審議事項の一つである「その他大学の運営に関する重要事項」（国立大学評議会暫定規則6条8号）を活用し、これが全学にわたる最高の管理運営機関として各種の全学的委員会と密接な結びつきをもちつつ、その実質的権限を強化することも法律上可能である。

3. 大学院 大学院は現行法令上も必ずしも学部の上に置かれることは予想されていない（学校教育法62条、65条、66条）が、事実上国立大学では、ごく僅かな例外を除いて、すべての大学院は学部を基礎としてその上に設けられている。「大学院設置審査基準要項」（昭和27年10月11日大学設置審議会決定）第7項、「大学院基準」（昭和24年4月12日大学基準協会決定）第二基準、第6項、なお「大学院を有する大学は、その課程に応じて十分な教員を置かなければならない。ただし原則として、大学院のみに専属する教員を置かない。学部の教員を充実にすることによって大学院の課程を担当しうるように教員組織を用意することが必要である。」「大学院基準解説」第二基準、第6項。）本調査研究の提案する大学院についての問題点としては、数大学にまた

がる大学院研究科組織が認められるかどうかにある。この大学院研究科を共同利用研究所（国立学校設置法4条2項）と解すれば、現行法の下においてもその設置が可能である。しかしこの場合の管理運営は特定の国立大学に委ねられることになるので、これを利用する他大学の教員がその管理運営に参加する方法をどのようにすべきかが将来の問題として残る。なお、高エネルギー物理学研究所の例によっていずれの大学にも属さない共同利用研究所方式によることもできる。また、大学院に関する法令の規定する研究科に関する博士講座、修士講座の区別の廃止は省令の改正を必要とするに止まる。

Ⅱ 国立大学の研究・教育組織

これまで大学の研究と教育の機能はともに大学（講座・学科・部門）に負わされてきた。大学の学生数が増すにしたがってその教育を担当する教員の数をます必要が起こるのは当然であるが、その増員が同時に研究機能をじゅうぶん果たすだけの施設・設備や研究費の裏付けなしに行なわれてきたことが、大学の正常な機能をいちじるしく害う結果をもたらしたことはいうまでもない。その反面、学問の急速な進歩は研究の対象や手段のたえまない変化を生み出し、かつ研究・組織を拡大することを要求し、研究と教育との均衡を保つことはますます困難になりつつある。

このような難点を解決し、研究と教育における協力態勢を流動的なものとするために、上述のように教員の研究機能と、学生に対する教育機能ないしは学生の学習組織とは適当なかたちで分離されつつ、全体として統一された機能を果たすことがのぞましい。

しかしながら、ここでいう機能の分離とは、研究組織と教育組織がそれぞれ固定した恒常的な人員および施設をもつ別個の組織に分離され、教員の身分をそのどちらかに固定することを意味するものではない。むしろ教員組織としてやや恒常的な集団を考え、教員はこれに所属し、できるだけ自由なかたちで研究および教育計画に参加するかたちをとることがのぞましいと考えられる。以下その概要についてのべることにする。

1. 教員組織のあり方

教員組織は教員の身分制度に関連して検討されなければならない。教員の選考がその専門とする学問領域における研究および教育上の必要にもとづいて行なわれるべきことはいうまでもないが、セクショナリズムをさけるためには、教員の身分の最終的保障は大学それ自体にあるとすべきであって、その下部組織に独立してあまりつよい権限を委ねることは適当でないであろう。そ

れと同時に教員の集団が互いにじゅうぶんな意思の疎通をもちうるためには組織の最小単位はあまり大きすぎないことが必要であって、教員数にして10ないし20、せいぜい30ないし40程度にとどめるのが適当と考えられる。これをかりに教授団(Faculty)とよぶこととする。教授団は関連する学問領域にしたがって構成されるのが自然である。教員は教授を中核とし、教授はその責任とする研究および教育の領域をおおう「講座」を代表する。従来の講座制の欠陥はひとつの講座に教授・助教授・助手・雇傭員等の人員と、これに対応する研究施設が固定され、その運用が閉鎖的であったことにある。これをのぞくために、教授・助教授の差別をなくし、ひとつの講座はひとりの教授によって代表される「新講座」を設ける。また教授のほかには研究および教育を担当する講師によっておきかえるものとする。このさい講師は講座の所属の定員とせず、それぞれの研究もしくは教育計画にしたがって配属されるものとする。また教授団の構成はできるだけ柔軟であることがのぞましく、学内の他の専門領域もしくは学外の研究・教育者を受け入れることなどの便宜のために、いわば無任所の自由講座として適当な数の講座が用意されていることがのぞましい。

2. 研究組織のあり方

大学における研究はできるだけ自由な立場で行なわれるべきであって、その独創性においてきわめて個性的な側面をもつと同時に、もっとも流動的な協力態勢をとりうる必要がある。またこれに要する施設や設備ないしは研究員は充分にととのえられなければならないが、その反面ますますぼう大となりつつある設備にたいする要求から、これらを大学の特定部局の所有、さらには特定の大学の所有の限度をこえる施設設備を数多く生み出す傾向が生じている。これらの問題を解決するためには研究者が自由に利用できる一定限度の設備や経費をもっとも有効なかたちで保障すると同時に、集約的に設けられるセンターないしは研究所がますます重要な役割を果たすようになるであろう。ただしこの場合に研究者が設備を自由に利用し、研究計画に参加できる態勢が必要であると同時に、研究センター、研究所の運営が閉鎖的なビュロクラシーに陥ることのないよう配慮しなければならない。これらの構想を背景としてつぎのような組織を考えることができよう。

(1) 教員の研究組織としては、Iに述べたように学問領域のまとまりの上に「部」を形成し、ついでさらに部を統合する「専攻」に所属し、その上には「系列」があり、それらが大学全体を構成すると考える。これらの組織は従来の学部、学科などの制度と全く無縁ではないが、それらよりもはるかに弾力性流動性を備える組織として構想されるものである。

(2) 各部にはその担当する学問領域の研究に必要な研究設備をそなえ、単数もしくは複数の教授および研究員、技術員を擁する研究組織としての研究室（インスティテュート）を設ける。これらの研究設備はさしつかえないかぎり学内の他の部の研究者にたいしても開放することを原則とする。部所属の研究室のほか、工作センター、文献センター、計算センターなど学内共同サービス・センターを全学的運営によって開設することなどが必要となろう。これらの研究室の組織は流動性を欠くことのないよう考慮されなければならない。

(3) 研究室には工作、分析、計算、文献資料整理などのための専門技術員が配属される必要があり、大学はそれらの要員の十分な数を確保し、かつそれらの職員の昇進のみちを可能にするような給与体系を確立することは欠くことを許されない。従来の大学の研究室のもつ重大な欠陥のひとつはこれらの措置がとられていないので、これらに対して緊急な解決が望まれる。

(4) さらに大規模の研究施設は大学共同で運営される必要があり、便宜上特定の大学または複数の大学に運営を委託することはさしつかえないが、その管理は全国の大学によって組織される「国立大学研究院（アカデミー）」によって統轄されることがのぞまれる。なお、「国立大学院」は一面においては研究組織であるから、「国立大学研究院」のなかに従属することになるであろう。原則としてその運営にかんしては現存の共同利用研究施設が参考となろう。とくに新たに「高エネルギー研究所」を設立するにあたって、国立学校設置法を改正し、全国の大学の共同利用の研究所とし、国立大学ばかりでなく公私立大学の大学院の教育にも協力できるようになっているが、この考え方を進めて研究院を全国の国立大学の共同利用の機関として組織することも一つの方法であろう。

(5) 大学に属するすべての教員は原則としていずれかの研究組織にぞくして研究を行ない、研究者としての努力を続けなければならず、これを容易にするためには人事の交流を促進するほか四年に一回一年間程度の研究専念の機会、すなわちサバティカル・イヤーの制度を考慮すべきであろう。

(6) 以上のような趣旨にそって設けられる研究所はいくつかの異なる場所に分散して設けられることとなろうが、研究の便宜のためにはそれらの研究所相互もしくは研究所と大学の研究室との距離はたとえば交通時間1時間の範囲内にあることがのぞましい。その意味からそれぞれの地区ごとに研究の地域センターを設けることが必要である。ただしこれらの構想には、日常的業務にかんするもの、企業的開発にかんするものならびに行政目的に直接にかかわるものなどの研究をのぞくすべての基礎研究は、原則として大学の共同によって運営される研究院に所属する研究所において行なわれることを前提としている。

(7) 大学の研究機能は、教育機能からいちおう分離したかたちで行なわれ、教員はその所属する教授団からそれぞれの研究および教育の組織に同時に参加することを原則とするが、この場合大学における研究がすべて強力なかたちで組織され、プロジェクトにしたがって集団的に行なわれることを意味しない。きわめて独創的な研究はむしろ個性的なものであって、その意味から教授はみずからの研究計画を遂行するのに必要な最低限度の財政的保障をうることが必要である。したがって研究費の一部が、講座研究費として支出されることがのぞましいであろう。従来の難点は大学における研究費が実質的にはほとんど講座研究費の形態にかぎられており、多くの設備費がその枠のなかから支出されなければならなかったところにあり、上述の考えの基礎には研究施設・設備については、講座当研究経費とは別途に支出されることが前提とされている。

(8) 研究室（インスティテュート）は大学所管の研究施設として運営され、その費用は大学の経費より支出されるのが適当であるが、そこで行なわれる研究の費用ならびに参加研究員の給与はこれを研究院が統轄する研究予算より支出できる方法をあわせて考えることがのぞましい。そのため従来の科学研究助成金に、研究員・技術員に対する給与支出をあわせて大幅な財政支出を行ない、たとえばフランスのCNRS（国立科学院）のような機能を研究院に付与することが適当であろう。また、たとえば日本学術会議が昭和42年に勧告した科学研究基金への提案はこのような観点からも実現の方向にむかって努力されることがのぞましいと考えられる。

(9) 大学の教授は必要に応じ研究所の研究員としてその施設を利用し、研究に参加しうが、その場合には研究所の研究計画の立案にかんする会議に加わるものとする。ただし研究所の行政は大学と完全に独立して行なわれ、研究所長はたとえば大学より休職のかたちで就任し、専任とすることがのぞましい。研究所が大学間共同の組織として効果的に運営されるためには、研究所の専任教員を多くすることには問題があり、兼任のかたちで一定期間の任命、すなわち任期制をとることがのぞまれる。このさい教員がいずれかの大学の教授団にぞくし、その大学の教授としての身分が保たれていれば、任期制を円滑に運用することが可能となるであろう。

3. 教育・学習組織

(1) 教育・学習組織は教員と学生とが共同して学生の学習を助けるために構成されるものであって、学生の学習活動は主としてひとつの専攻分野を中心として展開されるが、各自の希望により、あわせて他の専攻分野での学習をも可能にするような配慮が必要である。このため主専攻に加えて副専攻をえらび、これらにふさわしいカリキュラムを選定しうるように計画されなければ

ならない。このように固定した学科の壁をなくし、履修に柔軟性をもたせることにより、学生の専攻決定に伴う多くの実際的困難をとりのぞくことが可能となるであろう。このような目的にしたがい、教員と学生との共同によって組織される教育・学習組織は「専攻」をもってひとつのまとまりとし、さらにこれを包括する「系」によってまとめられ、大学によって統合される。教育・学習にかんする事務組織は、「専攻」を末端として主として「系列」に部局をおき、全学の本部によって統轄される。カリキュラムは専攻を中心として立案され、系列において調節をはかることとする（カリキュラムについてはⅢを参照）。

(2) 学生の教育にあたっては講義はもとより、セミナー・実習を充実させ、自発的な学習と研究への意欲をわきおこすために、学生用の学習設備（実験室、ランゲージラボ等）、図書館などの拡大増設を要するであろう。これらの学内教育施設は学習の便宜にかんがみ互いに近接した場所にあることがのぞましい。

(3) 学生の自発的な学習を支えるためには、大学の各教育組織（系列、専攻など）においてそれぞれガイダンスに留意しなければならない。そのためには全学的レベルでガイダンスを担当する組織を設けることがのぞましい。教員の研究・教育組織への配属がきわめて流動的、弾力的であると同様に、学生の教育組織への所属関係も流動的、弾力的であることがのぞましい。なお学習にかんするガイダンスとは別に、学生の相談役としてカウンセリングの専門家による組織的な助言を与えようよう積極的な努力がはらわれなければならない。

4. 系列・専攻・部の構成と機能の分掌

つぎに上述の系列・専攻・部の概念を明らかにするために事例をあげて参考とする。たとえば、

a) 人文系列

史学専攻
文学専攻
心理専攻
教育専攻

b) 社会科学系列

社会専攻
法律専攻
政治専攻
経済専攻
経営・会計専攻

c) 自然科学系列

数学専攻	工業化学専攻	獣医畜産専攻
物理科学専攻	土木建築専攻	水産専攻
生物科学専攻	航船・航空専攻	林業専攻
計数・計測専攻	資源冶金専攻	農芸化学専攻
物理工学専攻	都市工学専攻	基礎医学専攻
機械専攻	原子力工学専攻	臨床医学専攻
電気専攻	宇宙工学専攻	薬学専攻

などとし、部はこれを研究組織の最小単位ないしは教授団に対応する区分とみなす。たとえば、

物理科学専攻	物理部
	化学部
	地学部
経済専攻	経済部
	応用経済部

のごとくである。

専攻・系列は、教授団を中心とする研究ならびに教育の機能の企画・調節をはかるものとみなすことができ、それぞれ適当に機能を分掌することによって能率を高めうるものと考えられる。

つぎに例示するのはその一試案である。

	全 学 段 階	系 列	専 攻	部
教育機能	入学試験登録 カウンセリング 奨学金・保険制度 学寮・厚生施設	ガイダンス・カリキュラムの調整	学生処分 教員弾劾 カリキュラムの編成 試験・ガイダンス	
研究機能	インター・ユニバーシティの研究計画・共同施設の運営・研究費受入 開発研究への協力	研究計画の決定	教員選考 研究セミナー計画と研究計画の調整	研究計画立案 研究セミナー計画立案

すなわち以上のように各段階において、教育および研究の機能は流動的でありつつ均衡のとれたかたちで、そのときどきに設定された、教育組織および研究組織を通して実施されることとなる。このような趣旨にかんがみ、教育組織、研究組織がはたす実務的な面にかかわる事務内容は全学的に有機的なかたちで処理されるようとくに配慮がのぞましい。

5. 現状からの移行について

上述のような構想はかなり多くの大学で妥当と考えられているものと共通するところが多いであろうが、実施の段階で多くの問題と困難とを伴うこともまた事実である。

(1) 教授会の機能 そのひとつは従来最高意思決定機関とみなされてきた学部教授会の機能

をどのように教授団としての部、もしくはそのまとまりとしての専攻、系列等に分散させるかという問題である。ひとつの可能性は上記の表に示すように、たとえば教員詮衡を現在の学部より小さく、ここでの部または専攻の段階、すなわち現在の教室もしくは少数の教室の集会に移譲し、そこでは全教授が出席して意思決定に参加することであり、そうすることによって審議を実質的なものとするのができよう。それと同時に全学的な見地からの意見の調整と問題の処理とを可能とするために教授会のほかに評議会がその機能をじゅうぶん発揮できるよう配慮することがのぞましいであろう（補説Ⅰ参照）。

上述の教育機能と研究機能との分離は、具体的にいえば特定の教授団に所属する教員がそのときどきにに応じてふさわしい課程の担当者となり、またそれと同時にある研究グループにぞくする研究計画の実施に参加するというかたちでこれを実現することができ、それに伴う自由度は現行制度よりはるかに柔軟なものとするのであろう。その利点はたとえばどの課程を担当する教員でも、自由にその研究テーマにしたがって、その参加する研究組織をえらびうることである。

(2) 人事交流について 同一学内の人事交流はもとより、大学間の人事交流がのぞましいことは、大学改革の主要なテーマのひとつとしてひろくとりあげられてきた。その実現の困難な原因はいろいろあろうが、そのうち具体的な措置によってとりのぞくことができると思われるものをつぎにあげてみよう。すなわち①人事交流のための定員に余裕がないこと、②移動にともなって受入側にあたる研究のための予算、施設、設備をととのえることがむずかしいこと、③転勤にともなう住居や子弟の通学の問題などがあげられる。

まず①にたいしてはすでにのべたような「自由講座」が各教授団に割りあてられるような制度がのぞましいことはいうまでもない。共同利用研究所の客員部門制度がこれにあたり、また学術振興会の流動研究員制度を利用することもできよう。②にたいしては研究費や研究室を流動的に利用できるように増員を計るとともに可能ならば全額のなかから一部保留しておくよう努力することにより解決できるであろう。③は大学だけでは解決できない問題であるが、現在の共同利用研究所の宿舎のような学内宿泊施設のなかにいくつかの家族を受け入れる施設をつくり、一定期間滞在できるようにすることがのぞましい。

6. 大学院のあり方について

一般には大学院は大学課程につづく上級の教育機関とみられ、修士課程は研究能力を、博士課

程は研究指導能力の養成を目ざすものとされている。高等教育を受けるものの数が増すにしたがい、高度の専門の学習を経て職業人を志すひとびとが大学院に学ぶようになり、大学院の卒業生はかならずしも研究者をめざすとはかぎらなくなってきた。最近ではそのような傾向をみとめた上で修士課程は高度に専門化した職業人を、博士課程は研究者を養成するという考えが一般的になりつつあり、これまで多く修士2年、博士3年のつみ上げ方式がとられていたのを改めて修士課程2年、博士課程5年の複線型とする方式が考えられているようである。また博士課程の年限を3年に短縮すべきであるという意見があるが、専攻分野によっては、かならずしも学部課程修了後5年を必要としないと考えられるので、年限については画一的に5年とせず、弾力的に幅をもたせる方向で今後検討する必要がある。また、かりに財政的にはすべての大学に博士課程をおくことができるとしても、一律にすべての学問領域をおおすることは实际的ではなく、また全国的な視野から見て望ましいことではない。むしろ各大学がそのすぐれた研究分野に関して、研究と教育との協力を可能にするよう、たとえば地域共同の大学院を設けることが望ましい。

いちおうこのような考え方にたったとして、これまで大学院がおかれていなかった大学、あるいは修士課程だけがおかれて博士課程がおかれていない大学の、大学院にたいする将来の方策を問題としなければならない。もちろん各大学に修士課程、博士課程を各専門領域にわたって設置してゆく方法が考えられるが、これにはつぎのような難点がふくまれている。(1)各大学にそれぞれひろい学問領域にわたる大学院を開設することは人員、施設研究設備の面から大規模の拡張を意味するので短かい期間にそれを期待することは困難である。(2)大学院が当該大学の学部課程を担う講座と同一の講座によって支えられているという現行制度は、学部課程と大学院とを別個の組織とすることを困難にし、したがって他大学からの入学が学内からの応募者と同等の資格で行なわれることを妨げるおそれがある。(1)にたいする対策としては、すでに研究組織のところでのべたような大学間の共同の組織として大学院をインターユニバーシティーのものにすることである。それには大学院の教員は各大学からたとえば、兼任のかたちで参加することとなろう。この場合に教員は自分が属している大学の学生とともに大学院に参加する方式を考えることもできるが、むしろインターユニバーシティーの性格を明確にするには教員は兼任の資格で参加し、学生は原則として教員と無関係に大学院に応募するやり方の方がふさわしいのではないかと考えられる。このさい、大学院に専任の教員をおくかどうか、もうひとつの論点になるが、専任教員をおくということは独立の大学院大学をつくることと結論的にはおなじことになるので、インターユニバーシティーの構想にはむしろ反する結果をまねくことになる(補説Ⅱ参照)。

以上は大学院についての論点の主なものであるが、インターユニバーシティ的「国立大学院」を地域ごとに設けるという考え方についてはかなり多数の賛成意見がある。このさい既存の大学に設けられている大学も同様にこれまで以上にひらかれた性格になることを前提とすることはいうまでもない。そして大学院に付随する研究施設・設備も同様の取扱いをうけるべきであることは当然であり、この考えをすすめていけば上にのべた「国立大学研究院」の思想に帰着するものと考えてよいであろう。

「国立大学研究院」は教員のほかに有給のプリ・ドクトラルおよびポスト・ドクトラル・フェローが配属されることがのぞましいと考えられているが、博士課程の大学院生はむしろこのプリ・ドクトラル・フェローのかたちであることがのぞましいとする意見があり、それにしたがえば大学院としては修士課程だけが問題としてのこることになる。もしも修士課程はインターユニバーシティではなくて、一大学内のものとみるとすれば、むしろ後述の大学課程につづく上級課程と本質的にはあまりちがわないかたちになるのではないかと思われる。

大学院が「国立大学院」として扱われれば問題はないが、いずれかの大学に付置される場合には学位審査委員を当該大学教員のみにかぎらないようにすることなどによって大学院ごとに基準にいちじるしい格差が生じるおそれを防ぐことができよう。

なお注目すべきものとしては、大学院のたんなる教育の側面だけを重視するのでなく、博士課程の検討にあたっては大学における基礎研究の全体としてのあり方と、さらにはひろく一般の研究体制にたいする周到な見通しの上になつて検討されるべきであるという意見であって、こんごいっそうその方向への努力がつづけられるべきものと考えられる。

Ⅲ カリキュラムの編成

学部課程は原則として4年とする。学年制をとらず単位制とし、学生は適当なガイダンスによって自由にその履修する科目を選択できるものとする。研究者の養成は各大学の研究組織のほか研究院（アカデミー）に所属する大学共同研究施設において行なわれるが、かならずしも学部課程の修業年限にこだわらず、大学の課程の一定の科目を学習し、かつ検定に合格することによってアカデミーの研究員の資格をえたものは、ただちに研究生活にはいれるようにする。各専攻ごとにカリキュラムが編成されるが、学科課程は講義、演習（実習）、セミナーからなるものとする。講義は全体的に知識体系をもうらすよりは各分野の基礎的な方法をとらえることに重点をおき、学生の自発的学習を助けるよう演習・セミナー等が活用されることが望ましい。講義はた

たとえばA, B, Cの三段階とし,

A 当該専攻分野の初等的, かつ基本的な問題をえらび, できるだけひろい視野からとらえることを主眼とし, 学問の歴史的発展, 方法的側面ならびにその社会的意義などの解説を通じて学問への展望を与える入門的なもの

B 専攻分野のやや分化した領域における基本問題の組織的解説

C さらに分化した領域のやや高度の内容, あるいは境界領域に関するものに分けられる。ひとつの学問領域への学習をめざす学生が, それと関連する他の専門領域に対する理解をふかめ, あるいは専攻する学問とヒューマニティとのかかわりをさらに掘りさげてはあくするなどの目的に他の専攻にぞくするA科目を活用できるような配慮が望ましい。また学習がひとつの専攻領域にかたよりすぎて, 境界領域の自由な学習をさまたげることのないよう, 主専攻, 副専攻の制度を活用する。すなわち学生は所要単位の主力をひとつの専攻におく場合にも, 他の専攻を副専攻にえらび, たとえば単位のうち主専攻50%, 副専攻30%, 自由単位20%のような構成によって単位を取得するものとするなどの方法が検討されるべきであろう。

カリキュラムの内容についてひとつの注目すべき点は, 高等学校のそれとの関連であり, 他のひとつは教養課程と専門課程との過度の形式的分離のためにカリキュラムの一貫性を欠く場合の問題であり, これらについての組織的な研究が必要とされるであろう。

また従来の大学課程の講義がややもすれば固定した知識の体系を教授することに終始して, 柔軟な理解と方法の会得が軽視されがちであった点は改善されるべきであり, 国立大学協会第1常置委員会「大学院制度の改善について」において, 大学院修士課程について述べられた「学問分野のあたらしいフロンティアに接し研究活動に欠くことのできない直観の養成と, 新しい研究方法の修得にたいし努力する」ことはこんごの大学課程のあり方としても充分検討されるべきであり, そのような配慮は大学課程と上級課程との関連をなめらかなものとする点においても重要であると考えられる。

1. カリキュラムの構成例

カリキュラムの編成は今後の研究にまたねばならないところが多く, とくに境界領域においてそうであるが, 考察のよりどころと若干の事例を示すこととする。一般的にいうとBに相当する基本科目はいたずらに多岐にわたることなく, できるだけしゅうぶんな時間をかけて学習できるように配置することがのぞましい。またCに相当する特殊題目は自由選択としてそのうちいくつ

かを履修することを卒業の条件とする考えが一般的である。大学課程においてはあまりに分化しすぎた専門職業のための講義や、学問的考察にかかわることの少ない資料的なものの集成にぞくすることは、のちにのべる上級課程における講義に期待することによって、カリキュラムをぼう大で見通しにくいものとする必要があろう。

〔事例1〕自然科学系 物理科学専攻

A 数学	B 量子力学	C 原子核宇宙線	C' 科学と歴史
A 物理学	B 相対論	C 分子物理	C' 科学と哲学
A 生物科学	B 無機化学	C 固体物理	C' 科学と社会
B 力学	B 有機化学	C 分析化学	C' 科学と技術
B 電磁気学	B 物理化学	C 核化学	C' 技術と経済
B 統計力学	B 量子化学	C 地球化学	C その他の特殊題目
B 量子物理	C 素粒子	C 界面化学	

のようになるであろう。なお、一例をあげれば科学政策、科学行政担当の行政職などは将来相当の需要がある分野のひとつと考えられるが、かりに物理学を主専攻とする学生が科学政策を副専攻とする場合には、法学、経済学、社会学、史学、国際政治などの社会科学関係の講義とあわせて上記の C' にかかげる項目を履修することが役立つであろう。同様に例えば政治学を主専攻とする学生が科学政策や軍縮科学などを副専攻とする場合も同様である。これらはしばしば一般教育科目のくさび型として高学年次に適当と考えられているものと共通した内容をもっているといってさしつかえない。

〔事例2〕社会科学系 経済専攻

A 社会科学	B 統計	C 貿易	C 経済地理
A 法学	B 経営	C 国際経済	C 日本経済史
A 政治学	B 会計	C 経済政策	C 欧州経済史
B 経済原理	C 財政	C 農業経済	C その他の特殊題目
B 経済理論	C 金融	C 企業経済	
B 経済史	C 配給	C 工業経済	

〔事例3〕自然科学系 獣医・畜産専攻

A 生物科学	B 家畜生理	B 発生学	C 家畜衛生
A 物理学	B 家畜栄養学	B 統計理論・推計学	C 家畜内科学
B 有機化学	B 家畜解剖	C 育種	C 家畜外科学
B 生化学	B 家畜病理	C 繁殖	C その他の特殊題目
B 遺伝学	B 微生物学	C 土壤肥料および作物	

最後に従来一般教育と称せられた科目についての問題にふれなければならない。上述において A および C' としたものの一部はその目的をめざすものとしたものであるが、その具体的な内

容についてはそれぞれの場面に応じて柔軟性のある方式でとりあげられることがのぞましい。一般教育科目ははなはだ困難な科目であって、その担当者に適当な人がえられないという議論がしばしばなされているが、最近の改革案の多くにみられるように教養部と上級学部との交流をまし、教養部の教員も上級学部の授業科目を担当し、また学部教員も一般教育科目を担当するという方向への努力がつつけられれば、大学教員相互のカリキュラムにたいする共通の見解を助成することとなり、ひいては一般教育科目の内容およびそれと基礎科目、専門科目などとのつながりがどのようなものであるべきかがあきらかにされるであろう。また総合課程としてしばしば数人の教員が共同で講義を分担する試みが行なわれており、今後もこのような努力はつつけられるべきであろう。つぎに一般教育科目として国内および国外ですでにこころみられ、あるいは計画されている講義の題目を例示する。

歴史における技術

都市と人間

日本社会の近代過程

絵画、音楽、文学における形式と意味

形態と機能

仮説と実験

唯物史観批判

宗教と文化

科学の時代における倫理的価値

なお上記の講義とは多少ちがった試みとして、最近大学の初年級の学生にたいして一学期単位の一般教育セミナーが行なわれている場合があるが、そのテーマを例示すれば、つぎのようなのがある。

地域調査

対称性

政治制度と労使関係

薬と生物

コミュニケーションの社会史

2. 上級課程について

上級課程の主な目標は、医師、薬剤師、教員、行政官等の資格試験を必要とする分野に進む者のため、ないしは高級技術者に対し必要な課程として、大学の普通課程につづいて1～2年の期間を目安として課程を設けることであって、たんなる年限延長の代償として考えられているものではない。また普通課程よりもさらに高度の学問的教養をそなえた社会人は今後ますます要求が高まると予想されるが、それは研究院で若干の年数の研究歴をへたのちに実務に入ることによって満たされるであろう。履修に柔軟性をもたせる趣旨からいって普通課程3年を修めたのちに上級課程に入る可能性はじゅうぶん検討に値すると思われる。

すでにのべたように、大学院教育は高度の専門職業人の養成をめざすことと、研究者養成との2つを目標とすると考えられているが、本研究部会が当初より検討してきた案は前者を上級課程に、後者は研究院の研究員制度によって実現しようとするものであった。しかしながら現段階ではまずこれを大学院の問題というかたちでとりあげられることとなろうが、ここで注意しておきたいことは大学課程および上級課程の履修はきわめて柔軟な仕方で行なわれることがのぞましく、上級課程（または大学院修士課程）をえらぶか、研究院の研究員（または大学院博士課程）をえらぶかによって、将来職業人となるか、研究者となるかを最終的に決定してしまうと考える必要のないような諒解がなされることがたいせつである。すなわち、いちど社会にでたのちに次のべるサンドイッチコースその他の方法で大学にもどって、いわゆる生涯教育が自由に実現できることが必要であるし、また一定期間の研究生活をおえたものが社会の実務につくことが容易であることが、学問を活かす上できわめて重要なことである。学者、研究者と一般社会の職業人との間の交流がすくない現状を、もっと流動的なものとするためにも大学の果たすべき役割は決して少なくはないはずである。

3. 他大学聴講の制度ならびに大学開放について

大学の講義は事情が許すかぎり広い範囲の希望者に開放されるべきであり、専攻を異にする学生の聴講をできるだけ自由にすることはきわめてたいせつである。それにとどまらず他大学の聴講を自由にするため単位の互換制度を研究することが望ましい。また大学の講義を万人に開放するための大学開放（エクステンション）の制度あるいは社会人としての経験を経たのちに聴講をつづけるためのサンドイッチ・コースなどの試みはきわめてのぞましい。大学によって開設する講義、課程に特色があることはのぞましいことであり、大学間にカリキュラムの一部を交互に利用しあって補いあうような試みは積極的に支持されるべきものと考えられる。

〔補説Ⅱ〕

カリキュラムの編成と学生との関係について

大学運営への学生参加の一つとして、カリキュラムの作成に関する学生参加の問題がとり上げられている。学生からも、大学のカリキュラムの作成に関して参加させてほしいとの要求も出されている。また一般に学生参加の問題の中でカリキュラム作成への参加を認めてもよいという意見も少なくない。

このような大学の教育計画の策定・カリキュラム作成への参加については上のように参加の要求があるということを離れてつぎの点で非常に有用であるという考えもある。まず第一に、教育の実施した結果を教員組織へフィード・バックし、これによって、種々の改良を行なうことができる。また実際に、このような方法により、講義の間で無駄に重複したものを除くことができたという例も知られている。また、学生にとっても、自分達の知らないところで計画されているということに関する不信を取り除くのにも役立つという見方もある。

しかし、大学全体の教育計画に関して、学生の参加を積極的に期待することは無理で、学生に計画の一部の作成をさせるなどということは困難である。大学院学生などの場合には、これらの計画立案への参加が可能であるとも考えられるが、学部学生については、経験に乏しく、単に不満を述べる程度にとどまり、積極的な立案は非常に困難ではないかともいわれる。これに対し、各学科のカリキュラムの編成の場合については学部学生の参加は実質的であると考えられる。

このような学生参加に関して問題になるのは、学生代表がどのようにして選ばれるかということである。カリキュラムに関することは、学生全体に影響をもつので、とくに学生全体の意見を代表するかどうかということは重大な問題である。しかし、学科別にカリキュラムの編成をする場合などには、学生全体の意見を正しく反映させることはかならずしも困難ではない。アメリカの大学などで、カリキュラム編成に学生が協力して効果をあげているのは主としてこのような場合である。

このようなカリキュラム編成に関して学生が参加するのに二つの方法が考えられる。一つは、協議会方式ともよぶもので、教員と学生から代表を出した協議会をつくり、そこで、カリキュラムの編成と実施計画の作成をする。この方式を取る場合には、教授会がこの計画の実施についての最終的責任を負うことが必要になる。

次の方式は、いわば自主カリキュラム方式ともいうべきものである。これは、一定のわくの時間を学生側にまかせて、学生側に自主的にカリキュラムを編成させる方式である。この場合にも

その枠の中で一応学生がカリキュラムを作成することになるが、教授会がその実施の最終的責任をもつことになる。またその実施にあたっては、予算、その他の面からの制約で学生の作成した計画通りには実施できないこともおこり得るので、最終的には、学生との間で意見調整をする必要が生じてくる。このさい学生の学年に応じてカリキュラムにたいする希望や要求にいろいろ質的なちがいもあることが考えられる。上述の二つの方式の選択にあつてはこれらのことを慎重に検討することが望ましい。

Ⅳ 特定の専門に重点をおいた大学の構想

さきに総合大学における研究と教育について、大学改革の共通の志向性が概括されたが、単科大学、単科大学に近い大学（学部数の少ない大学）、および、芸術大学その他の特殊な大学等のいわゆる専門大学は、総合大学とは異なる共通の問題を内包していると考えられるので、以下にその改革の基本方向について述べたい。ここにいういわゆる専門大学とは、特定の学術分野に重点をおいた大学を意味し、その本質において総合大学と異なるものではない。したがって以下の構想は総合大学内の特定の系列ないしは専攻として位置づけることを妨げるものではない。

1. 教育・学習組織

(1) 専門教育部（学部）課程 修業年限 4～6年

- a) 教育・学習組織をある段階において研究組織から分離するという構想は、いわゆる専門大学においても採用できると考えられる。専門大学における教育・学習組織は現行の学部——学科（専攻）組織を基礎とするが、現行の学部においては、教育組織と研究組織が未分離のままに結合しているので、一般的にはこれを分ける必要があろう。分離した場合の教育課程は、学部課程に当たる。学生の専攻決定は弾力的になされるように配慮すべきであり、たとえば入学時に一応専攻を決めることは必要であるが、同時に一つもしくは複数の副専攻を履修し、三年次に正式に専攻を決定するなどの方法が考えられる。
- b) いわゆる専門大学のカリキュラムにおいては、専門分野以外の諸学科の授業科目が不足しているので、他大学のカリキュラムを利用することがとりわけ必要であり、単位の互換制度の実現が期待される。
- c) 研究組織から分離された教育・学習組織においては責任ある教育体制を確立することが重要であり、カリキュラムの立案、ガイダンス、担当教員の選定、教育予算の審議、教育

の長中期計画等を行なうために、学部——学科を基礎にした強力な運営機関を設けることが不可欠であろう。

(2) 上級課程

さきにのべた大学普通課程が総合カレッジ的性格をもつものに対して、いわゆる専門大学の学部課程は、特定の専門分野を中心に密度の高い系統的教育を行なうものであり、専門分野の多様性に応じて、修業年限を弾力的に設定することが必要であるが、専門分野によっては上級課程（1～2年）を設置することも考えられる。なお、学術審議会「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方（中間報告）」における「実学大学院」は、ほぼ上級課程に相当するものと考えられるが、大学の無益な格付けを招来するおそれのある大学院という名称は適当とは思われない。

(3) 大 学 院

いわゆる専門大学は高度の職業専門家を養成する機関であるとともに、また特定の専門領域における研究機関であり、研究者の養成をもめざさなくてはならない。この点において専門大学は総合大学と本質的に異なるものではない。しかしすべてのいわゆる専門大学がそれぞれ博士課程をもつことは現実的には困難であり、専門分野によっては、むしろインターユニバーシティの構想に基づく研究院に参加する方式によって研究者の養成を推進することが期待されるであろう。

2. 研 究 組 織

新講座制、教育・学習組織と研究組織の分離、「大学—系列—専攻—部」の研究組織、研究院（アカデミー）の設置等、総合大学の構想は、専門大学においても基本的に妥当すると考えられる。ただし、専門大学における系列は、学部課程（教育組織）に対応して編成されることになるであろう。

(1) 研究組織と教員組織

大学教員は原則として、授業を担当するとともに、研究者として部に所属する研究室（インスティテュート）に所属し、固有の研究に従事しなければならないが、実際問題としては適性により、主として研究に従事する教員グループと、主として教育を担当する教員グループに分かれることも必要となるであろう。しかし、この場合においても大学における研究と教育は不可分であるという原則から、適宜両グループ間の交流を可能にする弾力的教員組織

を構想すべきであろう。

教育担当者の負担過重に対しては、手当の支給、サバティカル・イヤーの制度によって調整することも考えられる。

(2) 研究所

専門大学においては一般に学問の諸分野を包括する総合的研究所を学内に設置することは困難である。したがって、教員は研究室の他に、学外の共同研究所、地域センター等に所属することによって専門の研究に従事することが必要であり、研究院制度の確立が期待される。

3. カリキュラムの改革

(1) 改革の根本方針

- a) 専門大学における教養教育は専門教育における人間形成を方向づけ、助長することをめざし、この目標に向って現行のいわゆる一般教育の内容・方法を改革することが必要である(注)。
- b) 基礎教育の内容、方法を検討し、専門教育との有機的統一化を推進する。
- c) 学問的関心を早くから喚起するために、専門科目を低学年において履修できるようにする。

(注) いわゆる一般教育とはいうまでもなく、人文科学、社会科学、自然科学の三系列にわたり開設される教養課程授業科目の履修をさす(大学設置基準第20条)のであるが、周知のように一般教育の現状は全般的に見て、形式的なものとなり、その本来の目的である人間形成(教養教育)にはあまり役立っていない。国大協教養課程特別委員会の中間報告(案)は43年8月15日の時点で一般教育の目的、問題点および改革の方向について、諸大学の見解を集約しているが、専門大学の構想としては、さらに、専門教育も人間形成において重要な役割を果たすものであり、人間形成を専門教育に即して実現するという見地から一般教育のあり方を根本的に検討することが必要であろう。このような方向に一般教育を改造し再編成することによって、形骸化した一般教育ははじめて有効性と存在理由をもちうるのではなかろうか。

(2) カリキュラムの構成

専門大学におけるカリキュラムは専門の授業科目が他の授業科目と有機的統一、もしくは相補的関連をもつように構成されることがとりわけ必要であろう。

専門分野によって、カリキュラムの内容は様々であろうが、カリキュラム再編成の前提としてつぎのような授業科目の分類が適当であろう。

- { A 専門科目 { (a) 狭義の専門科目
 { (b) 基礎科目 (fundamental subjects)
 B 教養科目 (basic subjects)
 C 外国語科目, 保健体育科目

4. 専門科目のカリキュラムについて

専門科目は, (a)狭義の専門科目, (b)基礎科目 (fundamental subjects) に分かれるが, 専門分野によっては, 基礎科目はさらに細分して検討することが必要となるであろう。

たとえば, 工学系大学において基礎科目を,

①基礎科学 ②工学基礎 ③専門基礎の三段階に分けてカリキュラムを構成する方式も考えられる。

(例) ここに工業化学専攻の専門科目カリキュラムの一試案を掲げて参考に供したい。

履修時期	
専門 無機化学特論 反応工学 化学工業分析 工場安全管理	4年次
専門基礎 化学機械総論 有機化学 高分子化学 工業化学総論	2年次後半～3年次
工学基礎 エネルギー論 システム工学 移動速度 測定論 設計論	1年次後半～3年次
基礎科学 力学 電磁気学 微分積分学 初等物理化学	1年次～2年次後半

一般に専門科目（狭義）は高学年において履修するのが、順序であるが、専門分野によっては、学生の問題意識を喚起するために、低学年のカリキュラムに、ある程度、専門的科目（専門の序論的なもの）を組み込むことが有効であろう。また、これに対応して低学年における基礎科目を高学年において履修する方式も考えられてよいであろう（注）。

（注） 東工大クロニクル June13-2 (4. 学部のカリキュラムの改革について) 参照。

5. 教養科目のカリキュラムについて

(1) 履修の時期

専門大学における教養教育は、専門教育による人間形成を方向づけ、助長することをめざすべきであるが、この見地からいわゆる横割りの教養科目編成は、縦割り、もしくは、くさび型方式に改めることが必要である。専門教育と教養教育の相補的な関係をつくり出すためには、両者の併行的履修を可能にするカリキュラムを構成すべきである。

(2) 教養科目の内容

現在の一般教育授業科目の内容をみると、人文・社会・自然科学の三系列にわたって概論式講義が多い点に問題があるように思われるが、概論式講義は元来、専門への入門的講義であり、上述の基礎科目に属すべきものであって、教養科目としては適当ではない。専門大学の教養科目としては、専攻する学問と humanity および現実との関連を掘り下げる総合科目や専門分野と専門からへだたった学問分野とを関連づける総合科目を設定することが望ましい。たとえば、理工系の専攻の場合は人文・社会系との総合が、また人文・社会系専攻の場合は自然系との総合が有効であろう。

（例）工学専攻の場合の総合科目テーマ

現代科学と社会の進歩

科学と哲学

技術と人間

その他具体的テーマについて、人文・社会・自然の三系列に属する諸学の立場から解明するいわゆる総合コースは、高学年向きの教養科目として研究開拓すべきであろう。

（例）現代都市論

原子力時代

創造性の開発

(3) 授業方法について

大教室における授業は、一概に否定はできないが、一般に小教室での密度の高い講義方法や、演習（ゼミナール・コロキウム）もしくはプロ・ゼミ（project-seminar）の拡充が必要であり、その他学期制の採用、単位制度の改善などを検討する必要がある^(注)。

（注） 広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）」（第4部第1章）参照。

（授業科目の履修時期と時間配分の一例）

教 養	専門、 基礎、 外国語、 もしくは 教養	専 門		4 年次
		工 学 基 礎	専 門 基 礎	3 年次
			基	2 年次
			礎 科 学	1 年次

6. 医学系教育の特殊性

いわゆる専門大学にはそれぞれ著しい特殊性があるが、中でも医歯両学部教育には、特殊性に関する考慮がとくに重要であるので、本項にはそれを付記説明しよう。医学系教育の特色の詳細な点に関しては、医学教育に関する特別委員会で検討されることになっているが、ここでは現状におけるその特色と主たる問題点をあげておきたい。

(1) 医学系教育の主たる特色

a) 履修課程が6か年である。

b) その卒業生は原則として全員が国家試験をうけて医師または歯科医師になるものであって履修課程の内容もこの目的にしたがっておのずから定まり、その大部分は学生の興味にしたがって自由な取捨選択を許すようなものではありえない。

c) 医学系教育の内容は断片的な諸科目の羅列ではなく、複雑な諸科目を、密接な相互関係のもとに必要な順序にしたがい、一つの目的に向かって有機的・総合的に編成されたものである。

d) 高学年においてはその大部分が臨床実習という特殊な形態の教育に向けられる。

e) 卒業生が独立診療に従事するようになる前の長年月にわたる卒後教育がきわめて重視され、それが制度化あるいは慣習化されている。

f) 大学病院は原則的には卒前教育のための研究教育機関として大学のキャンパス内に設けられているが、他面地域社会と結びついた診療病院として大学の外部とも広い接触をもっている。

g) このため大学病院に勤務する医・歯両学部教員は、研究・教育のみならず診療の責をも負わされており、しかもこれらの三つは互に切離すことができない。

h) 大学病院の運営やそこにおける研究・教育は医・歯学部の機能の中できわめて重要な部分を占めている。

(2) 医学系教育の問題点

a) 履修課程は6年以上が必要である。現在の専門課程4か年ではカリキュラムが輻奏して授業時間に不足をきたし、教養課程2年の中へその一部を繰り下げよという議論が常に出されており、また専門課程の年限を延長せよとの声もある。現にアメリカ等ではこれを5〜7年に延長しているところもあり、また医学系専門課程へ進む前の教養教育が重視され、元来の要求は教養課程2か年であるのに大多数の学生が自発的に4か年を費して多数の教養課目を履修し、あるいは他学部を卒業してから入学するという事実がある。

b) 医・歯学部の学生は入学頭初から医師・歯科医師になることを目的とするものであるから、その内容には一貫した教授範囲と基準の要求があり、他学部におけるほどの自由選択性がない。したがって卒前教育の学生が他学部にまたがって科目を選択移動することは考えがたい。

c) 医学系教育のカリキュラムにおいては、その内容と教育法とが互いに著しく異なる大小さまざまな多数の諸科目を、合理的な順序と関連性のもとに有機的に積上げて編成されねばならないのであるが、戦後他学部と画一的に制定された現行の単位制は、医学部独自のカリキュラムの履修を混乱させて多くの矛盾を生じている。このように定められた単位制が不合理であることは日本以外のすべての国々が医学系には学年制・時間制(註)を採用していることから明かである。また現行の2学期制は複雑な諸科目の有機的編成を技術的に困難にし、また休暇や試験と授業との関連の上にも多くの不都合を生じているので、諸外国における医学系学部では3期制への転換が盛んに行なわれている。わが国においても医学系教育の効果をいっそう向上するためには、現行の単位制と2学期制とを廃し、学年制・時間制・3学期制に改める必要がある。

d) 医・歯学部の高学年におけるいわゆる臨床実習において用いられる教育法は、他の学問分野の方式とは著しく異なり、小グループ別あるいは個人別の教育指導が主要なものとなる。したがってこのためには素質の優れた多数の教員を必要とする。またこれら教員の活動を有効ならしめるために、診療・教育・研究三面の補助者をできるだけ多く確保する必要がある。現状では無

給医がこれにたいして重要な役割を果たしているのであるが、これがなくなりつつある現状においては今後増大する欠陥への対策が緊要と思われる。

e) 医学系大学では卒業教育が重要な社会的使命の一つと考えられており、施設人員の面でもこの点に留意する必要がある。

f) 大学病院は大学のキャンパスの中にありながら地域社会に密着した病院としてその半面をもつので、そのあり方は大学自体で考えるべきであるにしても、社会との複雑な関連に特別な考慮を払わねばならない。

g) 大学病院は人員の上でも施設の上でも医学系大学の主要な部分を占めている。この点はあらゆる施策を考える上で十分に考慮されねばならない。

(注) 時間制とは、15あるいは30時間を1単位とする画一的な単位制によらず、諸科目の履修すべき時間を必要に応じて自由に定めることによって、大小さまざまな科目を複雑な相関関係に従って有機的に編合する制度であって、諸科目の履修すべき時期もその相関関係によっておのずから定まるために、通常学年制に併せて実施されるものである。

[参考資料]

大学に関する法令

(1) 大学と学部

○学校教育法（昭和22.3.31 法律第26号）

第53条 大学には、数個の学部を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に1個の学部を置くものを大学とすることができる。

第58条 大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かねばならない。

② 大学には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

③ 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

④ 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

⑤ 助教授は、教授の職務を助ける。

⑥ 助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

⑦ 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第59条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

② 教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

(この教授会の権限については、学生処分についての学校教育法施行規則、教育公

務員特例法の項参照)

(2) 大 学 院

○学 校 教 育 法

第62条 大学には、大学院を置くことができる。

第66条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。ただし、特別の必要がある場合においては、単に1個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

(3) 学生に関する懲戒規定

○学 校 教 育 法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則（昭和22.5.23 文部省令第11号）

第13条（第1項 略）

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

第67条 学生の入学、退学、転学、休学、進学の課程の修了及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

(4) 評 議 会

○国立大学評議会暫定措置規則（昭和28.4.22 文部省令第11号）

第1条 数個の学部を置く国立大学に評議会を置く。

2 1個の学部のみを置く国立大学においても、当該大学の事情により、評議会を置くことができる。

第2条 前条第1項の評議会は、左の各号に掲げる評議員をもって組織する。

1 学 長

2 各学部長及び教養部長

3 各学部及び教養部ごとに教授2人

4 各附置研究所の長

2 当該大学の事情により、評議会の議を経て前項3号の各学部及び教養部ごとの評議員の数を5人までに増加し、同項第4号の評議員の数を制限し、又は附置研究所の教授、

附属図書館長，附属病院長，短期大学を併設する大学にあっては短期大学の教授その他重要な職にある職員を評議員とすることができる。

第3条 評議員は，学長の申出に基いて文部大臣が任命する。

第6条 評議会は，学長の諮問に応じて左の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - 2 予算概算の方針に関する事項
 - 3 学部，学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
 - 4 人事の基準に関する事項
 - 5 学生定員に関する事項
 - 6 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
 - 7 学部その他の機関の連絡調整に関する事項
 - 8 その他大学の運営に関する重要事項
- 2 評議会は，前項に掲げる事項の外，教育公務員特例法（昭和24年法1号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

第7条 学長は，評議会の会議を招集し，その議長となる。

第9条 第1条第2項の評議会（註，1個の学部のみを置く国立大学の評議会）は，左の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- 1 学 長
- 2 学部の教授5人（これを10人に増加し得る）
- 3 各附置研究所の長

(5) 大学の教官の身分上の特例

○教育公務員特例法（昭和24.1.12 法律第1号）

- 第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は，選考によるものとし，その選考は，大学管理機関が行う。（注，この場合の大学管理機関とは，学長にあっては「評議会（1個の学部を置く大学にあっては教授会の構成員）及び部局長をもって構成する会議（協議会）」部局長にあっては学長，教員にあっては「教授会の議に基き学長」とする）
- 2 前項の選考は，学長については，人格が高潔で，学識がすぐれ，且つ，教育行政に関し識見を有する者について，大学管理機関の定める基準により，学部長については，当

該学部教授会の議に基づき、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(注、前記国立大学評議会暫定規則 6 条 1 項 4 号参照)

第 5 条 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して転任されることはない。(注、この場合の大学管理機関は、降任及び免職(6 条)及び懲戒(9 条)の場合を含めて、学長にあっては「協議会」、教員にあっては「評議会」、部局長にあっては「学長」とされている。)

第 8 条 学長及び部局長の任期については、大学管理機関(協議会)が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関(評議会の議に基き学長)が定める。

第 10 条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関(学長)の申出に基いて、任命権者が行う。

(6) 大学院及び研究所

○国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和38.3.31 政令第96号)

内閣は、国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3条の2第2項の規定に基づき、国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和28年政令第51号)の全部を改正するこの政令を制定する。

国立学校設置法第3条の2第1項に掲げる国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、次の表に掲げるとおりとする。

○国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令(昭和39.2.25 文部省令第3号)

国立学校設置法(昭和24.5.31 法律第150号)第6条の2及び第7条第2項の規定に基づき、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令を次のように定める。

1. 国立大学の学部に学科又は課程を、国立大学の学部又は学科に講座を、国立大学の学部、教養部又は学科に学科目を、別表第1から別表第75までのとおり置く。

(昭40文令20・昭41文令23・昭43文令8・一部改正)

2. 国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令(昭和38年政令第96号。

以下「大学院政令」という。)に規定する研究科のうち5年の課程又は4年の課程の研究科の基礎となる講座を博士講座といい、大学院政令に規定する2年の課程の研究科の基礎となる講座を修士講座という。

○国立学校設置法（昭和24. 5. 31 法律第150号）

（大学附置の研究所）

第4条 国立大学に、次の表に掲げるとおり、研究所を附置する。

- 2 前項に掲げる研究所のほか、国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させるため、国立大学に、次の表に掲げるとおり、研究所を附置する。

○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和46. 3. 31 法律第23号）

第3章の2 高エネルギー物理学研究所

（高エネルギー物理学研究所）

第9条 高エネルギー物理学研究所は、国立大学における学術研究の発展に資するための国立大学の共同利用の研究所として、高エネルギー陽子加速器による素粒子に関する実験的研究及びこれに関連する研究を行ない、かつ、国立大学の教員その他の者でこの研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させる機関とする。

- 2 高エネルギー物理学研究所は、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力することができる。
- 3 高エネルギー物理学研究所は、茨城県に置く。

Ⅲ 大 学 と 社 会

第 3 研 究 部 会

目 次

I 総 説	(65)
1. 現代社会と大学	(65)
① 大学の「大衆化」	(65)
② 「情報化社会」と大学	(67)
2. 大学の本質と社会的責任	(68)
① 「開かれた大学」	(69)
② 大学の社会的活動	(71)
3. 国立大学と国との関係	(72)
① 大学行財政と設置形態	(73)
② 「大学の自治」と警察	(74)
II 制 度	(75)
1. 大学の多様化・多元化	(75)
① 多様化の要請	(75)
② 多様化についての諸提案	(75)
③ 多様化にともなう問題点	(77)
2. 大学の管理・運営への社会の関与ならびに大学の設置形態	(78)
① 大学の自治と大学の閉鎖性にたいする批判	(78)
② 政府の権限強化、管理・運営への学外者の参加および設置 形態変更についての諸提案	(79)
③ 政府の権限強化、管理・運営への学外者の参加および設置 形態の変更にとまなう諸問題	(80)

3. 大学経費の負担（大学財政）	(81)
(1) 大学財政の貧困	(81)
(2) 大学財政充実の急務と世論	(81)
(3) 大学財政における自主性強化の必要	(83)
4. 大学間の協力と大学施設の開放	(84)
(1) 大学間の協力の必要	(84)
(2) 大学間の協力についての諸提案	(84)
(3) 大学外研究機関の協力と大学施設の開放	(85)
5. 入 学 試 験	(85)
(1) 入学試験制度改善の急務	(85)
(2) 入学試験制度改善についての諸提案	(86)
(3) 入学試験制度改善における諸問題	(87)
6. 就 職 問 題	(88)
(1) 就職問題の意義と実情	(88)
(2) 就職問題改善についての諸提案	(88)
(3) 就職についての問題点	(89)
Ⅲ 研 究	(90)
1. 研究上の協力	(91)
2. 研 究 資 金	(91)
(1) 資 金 源	(91)
(2) 資金の導入と配分	(92)
3. 産 学 協 同	(93)
(1) 学界以外の各界の意見	(93)
(2) 学 界 の 意 見	(95)
(3) 産学協同の利害得失と問題点	(99)
4. 地域社会への奉仕	(100)
(1) 地域社会における大学	(100)

② 地域社会との関係における問題点	(102)
5. 特 許 権	(102)
IV 教 育	(103)
1. 大学教育の目的と内容	(104)
2. 大学における職業教育	(107)
① 職業教育についての社会の要請	(107)
② 職業教育の組織	(108)
③ 現 職 教 育	(109)
3. 大学教育の開放	(109)
① 大学開放の根拠	(110)
② 大学開放の方式	(111)
4. 教 育 方 法	(113)
5. 大学教育における国際交流	(114)
① 外国人留学生の受入れ	(115)
② 外国人教師の利用	(115)
③ 学生の外国大学における教育	(116)
④ 外国の大学への教師の派遣	(116)
⑤ 国際交流の組織その他の問題	(117)

Ⅲ 大 学 と 社 会

第 3 研究部会

I 総 説

1. 現代社会と大学

戦後わが国においては教育制度全般の改革が行なわれ、いわゆる新制大学が大量に増設されたが、新制度発足後20余年を経た今日、さまざまな面でその矛盾が指摘せられ、改革の必要が論議されるに至っている。

大学制度の改革がこのように論議されるに至った原因は、かならずしも一様ではない。たとえば、新制大学が当時の情勢におかれて十分な検討を経ずにあわただしく発足し、そのため、教養課程や新しい大学院制度が設けられながらも、その中間に位する専門課程においては、依然として旧制大学の理念が根強く残されているといった、制度自体に内在する矛盾も、その一つの原因としてあげられるであろう。

しかし、今日大学改革がとくに問題とされ、大学のあり方が新しく問われるに至っている根本の原因は、最近における社会の急激な発展と、それに対応する大学の姿勢にある、といってよいであろう。つまり、社会の急激な発展を自主的に受けとめてこれに自ら主体的に対応する体制をとることができなかったために、今日の大学は、管理・運営、研究・教育などさまざまな面で、いわばこの発展に押し流されつつあるかの観がある。大学の本質を保持しながら、いかにして社会の急激な発展に対応していくか、ここに大学改革の主張される根本的な事情がひそんでいるといえることができるであろう。

(1) 大学の「大衆化」

大学にたいする社会の影響の現われの一つとして、まず注目されるのは、いわゆる大学の「大衆化」の現象である。わが国における大学への進学率は、戦後はげしい勢いで伸びており、当該年齢人口に占める高等教育機関在籍者の割合を、戦前と比較すると、たとえば、1935年にはわずか2.45%であったものが、1969年には21.4%と9倍ちかくになっており、学生数は71,607人から1,555,100人と20倍以上にもふくれあがってきている。

このように大学進学率が急速に上昇してきたことは、戦後義務教育年限が引き上げられたことにも一つの原因があるが、基本的には民主主義の浸透による国民の知識欲の増大、経済成長にもなう国民の生活水準の向上と、社会の大学卒業者への需要の増大によるものということができるであろう。それ自体は従来特定の階層の人々や一部のエリートに独占される傾向のあった高等教育をひろく一般に開放するものであって、教育の機会均等という点からみて好ましい現象ではあるが、しかし、それが大学にたいしてさまざまな問題を提起してきていることは否めない。

a) 大学の「大衆化」とマスプロ教育

大学の「大衆化」の結果としてまずなによりも問題となるのは、「大衆化」の現実の中で、いかにして密度の高い教育を行なうかということである。

現在のように、人的・物的施設が大学の「大衆化」に充分即応しえない状況のもとでは、大学の教育は必然的にいわゆるマス・プロ教育になり、教員と学生との研究・教育を通じての「人間的触れ合い」の機会はきわめて乏しくなるおそれがある。このような状況が学生の大学への期待を裏切り、大学にたいする強い不満の原因になっていることは否定できない。さらに、後にみるような今日の「情報化社会」のもとにおける学生の疎外感をいっそう強め、それが「孤独な」学生群を生み、多くの学生を学生運動という集団行動に走らせる一因となっていることも認めなければならない。

大学が「大衆化」し、学生数が増大すれば、学生間の能力差がいちじるしくなることはさげられない。また、それぞれ適性や将来の志望の異った多数の学生を大量に受け入れる結果となる。そうした学生にたいして一律の教育制度を適用することが適当であるかどうか。カリキュラムや教育方式について新しい工夫がなされる必要がありはしないかどうか、この点も検討される必要があるであろう。

b) 入学試験と就職

大学の「大衆化」現象は、反面、大学進学希望者のいちじるしい増大を前提しており、それにとまう入学試験の問題は大学にとっても無視しえない重要なものになっている。わが国において入学試験が厳しいものになっているのは、大学進学希望者の増加に見合うだけの大学施設が整っていないことにもよるが、社会が、学歴を人材選別の基準として重視するため、志望者が特定の大学に集中する傾向があることに、より根本的な原因があるといつてよいであろう。

このように、大学の入学試験が厳しいため、大学に進学するまでの学校教育課程はあたかも大学進学のための準備課程であるかのような観を呈し、高等学校以下の学校教育制度がいちじるし

く乱されているが、入学試験はさらに、大学の側にとっても好ましくない結果をまねいている。つまり、大学の入学試験が厳しくなるにつれて、学生の中には入試に合格することそれ自体を自己目的のようにみなす傾向がないとはいえず、大学進学について十分な目的意識をもたないまま大学に入学してくるものが少なくない。また入学試験による重圧の反動として、大学に入学するや虚脱感におちいる学生もかなり多い。それが大学における学生の勉学態度に影響していることは否定できないのであって、入学者選抜方法の改善は大学教育の上からも、重要な課題になっているといわなければならない。

入学試験の問題とともに、今日の大学教育に大きな影響を与えているものに就職の問題がある。大学はいうまでもなく、就職のためにあるものではないが、学生の多くが大学を卒業した後、社会の各方面に就職することを希望していることは事実である。したがって大学としても教育上それをまったく無視することはできない。ところで、この場合においても、入試についてみられる現象を裏がえしたような現象が認められるのである。すなわち、社会とくに経済界においては、学歴を人材選別の基準として重視することから、特定の大学に在学しているということそのことを判定の基礎とし、いわゆる「青田買い」を行なう傾向が年々強まってきている。それが大学における教育計画をいちじるしく歪める傾向があり、大学における教育をいかに生かすかという観点から、就職問題を正常なかたちのものにすることは、大学にとっても重要な問題になっているといわなければならない。

(2) 「情報化社会」と大学

今日における大学のあり方について考える場合、無視しえない社会的要因として、とくに注目されるのは、現代社会における科学のめざましい進歩とそれに基づく技術革新の急速な進展である。

技術革新の飛躍的な進展にともない、現代の社会は「工業化以後の社会」あるいは「情報化社会」に発展したといわれ、それによって社会構造・産業構造はますます複雑化し、これが今日の大学にさまざまな影響をもたらしているといえることができる。

a) 「情報化社会」と大学紛争

まず注目されるのは、それが学生の社会認識にたいしてきわめて微妙な影響をあたえているということである。技術革新が進展し社会が急テンポに発展していく現代社会においては、個人としての人間は、いわば一種の「歯車」となり、しかもその位置づけさえも不明確な存在になりつつあるが、そうした状況のなかでの疎外感が、彼と社会との断絶をいよいよ深める傾向がみられ

る。それが、学生に敏感に投影し、学生の体制批判となり、さらにそれが体制内存在と学生がみなす大学にたいする批判へと発展する可能性がある。今日大学紛争が各国共通の現象としてみられるのは、こうした今日の社会状況を背景にしているからであるといえることができる。

b) 「情報化社会」と「産学協同」

「情報化社会」は、さらに別の面でも、今日の大学のあり方に強い影響をおよぼしている。それによって産業構造がますます複雑になるにつれ、社会は、これまで以上に大学において高度の専門的知識をえた人材を求めたり、大学における研究開発の結果を摂取しようとする傾向が強くなり、大学もまた、研究・教育上大学外の情報に依存する面が多くなってきている。いわゆる「産学協同」の問題が最近大きく取上げられ、論議されるにいたったのはそうした事情によるものであって、この問題にどのように対処するかは、大学にとってきわめて重要な問題になっているといわなければならない。

c) 学部、講座制の再検討

さらに、科学の発達、大学の旧来の学部、講座などの制度の上にも重要な影響をもたらしつつあるといえる。この点でまず注目されるのは、いわゆる巨大科学の登場である。それによって、これまでのものとは比較を絶した大規模な研究施設と研究組織、さらに巨額な研究資金を必要とする研究分野がかなりみられるようになっている。また、これまでの研究分野の領域をこえた境界領域の研究が多くなっており、従来の講座の枠内のみで処理することが困難になってきている。

こうした状況の下で、旧来の学部、講座などの制度をそのまま維持することが適当かどうか、再検討される必要が生じてきているといえる。また、個別大学をこえた大学相互あるいは大学と大学外の研究機関との研究協力をどのようにすすめるかという問題も、重要な問題として論議せられる必要があるであろう。

2. 大学の本質と社会的責任

以上みたように、大学には、現代社会の急速な発展にともない、さまざまな問題が提起されている。大学はいうまでもなく、社会を基盤として存立する存在であって、それぞれの時代が提起する社会の要請に応えるべき責任を負っていることは否定されえないであろう。しかし、大学の本質はもともと研究すなわち真理の探究とそれに基づいた教育を行なうことにあるといわな

ればならない。したがって、大学が社会の要請に応えるといっても、当然そのような大学の本質に根ざした知的活動を通して行なわれるべきであって、大学の本質をゆがめるようなものであってはならないことはいふまでもない。つまり、大学の社会的責任とは、真理の探究を行ない、その研究の成果を社会に還元することによって社会の健全な発達に寄与することにあるというべきであろう。単に無批判的に社会の大学に対する要請をそのまま受入れることではない。「学問の自由」が認められ、「大学の自治」が保障されているのも、大学が大学の本質を生かすことによって社会に対する責任を果たすことを期待されているからであるといつてよいであろう。

ところで、大学の社会に対する姿勢については、今日さまざまな点が問題とされている。

(1) 「開かれた大学」

この点でまず注目されるのは、いわゆる「開かれた大学」の主張である。つまり、今日の大学は閉鎖的・独善的であり、かつ、社会の発展に適応しうる柔軟性を欠いているという批判であって、大学はその管理運営・研究・教育の面において、社会の要請に応えうるように、社会にたいして開かれなければならないというのである。

たとえば、中央教育審議会が1969年4月に行なった「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の答申も、そうした考え方を基調にしたものであって、大学は、「個人と社会の教育に対する要請に即応できる大学であり、社会からの批判とその建設的な協力に道を開いた大学であり、公費の大幅な支援を受けるとともに学問研究を通じて社会に奉仕する大学である」という点において、いわば「開かれた大学」とも称すべきものであろう」というように、大学の存在性格を規定している。日本経営者団体連盟（日経連）が1969年2月に発表した「直面する大学問題に関する基本的見解」も、「開かれた大学」という用語はもちいていないが、やはり同様の考え方に基づくものであって、「大学は……国家社会の要請に応え、その使命を果たすかぎりにおいて存在が認められるものにほかならない」ことを強調するとともに、今日における大学紛争の「直接の原因」は「大学自体の体質が古く、変貌する産業社会に適応する柔軟な姿勢を失っていることにある」とのべている。経済同友会が1969年7月に発表した「高次福祉社会のための高等教育制度」に関する見解でも、いわゆる「産学協同」を正当づける根拠として、この考え方がもちだされており、「産学協同」は、象牙の塔に閉ざされた「学問のための学問」から「社会に開かれた学問研究」へという近代教育思想の理想に合致するとしている。

a) 「開かれた大学」の二側面

このように、大学は社会にたいして「開かれた大学」でなければならないといわれるのである

が、それでは、それに応える大学の姿勢として具体的にどのようなことが要求されているか。この場合、大きく分けて次の二つを区別することができるであろう。

一つは、大学の管理・運営が社会の声を充分反映するような仕方で行なわれなければならないとするものである。そのための具体的な構想としては、たとえば、大学の管理・運営に当たる理事会を設け、これに学外者を参加させるべきであるという提案（たとえば民社党の大学法要綱）や学外者の参加する学内監査機関を設けようという提案（たとえば、前記中央教育審議会の答申）、あるいは大学の執行責任者と学外者との間の協議機関を設けようという提案（たとえば、18人の学者で組織された大学問題会議が1969年2月に発表した「大学教育改革のための提案・20条」の提案第15条）などさまざまな提案がなされている。

さらに、大学が社会にたいして開かれなければならないといわれる場合、大学における研究・教育そのものが社会の要請に応えるかたちでなされなければならないという意味で、主張されることがある。前にあげた経団連や経済同友会の見解は、むしろそうした主張を前提としているとあってよいであろう。

b) 大学の管理・運営と「大学の自治」

前にもみたように、大学が社会を基盤として存在しており、社会の要請に応えるべき責任を負っていることそのことは否定できない。ことに今日においては、現代社会の急速な発展にともない社会の大学にたいする期待は大きく、また大学自身も社会からの強い影響をうけることはさげられなくなっており、大学は、もはや、社会からまったく隔絶した「象牙の塔」にとどまることは許されなくなっている。

したがって、大学の管理・運営についても、社会からの批判をまったく受けいれない閉鎖的、独善的な態度はとるべきではなく、大学が自ら進んで社会との間になんらかのかたちのコミュニケーション・チャンネルを設け、社会の声を聞くことは必要である。その意味においては、大学は社会にたいして「開かれた大学」でなければならないとあってよいであろう。しかし、この場合においても、大学における研究・教育の自由を保障するものとしての「大学の自治」はあくまでも堅持せられなければならない。大学がどのような仕方でも社会的要請に応えるかは、大学の本質に照し、大学自らの責任と判断によって決定せられるべきものである。大学と社会との間にコミュニケーション・チャンネルを設けるだけにとどまらず、大学の管理・運営の機構に直接学外者が参加する場合には、大学外の政治的その他の力関係が大学の管理・運営に影響をおよぼすおそれがないとはいえない。また、その時々利害関係にもとづくさまざまな要求が、社会的要請の名

のもとにもちだされ、自由闊達な研究・教育の雰囲気被害されるおそれもないとはいえない。したがって、大学の管理・運営が社会にたいして開かれなければならないといっても、そのための方式をどのようにするかについては、充分慎重な検討を加えることが必要である。

c) 大学の研究・教育と「大学の自治」

次に注意しなければならないことは、大学が研究・教育を通じて社会の要請に応えるべき社会的責任があるとしても、社会の要請に応えるということは、かならずしも、社会の必要に無批判的に応えるような単なる実用的な研究・教育を行なうことではないということである。

大学は前にもみたように、社会を基盤として存在しており、その研究・教育の面において社会との関連をまったく無視することはできない。その意味で、大学は社会にたいし閉鎖的・独善的であってはならないであろう。社会に生起する諸問題が大学における研究テーマとして取上げられ、その研究の成果が社会に還元されることを社会が期待するのは当然であって、大学としてもそうした社会の要請に応えるべき社会的責任があるといえるであろう。しかし、このことは大学がその時々社会の必要に無批判的に応ずるということではない。大学が応えなければならない社会の要請とは、本質的には、前に国立大学協会が「大学の管理運営に関する意見」の中でのべたように、「長期的な視野をもち、人類の永遠の福祉までを見通した」、いわば「歴史の要求」ともいうべきものであって、そうした長期的な視野に立った「歴史の要求」に応えることによって、はじめて大学は社会・国家にたいして負う責任を果たすことになるのである。

したがって「開かれた大学」の名のもとに、社会のその時々要求に直接即応するような単なる実用的な研究教育が大学にたいし求められ、大学が無批判的にそれを受入れるならば、それは大学の社会的使命を十分に理解しないものであって、長期的にみるならば、社会・国家にとっても大きな損失になるといわなければならないであろう。

(2) 大学の社会的活動

今日の大学は、社会の発展にともない、その内部の管理・運営、研究・教育のさまざまな面について再検討を求められていることは上述のとおりであるが、対外的な面においても種々検討しなければならない問題をかかえている。

a) 「大学の開放」

その一つは、いわゆる「大学開放」の問題である。大学の窓をひろく一般市民に開放し、大学における教育をひろく国民一般に拡げようというユニバーシティ・エクステンションは、国民の教育水準の向上や大衆民主主義のもとにおける国民の知識欲の増大という一般的な事情を背景と

して、これまでも公開講座などの形式である程度行なわれてきている。しかし、最近の急速な技術革新にともない、今日この問題はいっそう重要な問題として関心が寄せられている。技術革新の急速な進展にともない、従来の知識や技術はまたたく間に陳腐化する傾向があり、大学進学の際のなかった一般市民だけでなく、大学を卒業した者にとっても、新しい知識や技能の修得がたえず必要になってきているからである。

したがって、大学教育は、大学在学期間中だけのものではなく、いわば生涯の問題になってきているともいえるのであって、そうした社会の要求に応えるためには、ユニバーシティ・エクステンションを計画的組織的に行ない、大学での新しい研究の成果を大学外の一般市民がたえず摂取しうる体制を作ることが必要である。

b) 研究・教育上の交流

今日の大学の対外的な活動の面で、いま一つ重要な問題は、国の内外における大学間あるいは大学と研究所間における研究あるいは教育の交流である。

国内の大学相互間においても、国公立の区別を問わず、教員の交流、施設の共同利用、共同プロジェクトの実施、あるいは学生の取得単位の互換性の承認などが、大学間の格差をなくしたり、大規模な研究計画を推進したりする上からしだいに必要となってきた。さらに、国際関係が緊密となるにつれて、国境を越えた外国との研究・教育上の協力の機会がしだいに多くなっており、それをどのようにすすめていくかが重要な問題になっている。たとえば外国の学者や研究員の受入れ体制、情報の相互交換、施設の相互利用、大学院生の単位の相互認定など、国際交流を円滑に行なうために検討しなければならない点は少なくない。また、外国から研究資金の援助をうけたり、外国の研究機関と共同研究を行なう場合などについて、大学としてどのような基本方針でのぞむべきであるかといった点も問題であって、国際交流についての基本原則ともいえるべきものを明確にする必要があるであろう。

3. 国立大学と国との関係

これまで、急激に発展する社会との関係において、大学が直面する諸問題について概観してきたが、国立大学の場合は設置者たる国との関係において、多くのかつ重要な問題をかかえている。そのうち、人事に関する問題については第1研究部会で、また研究教育上の問題については第2研究部会で取り上げられているので、ここでは、大学改革案で問題とされることの多い国立大学の行財政一般、設置形態および警察との関係について、「大学の自治」の観点から、取り

上げることにする。

(1) 大学行財政と設置形態

国立大学は「国立学校設置法」にもとづいて設置され、その経費は大部分、租税を主とする国民の負担によってまかなわれている。その限りにおいて、国立大学は広い意味での国家行政組織の一つとして位置づけられる。しかしながら、国立大学は、一般の行政機関と異なり研究と教育という特殊な使命をもつ組織体であるから、その管理運営についてもこの使命の達成にふさわしい特別な方式がとられなければならない。いわゆる「大学の自治」がそれである。設置者である国（文部大臣）が、「民主的責任行政の論理」や「納税者の論理」をもって、国立大学の全般的な管理運営の実質的権限を主張し強化することは、この「大学の自治」の要請と抵触し、国立大学がその使命を果たすのをかえってさまたげることになるであろう。この点について、本協会がかつて「大学の管理運営に関する意見」において、「およそ国民が国立大学を設置している目的は、大学の本質的機能が十分に果たされ、国民がその利益を享受せんがためであって、そのような目的を実現するためには、まさに行政一般の責任原理をそのまま適用することはできない。…国が大学の設置者たる場合にも、その管理権が、大学の本質にもとづく領域のうちにたちいることなく、それを大学の自主性と責任とに委ねることによって、国民の意思にそうことができ、また国の責任を果たすこともできると考えるべきであろう」との見解を述べたが、この見解は今日においても妥当するといえよう。

国立大学の設置者としての国（文部大臣）は、国立大学がその使命をはたすに足るだけの財政的支持が与えられるよう配慮する反面、その運営についてはできるだけ「大学の自治」を尊重すること、いいかえれば、「支持すれども規制せず」という態度をとることが望ましい。

しかし、このようなことが、社会的に認められるためには、国立大学自身が、「大学の自治」にともなう責任体制を確立することが必要であり、この点において国立大学側にも反省すべき点がないとはいえない。「大学の自治」を強調するとともに、それに対応する責任体制を確立することが、国との関係において国立大学に課せられた急務といえよう。

なお、国立大学にたいする国の規制と「大学の自治」とのあいだにみられる緊張関係の打開をねらいとして、近時、国立大学の設置形態を変革すべしとの議論がある。たとえば中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）」（昭和45年5月28日）では、①「現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい形態の法人とする」ことや、②「広義の行政機関としての現在の性格は一

応保持しながら、その管理組織に抜本的な改善を加え、……学外の有識者を加えた新しい管理機関を大学に設け、これが設置者から大幅な権限の委任を受けて、責任をもって、管理運営にあたる」ことが提案されているし、大学自体の改革案のなかにも形式上類似の構想を掲げたものがある。

しかし、「新しい形態の法人」案については、理事の人選や、公費の援助にともなって、公権力が研究・教育の領域に介入しはしないかという危惧が残る。また「新しい管理機関」案についても、学外からの参加者の人選、理事会と教授会との関係などをめぐって、大学本来の機能に支障を招くおそれなしとしない。

むしろ、国立大学の設置形態の如何にかかわらず長期的な展望に立って、しかも先人が積み重ねてきた慣行のよい面を生かしつつ、「大学の自治」にふさわしい管理運営体制の確立をめざして、各大学で地道に取り組まれている改革の努力を評価すべきであろう。

(2) 「大学の自治」と警察

「大学の自治」との関連において、しばしば問題となるのは、大学と警察との関係である。そして、この点については、大学が警察とくに機動隊が学内に入ることについて消極的なことをもって、閉鎖的な「大学の自治」に固執するとする批判がある。

「大学の自治」は、大学における研究・教育の自由を制度的に保障するものとして主張され容認されてきたものであって、大学を警察力のまったくおよばない治外法権地域たらしめるものでないことはいうまでもない。実際に大学が自らを治外法権地域と主張したことはかつてなかったといつてよい。

しかし、大学が警察の学内への立入りについて警戒的であるのは、警察が、単なる刑事警察としてでなく、治委警備警察として行動し、犯罪予防のために情報収集活動がなされる可能性があり（1952年2月20日の東大ボボロ事件の例など）、それが大学における思想・言論の自由を制約するおそれがあることにもとづいている。これまで、大学内に警察が入る場合には、原則として大学の要請によることとし、例外的に、現行犯の逮捕のため緊急の必要があるとか、令状による犯罪捜査のために、大学の要請なしに大学内に入る場合にも、大学に事前に連絡するという建前が、一般に認められていたのは、以上のような事情によるものであった。

警察が大学の要請をまたずその独自の判断で自由に大学内に入ることが認められるならば、その結果として警察による独自の情報収集活動が行なわれることになり、大学の研究・教育の自由が脅やかされるおそれがある。したがって、大学が警察の学内立入りにたいして警戒的、消極的

になるのは理由のあることであって、それをもって閉鎖的な「大学の自治」に固執するとする批判は当をえていないというべきであろう。

以上、急激に発展しつつある社会のなかにある大学として、反省、検討し、改善をはかるべきだとされている諸点を概観してきたのであるが、以下においては、便宜上、制度、研究、教育の3節に分けて、これらの諸点にやや立入った考察を加えることにしよう。

Ⅱ 制 度

「Ⅰ 総論」で述べたように、大学と社会との関係は、いわば直線的な関係ではなく、「大学の自治」を媒介項とする独特な関係にあるが、その関係がますます緊密化しつつあるのが、今日の状況である。そういう状況のもとで、大学が、その制度について検討・改革を要すると思われる幾つかの点を拾い出し、それについての各方面の意見・提案を整理・紹介するとともに、そこに含まれていると思われる問題点を指摘すること、これがここでの課題である。

1. 大学の多様化・多元化

(1) 多様化の要請

大学に課された任務ないし社会的機能は、いうまでもなく、学問の研究と教育とであるが、今日のように学問が高度化・専門化するとともに大学教育を受けることを希望する者が激増し、いわば大学教育が大衆化するにつれて、この任務・機能の重要性はますます高まりつつある。

しかし、こうした変化は、同時にまた、研究と教育の一体化という大学として望ましい本来の姿の維持を困難にし、現状のままで強いてこの一体性を維持しようとするれば、大学が研究・教育それぞれの面において、本来期待されているような成果をあげることが、かえって妨げられるおそれも予想される。

こうした事態に即応して、大学の多様化ないし多元化をはかり、異なった目的に応じる別個の大学を設けるべきであるという主張・構想がみられる。

(2) 多様化についての諸提案

この種の主張・構想の起源は古く、すでに「大学教育の改善について」の諮問にたいする中央教育審議会の答申「大学教育の改善について」(1963年1月)では、高等教育機関を分けて、①大学院大学、②大学、③短期大学、④高等専門学校、⑤芸術大学とすべきことが述べられている。特に最近の大学紛争の過程で発表された大学論においては、区別の仕方や根拠などについては異

なりながらも、大学を幾つかの類型に分つべしという主張は、ますます有力となりつつある。いま、若干の例をあげれば次のようなものがある。

- (a) 自民党政務調査会文教制度調査会の「大学問題に関する中間報告」（1968年11月）では、大学を分けて、①高い教養と高度の職業教育をめざす大学、②学問研究の水準を高度に維持発展するための大学、③美術、音楽を中心とした芸術の大学、④小・中・高校の教員養成の大学としている。
- (b) 社会党の「大学改革試案」（1969年2月）では、現行大学を分離・再編して、①「修士大学」、②「博士大学」（大学院大学）、③「教養短大」とすべきことが主張されている。
- (c) 民社党の「大学法要綱」（1969年5月）では、①「旧来の大学の理念を捨て、ひろく社会に開かれ、同一年齢層の大部分に高等教育を授ける大衆大学」のほかに②大学院大学を設けるべきことがうたわれている。
- (d) 日本経営者団体連盟の「直面する大学問題に関する基本的見解」（1969年2月）では、「大学そのものを目的や性格に応じて多様化すべきである。……その際①高度な学術・研究に主体をおくもの（大学院大学）、②職業専門教育に重点をおくもの（大学学部、単科大学一就学年数は専攻学部によって長短があつてよい）、③一般教養の修得に主眼のあるもの（短期大学）、④教員養成、芸術その他の特殊教育を行なうものなど、その目的や性格に応じて就学年数、カリキュラムなどを多様化していくことが必要である」と述べられている。
- (e) 大学問題会議の「大学教育改革のための提案・20条」（1969年2月）では、大学に、①教養大学、②専門大学、③研究大学の3つの類型を区別する必要がある、さらに、「研究大学よりも一層高度の学術研究のための研究機関」を設立すべきことが主張されている。
- (f) 学術審議会学術研究体制特別委員会の「大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方」（1969年6月）では、「大学制度の改革にあたっては……特に画一主義を避け、むしろ進んでさまざまな特色を備えた大学が育つように配慮すべきである」としている。
- (g) 中央教育審議会第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」（1970年1月）では、「今後におけるわが国の高等教育機関は、次のような6種類とすることが望ましい。同時にそれらの教育機関の間では、必要に応じて転学できるよう受け入れ体制を用意する必要がある」として、①教養大学とでもいうべきもの、②専門大学とでもいうべきもの、③現行の短期大学に相当するもの、④現行の高等専門学校に相当するもの、⑤修士大学とでもいうべきもの、⑥博士大学とでもいうべきもの、をあげている。

(3) 多様化にともなう問題点

しかし、このような大学の多様化ないし、目的別・類型別区分の主張・構想は、本来一体であることが望ましい研究と教育が分離されるということのほか、①「学問の自由」「大学の自治」、および②「大学間の格差」という2つの点で、問題をはらんでいるように思われる。

すなわち、まず①についていえば、このような主張・構想の背後には、研究を主とする大学については「学問の自由」「大学の自治」が尊重されなければならないにしても、教育を主とする大学については、「旧来の大学の理念を放てき」したものとして、これらを必要とせず、他の諸学校と同様の規則がなされるべきだという考え方が伏在していることが多いが、もしそうだとすれば、それは、かつて本協会が、「大学の管理運営に関する意見」でも述べたように大学教育の本質を理解しないものといわざるをえない。

また、②についていえば、大学を目的別・類型別に区分した場合、それぞれの大学がその目的とするところを達成するに足るだけの設備、待遇、社会的評価をもつことができず、これらが、ある類型の、たとえば研究を主とする大学に偏してあたえられ、「大学間の格差」が増大するような事態をまねくおそれがあるが、そうするとそれは、大学にとっても社会にとってもけっして好ましいことではないであろう。この点では、共産党が「当面する大学問題の解決方向について」で、大学の目的別・類型別区分を批判して、「これは大学間の格差をつよめ、大学における教育・研究を政府、財界の要求にいつそう直接こたえるものにしようとする反動的構想」であるとしていることが注目される。

そこで、「大学教育の大衆化」という不可避の事態に即応して、大学がその任務・機能たる研究と教育とをできるだけ効果的に果たすための現実的方策として、仮りに大学の目的別・類型別区分の主張・構想を認めるにしても、少なくとも次に述べる3つの条件が満たされて、大学の多様化・多元化が、とりもなおさず大学の個性的発展であるといえるようにすることが肝要であろう。すなわち、

- (a) 各種類型の大学について、「学問の自由」「大学の自治」が、同程度かつ最大限に尊重されること。
- (b) 各種類型の大学について、設備・教員・学生経費などいずれの面においても、当該大学の目的とする任務・機能を達成するに足るだけの資金的援助があたえられ、「大学間の格差」をもたらさないような配慮がなされること。
- (c) 各種類型の大学相互間で、学生が「必要に応じて転学できるよう受け入れ体制を用意する」

ばかりでなく、教員の交流などをもふくめた協調・連絡が充分円滑に行なわれて、研究と教育の分離からくるマイナスを最小限に止めるような措置が講じられること、また、場合によっては、各種類型の大学を幾つかふくんだ集合大学の存在も認められること。
が、それである。

2. 大学の管理・運営への社会の関与ならびに大学の設置形態

(1) 大学の自治と大学の閉鎖性にたいする批判

大学、ことに国・公立大学は社会によって維持され、社会のために存在する機関である。したがって大学がその任務・機能とする研究と教育を行なうにあたり、社会の要求と批判とに耳をかたむけるとともに、研究と教育をつうじて社会に寄与・奉仕することに心がけるべきことはいうまでもない。

しかしながら、大学にたいする社会の要求や批判は、しばしば、その時々種々な利害関係を背景とした個々具体的なものとして現われる。この場合、そうした要求や批判に、大学がそのつど短絡的に答えることは、真に社会に寄与・奉仕することにならないばかりでなく、大学における研究、教育のあり方をゆがめ、長い眼でみて、社会にとってかえってマイナスの結果をもたらすことにもなりかねない。

そこで、種々錯綜した具体的な要求・批判のなかで、長期的な視野から、何がいわば「歴史の要求」「歴史の批判」とでもいうべきものであるかを判別するとともに、それにたいして、研究・教育のもついわば「固有の論理」ともいうべきものにしたがって答えていくことが必要となってくる。この必要に応じて、社会と大学とのあいだの抗争と妥協の結果生じてきたものが、「大学の自治」であり、研究と教育における「大学の自主性」であると解せられよう。

ところが、「I総説」でもみたように、社会のいわゆる「高度産業社会」化さらには「情報化社会」化にともなって、科学技術の推進、人材の養成などの点で社会の大学にたいする期待が高まり、両者の関係ははなはだ密接化してきた。他方、最近の大学紛争の過程で、「大学の自治」は必ずしも理想的に機能せず、「大学の自治」のもついわば閉鎖的、防衛的ともいうべき側面とそこからくる管理・運営のまずさが社会から批判されるにいたった。

このような状況のなかで、「開かれた大学」の名のもとに、社会の要求・批判を大学、ことに国・公立大学の管理・運営にたいしてより直截に反映させることをねらいとして、国または地方公共団体の大学にたいする権限を強化すべきこと、国・公立大学の管理・運営へ大学外の者を種

々の方式で直接参加させるべきこと、国・公立大学の設置形態を変更すべきことなどが、各方面から構想・提案されている。

(2) 政府の権限強化、管理・運営への学外者の参加および設置形態変更についての諸提案

国立大学にたいする政府＝文部大臣の権限を強化しようとする動きは、すでに1963年、中央教育審議会の答申「大学教育の改善について」と、それにもとづく「国立大学運営法案」における文部大臣の学長任命についての「拒否権」という形であらわれている。これは、大学を中心とする各方面の反対にあって、当時は実現しなかったが、動きそのものが消えたわけではなく、前記のような状況のなかで再び、しかもより強い形であらわれようとし、さしあたり、「大学の運営に関する臨時措置法」が制定されるにいたったことは、周知のとおりである。

また、政府外でも、日本経営者団体連盟が「国は設置者としての責任を充分にはたすために、従来不備であった行政上の監督、指導、助言の権限を強化することが必要」とするなど、政府の上記のような動きを支持する空気がかなり強い。

国・公立大学の管理・運営への学外者の参加については、1948年に発表された「大学法試案要綱」における「中央審議会」「管理委員会」の構想以来、幾つかの案がみられるが、最近の提案としては次のようなものがある。

- a) 全国的レベルでの参加を考えているものとしては、社会党の「大学行政委員会」案、公明党の「中央教育問題委員会」案、東京大学・大学改革準備調査会管理組織専門委員会の「大学委員会」案などがある。
- b) 個別大学レベルでの参加を考えているものとしては、民社党の「理事会」案、大学問題会議の「卒業生代表、名誉教授代表らとのあいだの協議機関」案、中央教育審議会第26特別委員会の「学外の有識者を加えた新しい管理機関」案などがあり、大学自体の側からも、東京教育大学MP委員会の「理事会」案、東京大学大学改革準備調査会の「大学監察機関」案などが出されている。

国・公立大学の設置形態の変更についても、1963年、中央教育審議会の答申とそれにもとづく「国立大学運営法案」をめぐる議論のなかで、「大学の公社化」が示唆されたことがあるが、最近のものとしては、中央教育審議会第26特別委員会が、「一定額の公費の援助を受けて自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ特別な法人とする」ことを提唱しているのが注目される。また東京大学・大学改革準備調査会管理組織専門委員会も、前記の「大学委員会」のもとにある国立大学の「考えられるもう一つのあり方」とし

て「国立大学を特殊法人とすること」について考察している。

(3) 政府の権限強化、管理・運営への学外者の参加および設置形態の変更にもなう諸問題

大学の自治と大学が社会的要求・批判に答えるべき責任との緊張関係を、大学の管理・運営の面でどう打開するかは、大学のもつ古典的ともいえる課題である。しかしこれに対処するためには、この課題のもつ原理的側面とならんで、大学と政府と社会の歴史と現状とに即した現実的側面を充分考慮することが必要である。

こうした考慮をした場合、国・公立大学の管理・運営に中央・地方政府が「指導と助言」の域をこえて介入することには、依然として問題があるといわなければならない。これについては、本協会は、かつて、既述の「国立大学運営法」制定の動きに関連して「大学の管理運営に関する意見」を公表したがそこで述べたことは、基本的には今日でも正しいと考える。

他方、国・公立大学の管理・運営への学外者の参加のほうは、かなり複雑な問題をふくんでいる。というのは、このことが、中央レベルで考えられる場合についていえば、社会党の「大学行政委員会」案や東京大学の管理組織専門委員会の「大学委員会」案のように、「大学行政の文部行政よりの分離」ないし「政党政治の建前」の下にある時の内閣から独立した大学行政機関の設置」をねらいとするものもあれば、逆に文部行政のいわばかくれみのに利用されるものもありうるし、個別大学レベルで考えられる場合についてみても、民社党の「理事会」案や中央教育審議会第26特別委員会の「新しい管理機関」案のように、全面的に管理・運営にあたるものもあれば、その他の多くの案のように、協議、助言、勧告にとどまるものもあり、また中央レベルの場合であれ、個別大学レベルの場合であれ、参加者を選定する方式の如何によって、大学、社会双方の意思の尊重される度合いが異なってくるであろうからである。

同じことは、国・公立大学の設置形態の変更についてもいえよう。なぜならば、等しく管理責任の明確化のために特殊法人化する案でも、その発想の基底が、中央教育審議会第26特別委員会のそのように、現在の文部省を前提にして、「大学が制度上の保障の上に安住」しているのを改めたいというものと、東京大学の管理組織専門委員会のそのように、新設の「大学委員会」のもとで、「学問の自由を保障するものとしての大学の自治の拡充」をはかりたいというものとでは、その評価は異ならざるをえないからである。

このような意味において、管理・運営への学外者参加の構想・提案にたいして、一がいに賛否をいうことはむずかしい。しかし、それは、①「大学の自治」を基本的におびやかすものであるかないか、②大学の管理・運営の閉鎖性とそこからくる独善性の打開にどこまで役だつか、③大

学の研究と教育を実質上補強するうえで有効であるかどうか等の点を基準として、なお検討に値するものと思われる。

なお、国・公立大学の管理・運営への学外者の参加については、上記のような諸案のほかに、財政とか大学開放とかの、個々の問題ごとに、中央レベルなり、個別大学レベルなりで、一定のそれにふさわしい機関をつくるという方式も考えられるであろう。

3. 大学経費の負担（大学財政）

(1) 大学財政の貧困

大学がその任務・機能とする研究と教育を行なうためには多額の経費を必要とするが、国・公立大学の場合、その経費はほとんど大部分が、あるいは財政をつうじて間接に、あるいは寄付などの形で直接に、社会によって負担されている。前節で述べた国・公立大学の管理・運営への政府の関与や学外者の参加の問題も、この大学経費の社会による負担という事実を背景として生じているものだといってよい。

しかし、この社会によって負担される大学経費は、同じ社会が大学にたいして要求、期待していることの大きさに比すれば、はなはだ不十分だといわざるをえない。このため、学生数の増加や研究の高度化にもかかわらず、教育・研究条件や教官・研究者の待遇は改善されず、いわゆるマスプロ教育による学生の学力の低下と疎外感の増大、教育・研究者のアルバイトへの従事、学外ないし外国への流出などがみられる。まことに、日本学術会議大学問題特別委員会の「報告」がいうように、「現在の大学紛争を検討すると、すべての紛争について大学財政が一つの重要な原因となっている」といっても過言ではないほどである。

(2) 大学財政充実の急務と世論

このような大学財政の貧困状態は、日本学術会議や国立大学協会ないし国・公立各大学によって以前から指摘され、その改善がさげばれてきたが、今次大学紛争の過程で、大学外においてもかなり認識されてきたように思われる。たとえば、さきに引用した諸文書においても、

a) 政党側では、自民党が「マス講義の是正には、教官の充実、設備の改善を必要とし、そのための思いきった予算措置がとられなければならない」とし、また「教官の待遇改善」をうたっており、民社党は「国家および社会は……大学の使命達成のため財政的……協力をなす義務がある」とし、共産党は、「大学予算の大幅増額と教育研究条件の抜本的改善」について数項にわたって述べている。

b) 経済団体側でも、日本経済団体連盟が「大学の教官、教員の俸給については、せめて現在の裁判官の俸給程度に増額し、学問研究および教育に専念できる態勢をつくっていくべきである」とし、経済同友会も「良い教育は金がかかるという自明の原理が見失われつつある……が、とくに教育者、研究者の大幅な待遇改善が必要である」としている。

大学財政の貧困状態を打開していくためには、国・公立大学の場合、公費の増加によるのがオーソドックスな方法であることはいうまでもないが、問題は、どうすれば社会の大学にたいする要求、期待に見合うだけの公費を確保できるかである。

この点については、東京大学・大学改革準備調査会管理組織専門委員会の、「報告書—東京大学と国および社会との関係—」（1970年3月）が、詳細かつ独特な提案をしている。その要点は、現在の国立学校特別会計制度を前提とした場合も、さしあたり、①その協議会の協議対象に「少なくとも、国立大学全般に共通の予算科目」を加え、その積算基礎の再検討等をもふくめて「国立大学の意向をできるだけ反映するように」し、「そこで協議・決定された事項については、それを尊重し、できるだけ早急に実施するようにすること」、②さらにすすんでは、「国立大学の組織および国立学校特別会計に関する長期的・短期的な計画の策定、およびその年度毎の実施にあたる審議会を設置」して、そのなかへ現在の国立学校特別会計制度協議会を吸収し、この審議会が「国立学校予算については、現在、国会・裁判所・会計検査院・人事院が予算編成に際して与えられているのと事実上ほとんど同様の自主性」をもつようにし、「財政事情により、計画がそのまま実現されない場合も……財政当局の独自の判断で適宜縮少されるのではなく、審議会の策定した計画のなかに盛り込まれている順位にしたがって縮少されるものとすべきである。」、③より根本的な方向としては、前項（Ⅱ—2）でもふれたような、文部省の外にあって大学行政を所掌する独立合議制型の行政機関である「大学委員会」を設け、これに「相対的に独立性の濃い」財政権をあたえたうえで、「大学に関係する国の予算は、一括して大学委員会の所管に委ねられる」べきだというにある。

しかし、公費を補うものとして、寄付などにより大学経費を社会が直接負担することも、それによって研究・教育における大学の自主性がゆがめられないかぎり、いま以上に考えられてもよいと思われる。この点に関連して、いずれも大学における国・公・私立の区別を廃止してこれを特殊法人とするという前提のもとにおいてではあるが、大学問題会議が、「政府予算のほか卒業生の採用などによって利益を得る企業の寄付金など」の出資による「『高等教育振興財団』のごときものの設立」を提案し、また経済同友会が大学にたいする「法人、個人の寄付金にたいする免

税措置の拡充、新設」を述べていることは、注目される。

(3) 大学財政における自主性強化の必要

大学財政については、以上みた貧困の問題のほかにもう一つの問題がある。それは、国・公立大学の財政が、一般行政機関のそれと大差ない方式で運営ないし経理されている現状を改めて、大学が任務・機能とする研究と教育を効果的に遂行できるようにするという問題、いいかえれば、大学財政における大学の自主性を高めていくという問題である。

これについては、本協会は、昭和39年度に国立学校特別会計制度が発足するにさいし、「国立学校特別会計制度についての意見」を当局に提出し、また「大学の管理運営に関する意見」の第9章でも問題の重要性を指摘しておいた。

しかし、広島大学大学問題検討委員会準備委員会が、その「答申」(1969年5月)において、「国立学校特別会計法は、文部大臣の相対的自主権を保証したのみで、大学には財政上の自主権をいっさい認めていない」と述べているとおり、今日でもこの問題は依然として解決されていない。

そこで、多くの大学が、大学財政の貧困の問題とならんで、この問題に関心を示し、大学財政の運営における大学の自主性を強化すべきことを要望しており、たとえば、前記の東京大学……管理組織専門委員会の「報告書」は、つぎのように述べている。すなわち、①さしあたり現在の制度を前提とする場合でも、「個々の大学の予算の編成、とくにその執行について、それぞれの大学の自主性に委ねる範囲をできるだけ拡大するように配慮されなければならない。そのためには、各国立大学の学長等の管理機関の権限と責任を明確にし、それが、制度上の大学財政の管理者である文部大臣にたいして、大学財政について事実上権限を大幅に委譲され独自の運用ができるような慣行が樹立されることが望ましい」とし、②将来、同委員会が提案している既述のような「大学委員会」が設けられた場合でも、「強力な財政権が大学委員会に集中され、一方的に行使されるようなことになれば、『大学の自治』は名目だけのものに転落し、期待されたのとは逆の結果をもたらすことになりかねない……従って、財政権のあり方を考えるに際しては、そうした事態が生じることのないよう、換言すれば、財政権の行使にあたって、広く大学関係者の意向が適切に反映され、大学の自主性を高めるのに貢献しうるような仕組みを、真剣に構想しておく必要がある。」と。

なお、大学財政にかんしては、大学内部におけるその運営、たとえば概算要求の審議、経費の配分等をいかなる方法・手続で行なうかという問題があるが、これは大学の管理・運営の問題として論じられるべきものであろう。

4. 大学間の協力と大学施設の開放

(1) 大学間の協力の必要

さきに大学の多様化・多元化について述べたさいに、仮りに目的別・類型別大学を設けるにしても、そこから生ずる研究と教育の分離や大学間の格差をさけるためには、教員の交流、学生の移動等をふくめた大学間の協調・連絡を密接にすることが必要であることを指摘した。しかし、その点をはなれても、教員の交流をはじめとして、設備・図書・資料の共同利用、研究テーマの相互調整、共同プロジェクトの実施、学生の取得単位の互換性の承認などをふくんだ広汎な協力関係を、大学相互間につくり出していくことは、大学の閉鎖性からくる研究・教育の沈滞を打開するという意味においても、また社会によって負担されている大学経費をより効果的に使用するという意味においても、検討すべき重要な問題と思われる。

(2) 大学間の協力についての諸提案

この大学間の協力について、これまで引用した諸文書では、つぎのような形でふれられている。すなわち、

- a) 中央教育審議会は、「人事の閉鎖性による社会からの遊離と沈滞を防ぐため、教員の人事交流を活発にする」としており、
- b) 大学問題会議は「大学教官の流動性と学問交流とを促進するため、現在の制度の改善と新しい方策を工夫する必要がある。また、大学院生については、他大学における課目の修得を認めてよい」とし、
- c) 東京大学大学改革準備調査会は、「現代の大学をとりまく社会的諸条件の変化と、学問研究の質的な変化に対処して、大学がその使命を果たし、大学における学問の自由を真に意義あらしめてゆくためには、大学の自治はたんに個々の大学、個々の学部・研究所の自治にとどまることはできず、学問の研究・教育にたずさわるものが個々の大学の枠を超えて協力する必要がある」とし、
- d) 広島大学大学問題検討委員会準備委員会は「今日の国立大学は、個性をもたないうえに、連帯性や流動性をも欠いているといえる。それは、人事の交流、入試のやり方、教育研究体制、施設の利用など多くの面で指摘されるであろう。国立大学は、国立という点からしても私立にくらべその面での改善を容易に行ないうるはずである。大学の近代化に、大学の連合は不可欠の条件であると思われる」とし、
- e) 自民党は、「社会がダイナミックな科学技術の発展をとげている今日、各大学および大学と

民間研究機関の共同研究と共同の研究施設利用は、今後ますます活発に行なわなければならない時点に来ている。それは国・公・私立の区別を問わず、大学相互また大学と民間の自由で開放的な人事交流が不断に行われて、始めて達成されるものである」と述べている。

(3) 大学外研究機関の協力と大学施設の開放

以上みた大学相互間の協力については、具体的にどう進めていくかはともかくとして、原理的には特に問題はないように思われる。ただし、自民党のいうように、この協力を、それぞれ理念を異にする大学と民間ないし大学外の研究機関とのあいだにまで広げて考えることになると、

「Ⅲ. 研究」で述べるようないわゆる「産学協同」ないし「軍学協同」とからんで、原理的にも複雑な問題をふくむことになる。

しかし、こうした大学と大学外研究機関との協力とは別に、大学、とくに公費によって維持されている国・公立大学については、その施設の社会の利用にたいする開放が問題となるであろう。

現在、国立大学に置かれている共同利用研究所や共同利用施設は、かなりの数にのぼるが、これらは大学間の共同利用のためのものであって、大学以外の者の利用を認めるのは例外的な場合にかぎられている。それは、こうした利用を認めることが、これらの施設の本来の設置目的の達成をさまたげるおそれをもつからでもあるが、運営上の困難や濫用される危険が予想されるからである。

しかしながら、研究の高度化、大規模化にともない、高度・大型の設備や資料が、共同利用センターの形で運営管理される傾向はますます顕著となり、同時に研究組織も開かれた形をとる場合が増大するであろう。したがって、大学の設備や資料ならびにそれに付随するサービスを、社会の利用にたいして開放する必要が高まるものと思われる。

また、「Ⅳ. 教育」で述べるように、大学および大学院ないしは付置研究所の社会教育活動が拡大されれば、それにとまって図書館や実験設備の利用も増加するものと考えなければならないであろう。

ただ、このように大学の施設を社会の利用に開放するためには、その管理方式をどうするか、また、それに必要な人員、経費等をどう確保するかという点で、種々の問題をふくみ、さらに検討を要するものと思われる。

5. 入 学 試 験

(1) 入学試験制度改善の急務

「大学の大衆化」とよばれるように、今日、大学生数は同年令人口の20%以上に達し、大学教育を受けることを希望する者の数は、さらにそれを上廻っている。しかし、この大学教育にたいする社会の需要にくらべて、私立大学をもふくめた大学全体の量は不足し、しかもそれらのあいだには研究・教育条件や卒業後の就職などの条件にさまざまな格差があり、また国・公立大学と私立大学とでは、大学経費のうち社会が負担する割合と大学に在籍する学生個人とが負担する割合が、著るしく異なっている。

こうした事態のもとで生じてきているのが、入学試験にかんする問題であるが、それは、高等学校以下の教育をゆがめ、それらを、実質上、大学受験のための予備校化しているばかりでなく、受験技術に長ずるだけで基礎学力を欠いた学生や入学試験に合格したことで「やれやれ」と思うような学生をつくり、受け入れることを通じて、実は大学教育をもゆがめているのである。

このような意味において、入学試験制度の改善は、日本の教育全体にとっても、大学自体にとっても急務であるといわなければならない。また、当面の問題として見ても、大学入学試験制度は、大学財政とならんで、すべての大学紛争の基底に横たわる問題だといってもよいほどである。

(2) 入学試験制度改善についての諸提案

大学の入学試験制度の改善については、古くから、種々の機会にさまざまな意見が述べられてきたが、これまで引用した諸文書では、これに言及したものは比較的少ない。それは入学試験改善の問題が大学改革プロパーの問題ではないと思われていることによるのかもしれない。また、国立大学がこの問題にあまりふれていないのは、それが本協会第二常置委員会で別個に検討されてきたうえ、最近になって「入試調査特別委員会」も発足したので、しばらくその成り行きをみるためかもしれない。しかし、入学試験は、前述のような意味で、今日の大学紛争と大学改革を考えるうえで看過することのできない問題である。

さて、この問題についての意見としてはつぎのようなものがある。

- a) 自民党は、「また人間教育の不在については、大学の問題だけでなく、現行の入試制度にその問題が多いという声も強い」として、一流校への受験者の殺到、高等教育の受験予備校化の傾向を述べたあと、「しかしこの点は大学側の入試についての考え方も是正してゆく必要があり、高等学校側の成績表、あるいは高校3カ年間の総合的成績評価と、本人の能力と可能性と適性の評価を重視することで解決への評価を探るべきである」とし、
- b) 経済同友会は、「今日の大学が持つ諸々の欠陥のうちで、現行入試制度ほど、その弊害が社会的に広く、かつ深いものはない」とし、その是正のためには、「入学さえできればほぼ

自動的に卒業できるという、現行の進級制度」を改めるとともに、「当面は、入学者の半数を内申書によって選抜し、入試による選抜者との入学後の成績比較を追跡調査するなどの措置を1年でも早くとるべきであろうし、そのような資料を持ち寄って、大学全体が入試制度の改善に取り組むべきである」とし、

- c) 東大大学改革準備調査会は「現在の大学入試の制度は、大学教育のみならず、高校、ひいてはそれ以下の学校教育を著しく歪める一つの原因となっているように思われる……大学入試の悪影響のために、自由で向学心と創造性に溢れるべきはずの大学教育が歪められている」ことを指摘している。

(3) 入学試験制度改善における諸問題

入学試験の問題は、①学歴偏重や進学一辺倒の社会的風潮が改められ、大学教育にたいする需要が合理的規模に落ち着くとともに、②その需要に量的にも質的にも見合うだけの、かつ学生の自己負担の程度に差のない大学が設けられるならば、おのずから解消するであろう。しかし、そうなるためには、社会は莫大な大学経費を負担し、かつかなりの年月を要するであろう。したがって、社会がその経費を負担した大学に入学させる者を一定の能力をもった者にかぎることは本来必要だという意味でも、また事実の問題としても、入学試験は容易になくならないであろう。そういう前提のもとで入試制度を考えた場合、次のようなことが問題となると思われる。すなわち、

- a) 入学試験なるものの性格を、①それぞれの大学が、自己にとって望ましいと考える能力をもった学生を独自の観点から選択するためのものとみるか、それとも、②大学へ入学を希望する学生が、高等学校までの課程を十分こなして大学教育を受けるに足る基礎的学力をもっているかどうかを一般的に判定するためのものとみるか、
- b) 入学試験の性格をa) —②のように考える場合、その判定のために高校のいわゆる内申書に依存する方法があるが、かりに内申書重視が公表されたとした場合、今日の社会情勢からみて、はたしてそれがどの程度まで信頼しうるかどうか、
- c) 入学試験の性格をa) —②のように考える場合、むしろその判定を、ある年齢に達したすべての者が受けることができる一定の資格試験によって行なう方法のほうがよいのではないか、そのさい、高校以下の教育がふたたび、この試験のための予備教育化すること、およびこの試験によって高校以下の教育内容が統制されることを防ぐにはどうすればよいのか、
- d) 入学試験の性格をa) —①のようにみる場合でも、c) で述べたような資格試験と各大学

ごとに行なう選抜方法(必ずしも試験でなくてもよい)とを併用することは考えられないか、
e) 各大学の入学試験施行日(国立大学の場合は、いわゆる一期校、二期校の区分)を、各大学の利害をはなれて、ここで述べたような入試制度改善の見地からみた場合、どう調整すればよいか、などである。

6. 就 職 問 題

(1) 就職問題の意義と実情

大学がその教育によって果たすべき社会的任務は、知識(技術をふくむ—以下同じ)の伝達と、それを通じて行なわれる学生の精神的諸能力の開発とにあり、いわゆるホワイト・カラーの養成にあるのではない。このことは、かりに大学の多様化を認めた場合でも変りはない。

しかし、他面、大学をおえた学生は、なんらかの職業につかなければ生活していくことができないし、しかもその職業が適当なものでなければ、彼が大学で得た知識を社会のために生かし役だてていくことはできない。

この意味で、大学卒業者の就職の問題が、学生にとっても社会にとっても重要な問題であることは否定できないし、大学としてもこれに関心をもたざるをえない。すなわち、就職問題を考える場合には、大学も社会も学生も、大学における教育を真に生かすという視角から考えるべきものと思われる。

ところが、今日の実情は、学歴偏重の社会的風潮と経済の高度成長とを背景として、学生の多くは、ただ単に卒業証書ないし一定の資格を得てこれを就職に利用するために、大学に入り、また社会、ことに経済界のほうも、これらの学生を、それぞれの大学の入学試験に合格し、そこで一定期間をすごすという事実だけで、ある水準の知識と能力をもつホワイト・カラーの供給源とみ、必要とあれば、いわゆる「青田買い」を行ない、その時期がしだいに繰上ることも辞せず、その間にあって大学は、好むと好まざるとにかかわらず、実質上ホワイト・カラーの養成所たる色彩を濃くしつつあるという有様である。こうして、今日、就職問題は、入学試験の問題とならんで、大学の教育のあり方をゆがめ、ひいては大学紛争の一原因ともなっているといつてよい。

(2) 就職問題改善についての諸提案

就職問題におけるこうした現状を改めてそれを本来の姿にかえすことは、大学にとってはもちろん、すこし長い目でみれば、学生や社会にとっても必要なことだといわなければならない。

しかし、この問題についても、これまで引用してきた諸文書においては、入試問題と同様、あま

り言及されていない。主な意見としては、つぎのようなものがある。

- a) 経済同友会は、学歴偏重は「教育と社会における人間疎外の主要因となっている」という観点から、この学歴偏重につながる学卒者の「青田買い」に言及し、「産業界かまた……教育の場を労働力の供給源とのみ見る傾向の強かったことを反省しなければならない」と述べている。
- b) 広島大学大学問題検討委員会準備委員会は、「現在は何らかの形で、教官が就職の世話をしている。……しかし、就職の世話を教官がすることは時として種々の弊害を生むことがある」とし、「就職対策部」（仮称）とでもいうような全学的組織を通じて……行なわれることが望ましいのではなかろうか」といっている。

(3) 就職についての問題点

就職の問題も、入試の問題と同様、その根本的解決のためには、①学歴偏重の風潮が改められ学生も社会も、大学を、就職に有利なパスポートを入手する場とみたり、ホワイト・カラーの供給源とみたりする現状が根本的に変わり、②そのうえで、大学卒業者が量的にも質的にも社会の需要に応じうるように、大学数や大学・学部・学科の種別が調整され、またいわゆる再教育の制度が整備されることが必要である。しかし、それはなかなか容易なことではなく、また達成までには一定の時日を要するであろう。ここでは、そのために、またそこに至る過程で検討すべきだと思われる幾つかの問題点をあげておこう。すなわち、

- a) 学歴偏重の風潮を打破するため、東大・大学改革準備調査会「第一次報告書」（172頁）のいうように、大学が卒業証書＝学位ないし一定の資格を授与することをやめて、単に在学年数と取得単位についての証明をするにとどめることはどうか、
- b) a) の措置をとっても、大学間に「格差」のあるかぎり、卒業証書＝学位に代って、特定大学の在学および取得単位についての証明書がものをいうようになると思われるが、この「格差」解消のためにはどうすればよいか、
- c) a) の措置をとっても、一定期間大学に学ばなければ得られないような水準の知識をもった者（以下「高級知識習得者」という）についての需給が、量的にも質的にも合致しなければ、就職の問題は解決しないが、このために必要な「高級知識習得者」にたいする需給見通しをたてるにはどうしたらよいか、

また、それに対応して大学の量と種別との調整をどう進め、再教育制度をどう整備していったらよいか、

- d) 大学内部における就職あっせんの機構をどう組織し、事務をどう進めていくか、
- e) 就職あっせんを、一定地域の大学が連合して共同に行なうことはどうか、さらに進めて、これを、もともと就職あっせん、職業需給調整のために設けられた公共職業安定所に移すことはどうか、などである。

Ⅲ 研 究

大学において行なわれる学術研究の成果は、そこにおける教育をととして社会に還元されるほか、種々の形で社会と直接、間接に交渉をもっている。これは、大学が社会機構の一つとして機能する限り当然の現象である。特に「Ⅰ 総説」でも述べたように、「高度産業社会」ないし「情報化社会」にあっては、研究面において社会の大学に寄せる期待はますます大きくなりつつある。

もともと大学における研究は、基礎的研究を主とするものであるが、それと応用的研究とを判然と区別することは困難である。近時、基礎的研究においても応用的研究においても、専門分化と規模の拡大がきわめて著しい。こうした傾向は、それ自体でも大学と大学以外の研究機関ないし企業との研究上の結びつきを促進する可能性をもつが、Ⅱ—3でみたように大学の研究資金が貧弱であることが、このような結びつきを研究資金の援助が主目的であるような好ましからざるものにする恐れをもっている。いわゆる「産学協同」は、このような結びつきの代表的な例である。

他方において、大企業は大学に頼ることなく独自の力で基礎研究、応用・開発研究、生産までを一貫して行ないうる力をそなえ、しかも、そこでは完全な秘密が守られるので、分野によっては、大学における研究と教育とがかえって産業界の近代的進歩から何年にもわたって取り残される傾向がみられる。そのため、研究資金の授受とは無関係に、健全なかたちでの産学協同をいかに進めていくかが問題となる。

本来、学問の研究は、窮極的には人類の福祉、社会の発展に寄与するものでなければならないが、その過程においては、純粹に学問的要求にしたがうことが許されなければならない。学問の自由が保障され、大学の自治が尊重されるのもそのためである。

ところで、大学の研究にたいする社会的要求は、種々さまざまな分野から出され、時には、全く相反するものすらみられる。しかし、学問の研究は、決してその時どきの利害関係にもとづく要求に短絡的に対応するといった性格のものであってはならない。もちろん、研究者が提起され

るさまざまな社会的要求に関心を払うことは必要であろう。しかしながら、そうした要求のなかから何を汲みとり、いかに研究に結びつけるかは、研究者の学問的良心に委ねるほかはない。

ところが上述の産学協同が研究資金の援助を伴うときには、このような大学における「学問の自由」、「大学の自治」という基本問題とつながって、研究の性格や研究者の姿勢が議論となる。

1. 研究上の協力

過去2,30年間における科学・技術の目ざましい発展は、多くの分野における専門分化を著しく促進したにとどまらず、あるいは境界領域の重要性を増し、あるいはビッグサイエンスの分野を生みだし、一研究者、一研究室だけの努力によっては、とうてい激しい進歩に貢献しえなくなっている。また、多くの分野においては、科学と技術との境界が次第に不明瞭になりつつあり、基礎的研究と応用的研究との区別も次第に不明確になっている。

このようないくつかの理由のために、研究面における大学間の協力、大学と学外研究機関ないしは産業界との協力は、急激にその重要性を増しつつあるといえよう。さらに、このような協力関係は、単に国内だけにとどまらず、国際的にまで発展せざるをえない実情にある。

大学がこのような研究上の協力関係を結ぶとき、悪くすれば大学における自主的な研究を圧迫するおそれがある。研究資金の援助を伴うときにはとくにそうであって、大学本来の目的を見失わず危険さえはらんでいる。後述する産学協同の諸問題について慎重な考慮が払われなければならないのはこのためである。

2. 研究資金

(1) 資金源

大学、ことに国立大学の研究資金は、本来国費で賄われるのが建前である。しかし国費だけでは、今日の社会が大学に期待している研究を充分賄えないのが実情であり、大学ないし研究者は、社会から直接研究資金を受け入れようとする傾向をもっている。これが、委託研究などの産学協同をゆがんだものとする大きな原因の一つであると考えられる。例えば、三重大学の「教育と研究の改革準備に関する答申」（1970年9月）には、「研究・教育費の貧困が、委託研究をゆがんだものに作る危険性を指摘しておきたい」と述べられている。また、長崎大学の「大学制度調査委員会報告書」（1970年8月）の大学と社会の項には、「大学に研究を期待しえない材料すなわち、余りにも乏しい文教予算、研究人員の不足などが揃いすぎている」ことが「大学と社会

との協調にもひずみを生ずることになるであろう」ことを訴えている。

大学外からの研究資金の受入れは、特定企業から特定研究室に導入される狭い意味の産学協同のほか種々の形式で行なわれている。ここではこの問題についてまず一般的な検討を加えておくことにしよう。

研究資金受入れの問題は、大別して、理念的な面と制度ないしは運営の面とに分けられるであろうが、このうち資金受入れに関する理念的な問題を要約して、たとえば、東北大学管理運営検討委員会第三専門委員会の「大学自治と学生の問題に関する報告」（1968年10月）においては、つぎのように述べられている。すなわち、

- ① 大学の教育が、研究成果に基づくものでなければ、学問の創造的継承という意味を失い、文化の発展に対する貢献を期待できない、

しかしながら、学問の進歩とともに、たとえば、

- ② 軍事研究への傾斜のような、社会的にも無視できない否定的側面を生ずる危険がある。

そのほかの場合にも、

- ③ 学問の巨大科学化につれて、「研究費第一主義」におちいり、「資金源」の問題性が看過される。

これは、大学のもつ研究と教育という二つの機能の調和に関してしばしば批判の対象となる研究偏重（「研究第一主義」）と、研究費の不足を補うために安易に外部からの援助を仰ごうとする「研究費第一主義」とに、警告を与えたものとして注目すべきであろう。

なお、この資金源の問題は、研究面における国際協力が今後ますます盛んになるにつれて、国際的な性格をもつことになるものと予想される。

これとは別に、各種学会の諸行事に要する経費は、産業・経済界からの援助によってまかなわれている場合が多い。もとより学会は大学とは別の機構であるから、ここで議論すべき性質のものではないが、国際学会の集会などに当たっては、大学の教官が、組織はもとより、資金の面でも苦勞しなければならぬという実情は一考を要する問題であるかも知れない。

(2) 資金の導入と配分

大学が産業・経済界から研究資金を受け入れることを是認する立場をとるとしても、その具体的な制度ないし運営については、必ずしも現状が肯定されているわけではない。

たとえば、経済同友会の意見（3. —①— a 参照）。には、「多目的大型財団」の設立によって、実用的部門と基礎的部門との間の研究資金の配分を適正に行なう配慮が必要であることが示され

ているし、「東大改革再議」1969年6月の研究の項では、

- ① 大学外からの資金援助は、(大学)研究所の自主性をそこなわないかぎり、研究所間の競争を促進する意味で考慮に値する、

と述べ、これに関連した議論のなかで、

- ② 特定の個人や研究室ではなく、大学として研究の委託を受け、実学と虚学のバランスを考える、

という方法も示唆されており、また、大学と社会との関係を深める活動を実施するに当たって、

- ③ 学術振興会のようなクッションを置き、積極的な活動の拠点とする。

という提案もなされている。

しかし、同じく東京大学の「大学改革準備委員会管理組織専門委員会報告書」(1970年3月)は、国家資金以外の研究費の受入れについての問題点として、

- ① 特定の受入れ機関が事実上名目化し、
- ② 外部資金の多量の受入れは、大学における学問の研究、教育の正常な、均衡ある発展を妨げる、

恐れのあることを指摘している。

このように研究資金の導入と配分については、制度化の面でも運営の面でも、まだ多くの問題が残されているものと考えられる。

3. 産学協同

産学協同が問題として取りあげられたのは、それにともなういくつかの弊害が指摘され、社会の批判を受けたことが直接の動機であった。しかし、より基本的には、これが大学の「開かれた大学」としての社会に対する責任、大学における研究の性格、学問の自主性などと深いかわりをもっているからである。まず、これについての各界の意見を整理すれば、およそ次のようになる。

(1) 学界以外の各界の意見

学界以外の各界の意見には、研究成果の社会への還元が、「開かれた大学」の使命であることに重点を置いているものが多い。たとえば、

- a) 経済同友会の「高次福祉社会のための高等教育制度」(1969年7月)は、
- ① 産学協同は「社会に開かれた学問研究」という教育思想に合致し、世界的傾向でもある。

② 大学が「産業界の下請け」となり、研究の自由をゆがめるとの理由で、産学協同を否定する動きは、「アイデアと研究資金の交換」という一面のみに着目している。

③ 企業における研究開発の進展、大学以外の調査研究機関の高度化、ビッグサイエンスの登場等にともない、産学協同に対する社会的要請が高まりつつある。

などの理由をあげて産学協同の必要性を強調し、今後の方策としては

④ 応用研究と基礎研究の相互の刺激を重視し、新しい制度を確立すること、

⑤ 実用的（技術的）部門と基礎的部門との間の研究資金の配分方法、たとえば、多目的な大型財団の設立などを考慮すること、

を挙げている。

b) 日本経営者団体連盟の「直面する大学問題に関する基本的見解」（1969年2月）も、

① 産業の発達が大学の研究・教育に影響を与え、逆に大学の研究・教育が産業界に影響し、両者は相互依存の関係にある、

との認識から、産学協同をうち建てるべきであるとし、その方策としては、

② 産業界・企業と大学院ないし大学研究所との間の結びつきについて、新しい工夫を行う、

ことを提案し、さらに、

③ 産学協同をととして、大学と産業界との人的交流を促進し、また、

④ 企業、官庁等の人材の再教育に、大学院や大学研究所を活用する、

などの意見を述べている。

c) 政界でこの問題を取りあげているのは、自由民主党の「大学問題に関する中間報告」（1968年11月）だけであるが、これも、

① 大学は研究業績を社会に還元することを使命の一つとすべきであり、そのためには国民に開放される必要がある、

との認識に立って

② 社会は大学を私益のために奉仕させるべきではないが、大学は基礎研究とともに、応用研究、試作・開発研究等を行ない、政府、民間の研究活動に活力を与え、

③ 委託研究員の再教育等を積極的に推進させること、

を要望し、さらに大学院体制にもふれて、

④ 民間教育機関の協力を得て、ビッグサイエンスのための共同研究所を設置する、

⑤ 大学、直轄研究所、民間研究所等の役割を考慮して、学問の進展に即応した研究体制を確立する、

⑥ 共同利用研究所や民間産業界等からの受託研究、産学協同研究のあり方等について検討する、

ことを提案している。

d) 中央教育審議会の「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」（1969年5月）は、新しい大学のあり方の基本課題の一つとして、

① 研究の自由を確保しながら時代の変化に応ずる社会的要請を進んで取り入れ、自治にともなう責任を自ら負担して教育・研究活動の効率化を自律的に行なうことができるような大学の新しい形態を検討すること、

を挙げているが、この段階では、具体的な提案はなされていない。

(2) 学 界 の 意 見

産学協同に対する各大学の見解の中にも、この問題を大学の社会的機能としてとらえているものがある。しかし、そこでは、当然のことながら、学問研究自体に対する利害という視点がより強く打ち出されており、特に研究の自主性の維持と研究成果の公開とが産学協同の条件として明示されているのが通例である。

a) 日本学術会議の「見解」（1969年4月）は、こうした大学全体の考え方を反映して、大学の研究・教育における特殊問題の一つとして、

① 従来のいわゆる「産学協同」には、接触の仕方に関して、大学における学問の自由の観点から遺憾と認められるものがあったこと、

を指摘する反面、

② 実社会に関連をもつ学問分野の研究には、大学が社会と緊密な接触を保ちつつこれを遂行するのがきわめて当然であり、

③ 社会の進展と絶縁された大学の成長は考えられない、

④ 大学が必要に応じ、政府機関、地方自治体、産業界等、社会の諸階層と大学の内外において協力することは、学問の発展上有効かつ必要な手段であること、

を認め、ただし

⑤ これらの協力があくまで大学側の自主的な判断によって選択され、民主的に運営されるべきこと、またそれには、

⑥ 協力の目的や成果の公開等により、研究教育の自由と、社会全体への奉仕が保証されること、

要望している。

個々の大学あるいは学部から出された見解や改革案のいくつかは、直接あるいは間接に産学協同の問題にふれているが、それらは必ずしも公式のものばかりではなく、提案者の立場や性格もまちまちである。したがってそこにみられる意見をどのように整理するかについては若干の問題もあるが、ここではなるべく広く種々の考え方を探る意味で、非公式な見解や特定グループの意見をも紹介することにした。

b) 東京大学の「確認書の審議を終えて」（1969年2月）は、大学紛争に関連して産学協同をとりあげた著るしい例であるが、その一項目には、

① われわれは、大学における研究が自主性を失って資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意味での「産学協同」を否定すべきであると考え、と述べられている。

c) 広島大学の「大学問題検討委員会答申」（1969年5月）では、大学の理念に関する一つの問題点として、特に「学外との研究・教育上の協力体制の整備」をとりあげ、研究面ではビッグサイエンスの問題があることを指摘している。また、地域社会との関係については、

① 瀬戸内海工業地帯における産業との協力関係の必要性を認め、これに関連して

② 個人を中心とした産業との結びつきをどのように抑制するか、

という問題を提起している。さらに、「開かれた大学」が一般に学外に求める姿勢として、

③ 学外からの盲点の指摘を受け、新しい生命の吹き込みを受け入れ、

④ 学外施設の共同利用などを要求する、ことを提案している。

これに対し、同大学の教養部改革委員会の「大学改革第二次試案」（1969年4月）は、産学・官学協同の否定的な面をとりあげ、

① 不正への加担ないし容認による外部資金の受容、

② 公害発生を結果する地域開発の研究、

等が、研究成果の果たす社会機能に対する反省を欠いて推進されている場合のあることを批判しているが、反面

③ 大学は本来、超社会的存在でなく、

④ 研究自体が現実的適用を経た検証に支えられるべきであり、

⑤ 一部の「産学・官学協同」は、部分的には社会改革に連なるものである、
ことも認めている。

d) 神戸商船大学の「大学改革への総括的提案」(1969年6月)は、同大学の特殊性にふれた
のち、

① 自主研究によって産業界の将来あるべき姿を見いだし、直接研究面において、産業界を指
導する。

② 現状の行きづまりを打破し、指導性を発揮できる人材を産業界に進出させること、
を「今後あるべき健全な産学協同」の精神としている。

e) 「新潟大学再建のための討議資料」(1970年1月)は、産学協同の問題について、

① 単なる利益に結びついた、または時の政策に迎合するものではなく、大学本来の基礎的研
究を充実するための産学協同はする必要がある、
ことを認め、しかし

② 研究を進めるにあたって、その技術、研究成果が社会にどのように利用されるかをよく
見きわめ、人類の福祉に反するような研究は進めるべきではあるまい、
と注意を喚起している。

f) 熊本大学改革準備会の答申「熊本大学の改革について」(1970年2月)は、

① 本質的に実社会と関連の密接な学問分野の教育・研究が、官公庁、産業界をはじめ地域社
会と密接な接触をもって進められることは当然である、しかし、

② 大学と産業界との結びつきが多岐な面にわたり、過度に緊密な関係となることは、いろい
ろな弊害を生む因となろう、

ことを指摘し、したがって

③ 両者は相互の自主性を尊重し、批判し合える関係でありたい、また

④ 大学の教育・研究活動は企業依存、行政政策依存になってはならない、
と述べたのち、

⑤ 大学の教育と研究のあるべき本来の姿勢がいささかなりとも乱されない限り、たとえば研
究の計画と成果、費用の使途などについての自主性と公開性が守られる限り、産学の協力行
為は忌避すべきでない、

と結論している。

最後の⑥に述べられている自主性と公開性は次の二大学の意見の中にもみられる。すなわち、

g) 群馬大学の「大学問題検討準備委員会報告」(1970年4月)は、大学と社会との関係の項で広義の産学協同をとりあげ、産業界との結びつきは今後大きな問題に発展すると考えられるとして、たとえば

① 公開の原則の確立などが必要とされると思われる、

と述べ、さらに産業界との接触の好ましくない例をあげたのち、

② 組織としてにしろ、個人としてにしろ、大学がこの種の社会との関係の悪い側面を自ら律することができなければ、学問の自由を守るという立場をきわめて弱いものにしてしまうであろう、

と述べている。また、

h) 三重大学の「教育と研究の改革準備に関する答申」(1970年9月)も、産・官学協同の問題を大きくとりあげ、

① 大学が企業の下請けとなり、大学としての学問研究の自主性を損う恐れがあり、

② 研究成果の発表が制約されたり、ゆがめられたりする事実も多く、大学本来の社会的責任も無視されたまま推進される、危険性を指摘し、

③ 大学の自主性を確保するために、常に慎重な配慮が必要であろう、

と述べたのち、

④ 企業や、大学以外の研究機関における研究開発の進歩、ビッグサイエンスの登場にともなう産官学協同の必要性、大学における基礎研究と企業における応用研究の相互刺激は、学問の発展を促進する要素をもつことも否定できない、

と結んでいる。

i) 最後に、産学協同についての国立教育研究所の調査「学長の意見」(1969年6月)によれば、回答を寄せた40大学(国公私立を含む)のうち、21が積極的賛成、13が条件付き賛成ないし条件付き反対、4が積極的反対となっている。賛成の理由としては、

① 産学協同は現実であり、産業界を無視した教育計画はありえない。

② 産業界の希望や意見をたえず大学に反映すべきである。

③ 地域産業への適合は、地方大学の存在意義である。

のように、むしろ、教育面(人材の養成)における協力(適合)に重点が置かれているようであるが、

④ 大学(基礎教育)と教育と産業界(応用研究、実用研究)との相互依存と交流の必要、

に着目した意見もある。

条件付き賛成および反対の意見としては、

- ① 大学は産業界の下請けになってはならない、しかし、
- ② 大学の自主性の上に、科学者の良心をもってする協調はやむをえない。また、
- ③ 人材養成の面で大学は産業界に対する潜在的機能を果たしている、

との現実論が多く、具体的な方策としては、

- ④ 社会人の大学運営参加を通しての協力関係、
- ⑤ 学会等の公的機関を通しての学术交流、
- ⑥ 無償の投資と援助による結合、
- ⑦ 教官の個人的関係、

などが示されているが、個々の大学の置かれている環境や条件（特に国公立の別）に強く依存していることも忘れてはならないであろう。

なお、少数ながら積極的反対意見もあり、それらは主として、

- ① 社会の批判者としての大学の責任、
- ② 産業界の御用機関化の危険、

など、大学の理念にかかわるものである。

③ 産学協同の利害得失と問題点

上に述べた各界および学界の意見を総合すれば、産学協同そのものを全面的に否定すべきではないという点ではほとんどすべてが一致している。これらの諸意見の中で産学協同の利点としてあげられているものを整理すると、次のようになる。

- ① 「社会に開かれた学問研究」という教育思想に合致し、社会に対する大学の責任を果たすことになる。
- ② 企業における研究開発の進展、大学以外の調査研究機関の高度化、ビッグサイエンスの登場などにもなう社会的要請にこたえうる。
- ③ 大学本来の基礎研究を充実させることができる。
- ④ 基礎研究と応用研究との相互刺激によって学問の発展が促進される。
- ⑤ 学外から盲点の指摘を受け、新しい生命の吹きこみを受けられる。
- ⑥ 研究面において産業界を指導できる。

他方、産学協同に対する共通的な危惧ないしは反対の理由となる点は、

① 大学が自主性を失い、産業界の下請けまたは御用機関になる恐れがある。

② 研究成果の発表が制約されたり、ゆがめられたりする。

③ かくして、社会の批判者としての大学の責任が果たせなくなる。

の三つにまとめることができよう。

いずれにせよ、産学協同ができるだけ欠点を含まない形で実施されるためには、上述の日本学術会議の見解（a）の中に盛られていた自主・民主・公開に対する要望が尊重されなければならないものと思われる。しかし、それを具体的にどのような形で行なうかは、必ずしも容易な問題でない。

自主および公開の問題については、たとえば前掲の三重大学の答申（h）が「結局はすべての大学における各教官の良心に待つほかになることになろう。しかし、一応のルールを確定し、明朗な形で社会からの委託研究ならびに要求を受け入れられる学内機関を設ける必要があろう」ことを示唆している。また、横浜国立大学の「大学改革推進準備会 中間報告」（1970年4月）も、「委託研究や研究援助資金の受入れ問題は、特定の個人や研究室の問題としてではなく、大学全体の問題として自主的・公開的にその処理を審議・決定すべきものであり、何らかの形でそのための機関を設置する必要があると思われる」と同様の趣旨を述べている。このように、大学内に新しい機関を設けるか、あるいは既存の機関を利用して、産学協同の弊害の防止と自主・公開の確保に努めるのが一つの方法と考えられる。しかし、このような機関も事実上名目化してしまうおそれがあるとする意見もある（たとえば、東京大学の「大学改革準備調査会管理組織専門委員会報告書」（1970年3月）：2. 研究資金の項参照。）

大学研究者と企業などの研究費提供者との直接的な結びつきを排除し、研究の自主性・公開性を確保するためのもう一つの方法としては、公的な学外組織を利用することが考えられる。たとえば、学会または特別の財団法人などの組織を通して、企業集団（たとえば工業会、協会など）と複数の研究機関との間で協同関係を結び、研究の成果は広く公開して、産業界全体に役立てようとする構想である。このような方法を採用すれば、研究課題も全くあるいは比較的基礎的なものに絞られるので、弊害を生じる恐れは少なく、しかも相互の刺激を高めうるであろう。

4. 地域社会への奉仕

(1) 地域社会における大学

この問題は、前述の産学協同と密接に関係している。各界の意見も両者を明確には分離してい

ないものが多いが、特に地域社会との連繫を、大学のもつ一般の社会的機能とは区別して論じているものもある。

a) 中央教育審議会の「大学の管理運営について」(1963年1月)は、

① 大学は積極的にその関連する社会との連繫を深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。

とし、これを「学外者を加えた機関の設置」の必要性に対する根拠とするとともに、この機関には、

② 産業経済界と大学との連繫に関する意見の交換、
という機能を与えようとしている。

このように、大学と地域社会との関係は、研究についての協力と無関係ではないが、大学の管理・運営にもつながる性格をおびている点に注意すべきであろう。

b) これに対して、広島大学のように、その地理的な特殊性から瀬戸内海工業地帯における産業との協力の必要性を指摘している場合もある(1. — ② — d 参照)。

c) また東京教育大学は、その「新大学ビジョン(案)」(1969年7月)の中で、

① 知的生産の社会への還元の意味で、新しい「頭脳の町」の建設に積極的に参加し、
② 社会的責任感に目覚め、他の大学や隣接する関連諸研究所との連繫を進めること、
を明確に打ち出している。

d) さらに教育研究所調査「学長の意見」(前出)によれば、大学が地域社会と関係をもつことに対する反対論はなく、積極的な賛成の理由としては、

① 大学は地域社会と密着してその進歩に貢献し、地域の文化・教育センターの機能を果たすべきである。

② 地域社会への適合は、地方大学の性格として当然であり、それが大学の定型化を防止し、個性ある大学を育てる上にも効果がある。

などがあり、さらに、大都市の大学が地域に密着しえないことを、大学の地方分散の必要性に対する根拠とする意見もみられる。

いずれにしても、研究の面での地域社会との結合は、むしろ「産学協同」の一形態としてとりあげられており、地域社会への奉仕の実例も、入学、就職、継続教育などが中心となっている。なおこの場合にも、

③ あまり局地的な利害と結びつかぬよう配慮すべきである、

との意見があるのは、「産学協同」におけると同様の理由があるからであろう。

(2) 地域社会との関係における問題点

大学が本来の教育的ならびに研究的機能とならんで、その属する地域社会への奉仕という任務をもつことについては、ほとんど抵抗なく受け入れられているようである。特に、

- ① 地方大学と地域社会との結合は、大学の個性の発展を助長し、ある意味での大学の多様化に通ずる点で注目すべきであり、
- ② 地方産業の振興に貢献するという効果も考えられる。

しかしながら、その反面

③ あまりに地域社会との接触にこだわることは、大学本来の機能をそこなうおそれはないか、また、狭い地域のみを目を向けることは、大学の健全な発展を阻害するおそれはないか、についても、一応の考慮を払うべきであろう。

もとより、地方の各種勢力との不健全な結合は論外であるとしても、大学の自主性の維持については、「産学協同」の場合と同様の配慮がなされるべきであると思われる。

このほかに、大学と地域社会との関係における特殊な場面として、公害の問題を挙げることができるであろう。特に地方大学においては、地域産業の急速な発展に対し、大学が積極的に協力すべきであるとする意見がある反面、これにともなう公害の問題をどのようにとらえるかについては、異なった立場が考えられる。たとえば広島大学教養部改革委員会の意見にもみられるように、公害発生の危険のある地域開発への参加を否定する立場もあるが、公害対策への協力という形で地域社会への奉仕も考慮されてよいであろう。

5. 特 許 権

大学における研究の成果が、社会との結びつきにおいて提起する特殊の問題として工業所有権の問題がある。これは、上述のような各種の協同研究の場合にもみられるが、また大学独自の研究過程においても発生しうる。

研究の成果として、あるいは研究過程における副産物として、発明が完成された場合に、

① 工業所有権の帰属は必ずしも常に明確であるとはいえないこと、
また、その特許が実施された場合に、

② 特許料の使途についても、問題が残されていること、
は、以前から指摘され、審議会その他においても検討されることになってはいるが、今日なお解

決をみていないのが実情である。

「開かれた大学」と高度に発展した社会との協力の緊密化は、おそらくこの問題を再び前面に押し出すことになるものと想像される。しかもこの問題は、大学の、特に国立大学の研究にかかわるという点で、一般企業における特許の問題とは異なった要素を含むものとして考慮されるべきであろう。しかしながら、これについては具体的な提案がみられないので、問題の指摘のみにとどめておく。

Ⅳ 教 育

社会の急激な発展にともない、大学と社会との関係が緊密化するにつれて、大学の任務・機能にたいして根本的な反省、検討、改革を加えることが必要であることは、これまでみてきたとおりであるが、このことは、特に大学における教育の側面について妥当する。ここでは、この側面にかかわるいくつかの論点を挙げ、それらについての各種の考え方にもふれつつ、問題の所在を明らかにすることにした。

最初、大学教育の改革において、前提となる事項についてふれてみたい。

急激に発展しつつある社会の要請を自主的に受けとめ、大学が、教育の面において、改革をすめ、新しい、生き生きとした大学に脱皮していくためには、次の諸点が検討される必要がある。

- a) 大学についての画一的規制ないし政策の改訂。新しい大学は、学問の進展、社会の変化に対処するため、常に創造的に自らを改革してゆかなければならない。このさい各大学は各々の立場から、教育の新しい考え方を探求し、新しいやり方を採用するという実験的態度をもつことが必要である。このように、各大学の創意を生かすためには、全国画一の規制方式を速かに改めることが検討されなければならない。

なお、これに関連して、昭和45年8月31日大学設置基準の一部が改正され、一般教育の教育課程の改善が行われるようになった。これは上述の趣旨に一步でも近づくことではあるが、この実現にあたって、中央教育審議会の答申より7年、大学基準等研究協議会の答申より5年、当協会の意見書提出より4年も経たということは問題であろう。

- b) 国立大学を規制する法令の再検討。学問と社会の進展、変化に応じて大学を改革してゆくためには、大学を規制する法令を、大学の立場から再検討することも考えなければならない。この検討の対象には、教育に関するものは当然含まれるが、それだけではなく、公務員

制度など教職員の身分に関するもの、財政、税制など、財政に関するもの、医師、弁護士、教員その他職業上の資格に関するもの等、大学教育に直接、間接に関係する法令すべてが含まれるべきである。

c) 大学教育についての専門研究組織の確立。小学校、中学校、高等学校、社会教育については、大学に講座、学科目が設けられ、研究・教育態勢が一応できている。これにたいして、大学教育については、専門的な研究組織が存在しない。大学の管理、運営、研究、教育等について研究調査を行ない、大学の教官、研究者たるべき者にたいして、専門的教養をあたえるため、大学教育に関する講座または研究センターを大学に設置することが考えられるべきである。

d) 大学に関する情報の交換と広報活動。各大学間また大学と一般社会との間に、情報の交流をはかるため、適切な組織をつくることが要請される。

1. 大学教育の目的と内容

大学は社会的存在として、文化を伝達し、さらに新しい文化を創造することによって、人類社会に貢献するという任務をもっている。大学の伝達し創造する文化には高度の一般的知識と、応用的、専門的知識とが含まれている。前者に関する教育は普通一般教育とよばれ、後者の教育は専門教育、職業教育といわれている。最高の教育機関としての大学の教育には、常にこの二面が存在したが、そのおかれている時代的、社会的情况に関連して、その比重のおき方が違う場合もあった。伝統的な大学の理念においては、大学は職業に直接志向した教育を行なうものではないとの考え方が強かった。したがって大学教育の目的は、いわゆる職業人ではなく、知識人を養成することにありとされていた。しかし、この場合にも、大学という名称を持たない高等教育機関が職業人の養成を行なってきたのである。したがって、大学教育は、常にこの二つの面から検討されなければならぬ。

職業教育の問題については、次項で論ずることにして、ここでは大学教育の目的として期待される人間形成についての諸見解をみることにする。

大学教育において、知識や技能の伝達が行なわれることについては、異論はない。しかしそれを超えた教育に大学がどれだけ関与すべきかについては意見が分かれている。

この点について一方では、大学は人間形成、なかんずく、徳性の涵養につとめるべきであるという考え方がある。たとえば経済同友会は次のように主張している。「……大学が産学協同など

を通じて、積極的に社会に奉仕する姿勢を明らかにし、また教育面においても、知識や技術の伝達にとどまらず、精神的、道徳的覚醒を促すものになることを期待したい。」（「高次福祉社会のための高等教育制度」1969年7月、13頁）また、日本経営者団体連盟の考え方もこれに属する。

「大学では、全カリキュラムを通じて、人間形成、なかんずく徳性の涵養について格段の配慮がはかられることが必要である。」（「直面する大学問題に関する基本的見解」1969年2月、文教協会編、「大学問題資料集」58頁）。

以上の考え方にたいして、大学における教育は、全人格的教育を直接の目標とすべきでないという考え方があり、たとえば、東京大学改革準備調査会の報告書の考え方は次のようなものである。「教官が学生の人格的成長に対して影響を与えるということは、教育機関として望ましいことである。しかしながら、大学における教育は、あくまでも相互に独立の人格をもつ人間が、学問の場を中心として接触することによってなされるのを原則とすべきであり、全人格的な育成、指導を直接の目的としてなされることを原則とすべきではない。」（「東京大学改革準備調査会第一次報告書」1969年11月、60～61頁）。

大学の教育過程において、当事者たる教官や学生が人格形成に何の影響も受けないと考えるのは誤りであろう。しかし大学が学生の全人格形成に責任を負うとみることも、大学教育の役割りを過大視するおそれがある。この点について前記の東京大学改革準備調査会は、大学が学生の人格形成に関与するとしても、それは学問研究を通じて、自主性、創造性、総合的判断力、批判的精神、寛容の態度を培う点にあるとの考え方をとり、次のように述べている。

「大学において行なわれる教育の目的は、知的創造性と総合的判断力を培うものでなければならない、すなわち、学生が批判力・判断力・創造力を高め、明晰に思想を交流しうる力を養い、また科学的な実証的精神を身につけてゆくことを目的とすべきである。」（同上、146～147頁）

大学における教育について、その固定化と社会からの孤立化とが批判されているが、大学の教育内容を社会の要請にどれだけ対応させるべきかについては、二つの対立する考え方がある。

その一つは、大学は、個人および社会の要請に応じて、教育内容を変えてゆくべきであるという考え方である。たとえば中央教育審議会はその「開かれた大学」の主張のなかで、「[新しい大学は] 個人と社会の教育に対する要請に即応できる大学である……」（「当面する大学教育の課題に対応するための方策についての答申」1969年4月、3頁）ことを強調している。

また岡山大学の改革案でも次のように主張されている。「カリキュラムの内容が学問の進歩に即応しなくてはならないことは言うまでもないが、社会の進歩に対応させることも必要である。

たとえば、情報化時代にふさわしいカリキュラムの開講なども考えられる。」（「岡山大学改革草案」1969年8月，9頁）。

広島大学においても、次のような意見が述べられている。「また、大学の大衆化，学生の多様化に伴い，伝統的なカリキュラム内容が，学生のその後の進路と十分連関を持たなくなっている場合がままみうけられる。教官の研究者としての関心や，従来の研究後継者養成の目標から組立てられたカリキュラムが，学生のもつ現代的関心と触れ合わない場合や，いわゆる「研究第一主義」から生ずる，大学の社会教育機関としての使命や任務に対する軽視ないし無視，あるいは教育に対する無自覚な態度が，極端な場合には，いわゆる「教育の私物化」となって不満や批判を招いているなどのことが指摘されている。」（「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月21頁）この広島大学の見解は，カリキュラムの内容如何が，学生の勉学意欲を向上させる上においても重要であるとみている。

これらの考え方と対立する第二のものとして，大学の教育を社会の要求に應ぜしめようとすることに慎重であれとの考え方がある。たとえば，国立大学協会は，次のような見解を発表している。「大学がいたずらに閉鎖的であり，「象牙の塔」として社会から孤立してはならないことは言うまでもないが，大学が社会的必要に応じ，社会・国家に奉仕する途は，大学がその自主的判断にもとづいて「歴史の要求」に應えるべく努力する以外にはあり得ない。大学をあまり実用的に考え，直接の社会的要求に應ぜしめようとすることはとくにそれについて制度的な途を開くことはかえって大学の真の活動を麻痺せしめ，社会・国家に対しても損失を招くことになる。」

（「大学の管理運営に関する意見」1966年6月，18—19頁）。

また日本学術会議大学問題特別委員会の考え方も，この点に関して次のように警告している。「大学の「大衆化」に対応して学問の内容を卑俗化しようという意見があるとすれば到底容認しがたいものといわざるを得ない。」（「大学問題特別委員会報告」1969年4月，12頁）。

大学が社会の要請をどれだけ教育内容に反映させるかは，大学の自主的判断によるべきであるということについて異論はないであろう。しかし，大学が従来の伝統に固執して，この要請に答えることを怠るならば，学生の勉学意欲に悪い影響を与えるという見解も尊重されねばならない。また現代のように，急速に発展する社会においては，個々の知識自体が急速に価値を失ってゆくことも重視されなければならない。

この点に着眼して，大阪大学では，次のような見解が表明されている。「今日の社会における大学の使命を考えるならば現在の大学の専門教育においては，教員がその研究活動を通じて，自

己の内につくり上げた学問体系をその教育に反映させ学生に創造的精神活動を体得させることが最も重要である……知識の切り売りのような教育は教育のあるべき姿ではなく新分野を自ら切り開いてゆくことのできる能力を獲得させるような教育が大切であろう。」（「大学改革の基本方針（その一）」1969年6月、6—7頁）。

複雑に分化し、多元的な社会においては、大学の教育内容を固定的に考えることは問題である。大学の行なう教育の中には、直接実用に結びつくものもあり、実用とは全く無関係のものもある。創造力や研究力の涵養が重視される場合もあるし、応用技術に重点がおかれる場合もある。このような多種多様の教育が多元的に展開する場合は、大学以外には存在しない。ここに大学教育の特色が見出される。

2. 大学における職業教育

大学における職業教育が社会との関連において問題となるのは、二つの点においてである。第一は、この教育のあり方にたいする一般社会、とくに各職業集団の要望ないし要求に、大学としてどのように対応すべきかということであり、第二は、職業教育のための大学組織をいかに考えるかである。

（1）職業教育についての社会の要請

近代以前の社会においては、職業人養成は主として、各職業集団の仕事であり、大学が関与した職業教育は、大学教授と僧職者の養成などのかぎられたものであった。19世紀半以降、大学にたいする職業教育の要求が強まり、医師、弁護士、技術者、公務員、教員その他の職業人の養成も大学の任務とされてきた。今後も職業において高度の専門的知識や技能が要求されることは明らかであって、大学の職業教育にたいする社会の要請は強化されるものとみななければならない。

大学が職業教育に関与すべきかいなかについて、肯定する見解と否定する見解との対立があることはすでに述べた通りであるが、大学は職業教育を行なうべきではないとする見解の問題点を検討してみよう。

職業教育は大学の任務でないとするならば、それをどこで行なうかという問題が生まれる。これについては、二つの方式が考えられる。

第一は、学校体系の中に、大学とは別に、職業教育専門的教育機関、たとえば高等専門学校を設けるやり方である。このやり方の問題点は二つある。一つは、大学の理念にかかわるもので、この方式は、階級の区別によって進学する学校を差別する複線型学校体系の考え方に立つもので

あって、すべての者にたいして、能力に応じて学校を開放するという単線型の理念とは相反する傾向をもちやすい、ということである。第二の問題点は、専門の職業教育機関において専門家を養成する場合、高度の専門家養成はどこで行なうべきかということである。それは、最高の教育研究機関である大学以外にはない。したがって、たとえ中級程度の専門家は専門教育機関で養成したとしても、大学は専門家養成の任務を免れることはできないし、また専門教育機関が高度の専門家を養成できる能力を備えている場合、これを大学としない理由は存在しない。

職業教育を行なう機関として、企業ないし一般社会を考えるのが、第二の方式である。従来、わが国においては、学校卒業者を採用した企業が、専門の知識、技術を教育する例が多かった。企業による訓練は、重要な役割を演じてきたし、今後も演ずるであろうことは疑いない。しかし企業における訓練が大学における職業教育にとって代わるべきかという点、ここに大きい問題がある。すなわち、企業においては、その目的に拘束され、自由にして批判的な教育は行なわれない。また、従来のように、終身雇用制度が強い場合には、企業内訓練による職業教育は意味をもっていたが、終身雇用制の崩れつつある傾向をみると、一企業にのみ通用するような技能の訓練には問題があるとみなしなければならない。こう考えると、今後の社会においては、公共の教育機関が職業教育を担当すべきであるという考えが強くなると思われる。またわが国では、職業訓練において各種学校が大きい役割を演じているが、これにも、いろいろの問題がある。一般的に言って、各種学校は、その程度が多様で、教育上問題がある。また正規の学校が社会の要請に応じないで、その要請を各種学校へ転嫁することには、公共教育の点からみて、基本的に疑問が存在しよう。

このような状況のもとで、大学は、その職業教育のあり方について、各種職業集団の要求をどのような形で、また、どの程度受け入れるべきかが問題となろう。たとえば日本医師会は、医師の養成に関して種々の見解を明らかにしているし、また文部省は、義務教育の教員養成のあり方について、明確な基準を提出しているが、免許など資格取得に必要とされる学科目が大学の職業教育の内容を実質的に規定することには、問題があろう。大学の職業教育については、究極的には、大学自身が責任をもって自主的に決定し、望ましい職業人のあり方についての大学の考え方を積極的に各職業集団へ浸透させていくことが、基本的前提とされるべきであろう。

(2) 職業教育の組織

職業教育についての第二の問題は、特定の職業人を、それぞれ独立の教育機関で養成すべきか、それとも多種の職業人を、総合大学において養成すべきかという問題がある。

前の考え方では、いわゆる「目的大学」においては、高度の専門的知識・技能の教育がより十分に行なわれること、学生の目標が当初から定まっておき、目的意識の強い職業人の教育が可能であるということ、が根拠となっている。しかしこの二つのことは、「目的大学」を支持する根拠として必ずしも十分ではない。高度の専門的知識・技能の教育は、「目的大学」でも、総合大学でも行なうことができるし、また特定の職業人養成を目的とする教育機関へ入学する者が、当初から明確な目的意識をもつとはかぎらないからである。これに加えて、「目的大学」については、「Ⅱ 制度」および「Ⅳ 教育」のところで多様化に関連して述べたような問題もある。

高度の職業人には、単に専門的知識・技能だけではなく、調和のとれた教養と広い視野をもつことが期待されている。したがって、特にせまい専門に閉塞するような教育は、大学の職業教育としては問題であろう。

大学の職業教育に関して、最近とくに問題となるのは、社会の進展に応じた新しい職業人の養成にいかに対応するかということである。たとえば、「情報化社会」は、従来の文科・理科双方の知識や技能をそなえた新しい職業人を要求している。コンピューター関係の担当者はその例である。このような職業人は、高等専門学校や各種学校でも養成はできよう。しかし、前述のように、総合的知識と創造的能力をもつ高度な職業人は、大学においてしか育成できない。ところが従来のように文・理科間や学部間の区別が固定している大学組織のもとでは、このような職業人の養成は困難である。大学の教育組織の根本的再編成が検討されなければならない。

(3) 現 職 教 育

今日のように激しい技術革新のもとでは、職業人の再教育について社会が大学に期待するところは大きい。大学において、現職者の再教育を行なう意義は二つある。一つは、新しい事態に適応するような新しい知識や技能を現職者にあたえて、職業能力の向上をはかることであり、もう一つは、職業人を狭く専門に偏した生活や方法から解放して、広い視野、新しい生活態度をもたせることである。

大学における現職教育は社会的存在としての大学の責務でもあろう。すでに初等・中等教育に従事する教育の再教育については、大学において具体的課題としてとり上げられている例もある。現職教育員の方式については、次の「3. 大学教育の開放」を参照されたい。

3. 大学教育の開放

(1) 大学開放の根拠

大学教育を一般人にも開放しなければならないという主張の根拠としては、少くとも次の四つのものが考えられる。一つは、教育というものは、人生の特定の時期にかぎられるべきではなく、すべての時期をつうじて受けるべきものだという生涯教育の理念である。たとえば、日本社会党は、大学改革に関連して、次のように述べている。「抜本的な改革の基本は、生涯教育の思想により、幼児より成人にいたる一貫せる学校教育体制を構想する。」（「大学改革試案」1969年2月、文教協会編「大学問題資料集」66頁）。

生涯教育の理念から直接に大学開放がみちびき出されるわけではない。しかし将来、国民の大部分が、最低、高等学校修了程度の学歴をもつことが予想されるが、そうになると、社会教育の大半が大学教育の水準で行なわれることとなり、大学にたいする社会教育の要求が生れる。

大学開放の第二の根拠は、余暇利用としての教育である。国民の学歴の向上、労働時間の短縮による余暇時間の増大にともない、余暇の利用形態として、大学における研究や教育への参加が考えられる。第三に、急激な技術革新のもとにおいては、既存の知識、技能の陳腐化は早い。したがって、一旦獲得した知識・技能も、たえず更新する必要がある、高度の知識・技能の再教育の場として、大学が重視されるようになってくる。これらの点について日本自由民主党は、大学開放の理由を次のように述べている。「……これらの人々は余暇の利用を、単に娯楽の分野だけでなく、精神的、知的生活の充実に向けるだろう。これらの知的欲求に応えるものは、大学である。……また不断に新知識の導入を必要とする場合が多い。ここで大学は知的公共機関としての役割を果たす時代を迎える。」（大学問題に関する中間報告」1968年11月、文教協会編「大学問題資料集」9頁）。

大学開放の第四の根拠は、潜在している能力を活用するため、または教育の民主化に応ずるため、大学入学の機会をもたなかった者にも、大学で勉学する機会をあたえるべきだという考え方である。この点について日本社会党は次のように述べている。「更にまた、貧富の差によって、進学の可否がきめられたり、勤労青年の勉学意欲に門を閉ざすような現状を打破し、「国民大衆に解放された大学」でなければならない。」（「中教審「中間報告」に対する社会党の態度」1969年3月、文教協会編、大学問題資料集83頁）。

また中央教育審議会も次のように述べている。「〔大学には〕、民主社会の発展に伴う教育民主化の要望に応じて、広い階層に対する職業教育と市民教養、こういう新しい任務が付加された。」（「大学教育の改善について」1963年）。

(2) 大学開放の方式

大学が生涯教育のための一機関として、一般成人、勤労者等に開放されるべきであるとの要請に応ずる場合、大学がとる方式には次のものが考えられる。

- a) 一般学生のための正規の講義、教育施設を公開し、一般人の参加を認める。これは従来も、部分的には行なわれて来たところであるが、これをもっと拡大してゆこうというのである。このやり方は、一般学生と社会人とが同じ教育の場で接触することにより、世代間、社会階層間の断絶が少なくなり、教育的にも、好ましい効果が期待できる。しかし、一般人の入学については、各種の問題があり、特に入学試験制度を根本的に改める必要があるが、さしあたり、研究生、聴講生制度の拡充が望まれる。
- b) 大学に、公開講座部、夜間部、通信教育部放送大学部、現職教育部というような、社会人を対象とする教育を専門に担当する部局を設け、独自の見地からカリキュラムの編成、講師の選任、単位の認定等に当り、大学内外の人員、施設を利用して教育を行なう。この方式では、社会各層の要望に応じた教育内容、教育方法を採用できるし、また教育の場所も、大学のキャンパスにかぎられることなく、大学が各職場、各地域社会へ出張して教育を行なうことも可能である。欧米の有名な大学の公開講座はこの方式によるものが多い。この方式を実行するため例えば、全国のブロック毎に、関係国立大学の協力の下に、社会人にたいする大学教育のあり方について、組織的に研究実験する機関を設けることも考えられなければならない。
- c) 大学の正規の授業とは別に、必要に応じて公開講座などを組織して、一般人に大学の教育を利用させる。この方式の公開講座は、従来から行なわれてきており、1967年度、開設校155大学、開設講座数358、受講者数112,929人に達している。このうちの大部分は私立大学において開設されており、国公立大学で開設したのは、48校にすぎない。しかし日本自由民主党などは、この公開講座に期待をよせ次のように述べている。「[大学の知的公共機関としての役割を果たす] 萌芽が大学における公開講座にみられる。公開講座の編成は、また、大学側にとって各学部との協力による全学的姿勢を必要とし、これが従来の学部の閉鎖性を開放する効果も見落してはならない。」（「大学問題に関する中間報告」1968年11月、文教協会編「大学問題資料集」9頁）。

公開講座は、さし当たり実行可能な大学開放の途である。しかし、大学の開放を、この方式で行なう場合、大学の人員と施設に過大な負担がかかるおそれがあり、大学の開放に限界が生まれ

やすい。

d) 成人のための独立の大学を設置する。

これはあまり見うけられない方式であり、またこの大学は本来の大学とは違った性格のものになるおそれがある。

以上のいずれの方式によるにせよ、大学の開放に当たっては、専門にこれを担当する部局の設置等、大学の人員、施設についての十分な配慮を行なう必要がある。この点について従来から夜間部によって、大学公開を行なっている岡山大学では、こう述べている。「勤労学生のために設けられた法文学部第二部は、創立以来三年制から五年制に昇格したに止まり、その学生のための教育施設及び管理、運営機構はほとんど創立当時そのままとって過言ではない。」（「岡山大学改革草案」1969年8月、9頁）。

大学開放の方式について具体的にふれたものとして、広島大学および東京教育大学の次のような構想がある。

広島大学は、「産学協同、公開講座等に関して、企画、接渉、財政など一切を取扱う総合的なセンターの開設は考えられないであろうか。」（「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月、10頁）といい、

東京教育大学は、筑波新大学において独立の「公開大学局」を設ける案を提出しつつ、「公開大学局は、……大学の研究、教育活動を社会に開放する業務を担当する。ここでは、

- ① 社会に開放された研究組織・シンポジウム・研究応用組織
- ② 公開講座・現職教育・通信教育
- ③ 放送大学

等大学の研究・教育の公開・大学と社会との結合を深める諸活動を行なう。（公開大学局長は、企画調査局長、図書館長と共に学長に直属し、学長、副学長、事務局長と共に執行部を構成する。）」（「筑波における新大学のビジョン（案）」1969年7月）と述べている。

なお大学開放との関連において、学外者を加えた機関の設置が提案されていることにも注目すべきであろう。たとえば、中央教育審議会は次のように述べている。「民主的社会における大学は、社会に対して閉鎖的であるべきでなく、積極的にその関連する社会との連繋を深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。よって必要に応じて大学に学外者を加えた機関を設けるべきである。この機関は、公開講座等の大学の拡張、産業経済界との大学の連携、教育の向上及び文化の発展等に関し、大学と地域社会とがその協力関係を進めるため、相互に意見を交換す

る機関とする。」(「大学の管理運営について」1963年1月、国立大学協会編、「大学の管理運営に関する意見及び中間報告」附属資料、103頁)。

4. 教 育 方 法

大学における教育方法の問題点として指摘されていることは、古い型の講義中心で、非能率的であること、しかもそれが多人数を一堂に集めて行なわれるため教師と学生との人格的接触が不足していること、などである。

社会との関連において、教育方法を考える場合、次の諸点を併せて考慮することが必要である。

- a) 教育方法に関する新しい理論や技術を教育の場に生かすこと。特に情報関係諸科学の発達
は、教育方法に大きい変革をもたらすものであるから、大学はその発達に関心をはらい、そ
れを教育の場に生かす態度をとることが必要であろう。
- b) 社会の諸問題を教育の材料として利用すること。たとえば、法律学、経営学等で採用され
ているケース・メソッドなども、他の学問分野にも応用できるかどうか検討する価値があろ
う。
- c) 教育における総合的アプローチを採用すること。学問の進歩にともない、各学問分野間の
連関が密接となり、また伝統的学問分野の境界に新しい領域が発展してきた。たとえば、行
動科学というのは、学問分野を横断する新しい学問である。また社会の緊急の問題となっ
ている事柄は、自然科学、社会科学、人文科学の各方面の学問の協力のもとに、協同的にとり
上げる必要がある。たとえば都市問題、交通事故問題は、このような問題である。こうした学
問や問題を教育の場面に生かすためには、「総合されたカリキュラム」の編成などを実験して
ゆくことも考えなければならぬ。この点について、たとえば広島大学の改革試案には、次の
ように述べられている。「〔総合コースを設ける〕総合コースにおいては現代的 motivation
に即したテーマを選ぶ。たとえばマルクス主義と実存主義、現代社会の探究、現代技術論、
現代都市論、昭和史、原子力の時代……などのごときものが考えられる。」(「大学改革試案
(第二次)」1969年4月、38頁)。
- d) 現実の社会生活の場を教育的に活用すること。理工学の分野では、従来から工場、農場、
船上で実習を行なってきたし、教員養成では学校での実習がある。実習は、学生の
motivation の強化の点から、大きな教育効果をもち、また受入れ側にとっても、学生のもつ

新鮮な感覚、批判的な物の見方が一般職業人に強い刺激をあたえる効果がある。この意味で実習制度の活用は多くの分野で考えられるべきであるが、そのためにはいろいろ解決すべき問題がある。たとえば、実習のさいの学生の指導者をいかにして確保するか、適切な実習の場をどうして見出すか、学生の労働にたいする報酬をどうするかなどがそれである。

- e) 大学の内外にわたって広く講師を活用すること。国外講師については別のところでとり上げるので、ここでは、国内の学外者についてを考えてみる。知識が多様化し、累積的に増大していくなかで、固定した教官だけが学生の教育に当たるならば、教育内容は狭く、かぎられたものとなる。それをさけるためには、既存の教官だけでは十分カバーできない分野については、積極的に、学外の専門家、実務家を講師としてまねき、教育の充実をはかることも考えなければならないであろう。この点について、たとえば、日本経営者団体連盟は次のように述べている。「産学協同を通じて、大学と産業界、企業との人的交流を促進すること、とくに企業、官庁等の人材の再教育の場として、大学院ないし、大学研究所が活用できるようにすることによって、理論と応用の両面の接触をうながすことが可能となるであろう。」

(「直面する大学問題に関する基本的見解」1969年2月、文教協会編、「大学問題資料集」60頁)。

また広島大学においても次のような意見が表明されている。「専門の分化がはなはだしく、新しい境界領域の発達のめざましい現在、限られた数の常勤教官だけでは教育面でも不十分である。学生に学問的刺激を与える点からも、研究者間の学術的交流の意味からも、学内、学外、外国の学者を併任ないし非常勤講師として招聘することの要望は強い。」(広島大学大学問題検討委員会準備委員会「答申」1969年5月、34頁)。

ただし、国立大学においてこのように学外講師を活用するために教員の身分・給与制度に検討を加え、改革することが必要である。さしあたりの対策として、非常勤講師手当および旅費の大幅な増額とその活用が必要である。

5. 大学教育における国際交流

大学は、単に日本の社会だけではなく、広く人類社会全体に奉仕することを基本理念とする。この意味で、大学の国際化は、必然的にして、しかも大学にとっては最も重視すべき問題の一つであろう。大学教育における国際化には四つの側面が存在する。すなわち、外国人留学生の受入れ、外国人教師の利用、自国の学生の外国の大学での教育、外国の大学への教師の派遣である。

(1) 外国人留学生の受入れ

大学の国際化が進むにつれて、我が国の大学への外国人留学生の数が増大するものと思われる。これは、学術文化の交流としてそれ自体の意義をもつだけでなく、日本の大学教育にもいろいろの影響をあたえる。たとえば、留学生の存在により、大学の教職員、学生の国際的感覚が養われることもあろう。外国人留学生の受入れについては四つの形が考えられる。

- a) 外国人留学生を特別扱いとせず、一般学生と全く同等に取扱う。この形が留学生受入れのあるべき姿であって、欧米諸国の大学では、原則としてこの方式を採用している。しかし、日本への留学生のなかには、日本語の能力、学力の点で問題がある者があるから日本の大学においては、これを実行するには困難がある。
- b) 日本の大学での勉学に必要な日本語の能力その他の不足している者にたいして、特別教育を施すための独立の教育施設をおき、その修了者を各大学に入学させる。この方式は、既に一部で実行されているが、現在のところ、この教育施設に入学できる者は、特殊の留学生にかぎられている。このような施設はさらに拡充されることが望ましく、事情によっては、以下に述べる d) の方式と合体することも可能であろう。
- c) 外国人留学生を直接各大学へ入学させるが、入学のさいにも、また入学後の教育についても特別な配慮を加える。この方式も既に一部の大学で実行中である。国立大学の場合、特別の人員、予算措置を考えることが必要である。
- d) 独立の国際部局又は国際大学を創設し、外国人留学生の要望に応じたカリキュラムを編成し、日本語の能力の充分でない者にたいしても、教育の機会をあたえる。このため、授業は、日本語だけではなく、外国語（たとえば英語）でも行なう。この方式も一部私立大学において実行中であるが、国立大学ではみられない。

以上の四つの形は、排他的に選択されるべきものではなく、いろいろの形が試みられるべきである。いずれの場合にも、留学生の受入れにともなう特別の人員配置、財政措置を必要とする。また単位の国際的互換性、本国での中等教育の評価等について、国際的取りきめや、情報交換が必要となろう。

(2) 外国人教師の利用

大学における研究教育を充実させるため、外国より学者、専門家、教育者等を招く必要が多くなると思われる。これらを受入れる場合、居住施設などの整備をはじめ、いろいろの点で受入体制を整える必要がある。国立大学としてとくに問題となるのは、外国人教師の身分と待遇であ

る。また外国人教師を受入れる場合、通訳などの任にあたることのできる特別の人員の配置も必要であろう。

(3) 学生の外国大学における教育

国際交流の一つの形態として、外国の大学において学生を教育する必要が生じてくることも考えられ、外国への留学生の増加も予想される。これに関して、いろいろの問題がある。とくに学生の身分と単位の規定については検討を必要とする。現行制度のもとでは、外国の大学へ留学した学生は、休学ないし退学せざるをえない。また外国の大学で履修した科目は、日本の大学では、履修単位として認定されないし、日本の大学で履修した科目も外国の大学で履修単位として認定されない場合が多い。学生の身分保全、単位の互換性は、学生にとって重要な問題である。

さらに、国立大学としては、優秀な学生、とくに大学院学生にたいして、外国留学制度を設けることも検討すべき課題と思われる。

(4) 外国の大学への教師の派遣

諸外国において、日本研究が盛んとなり、日本からの専門家の招聘が多くなって来ている。また日本研究以外の分野においても、外国の大学に招かれて、研究、教育に従事する例も少なくない。これに関連して考慮すべきいくつかの問題が存在する。

a) 外国への日本の学者の派遣は、国連、ユネスコなど国際機関、フルブライトなどの外国政府の計画、外国の学術財団、外国の大学の費用によるものが大部分で、日本政府が派遣するのは甚だ少ない。日本の国際協力の一環として、わが国が、外国の大学の要望に応じて、教員を派遣することも検討しなければならない。現行の在外研究員制度とならんで、在外教員制度というようなものも必要と思われる。

b) 外国へ派遣された教員の身分保障および送出大学の教育研究陣容の補充という問題がある。外国において、教育研究に従事する学者の大きい問題は、身分の問題である。現行制度のもとでは、一定期間以上外国にいと身分保障が失われ、帰国後ポストを発見することが容易でない場合もある。このことが、待遇上の問題とからんで、いわゆる頭脳流出をきたすことも少なくない。これを防ぐためには、待遇の改善、地位の保障をはかり、安心して外国で活躍できる態勢も考えてゆく必要がある。

他方、現行の在外研究員制度のもとにおいても、外国での研究・教育に教員を派遣した場合、送出大学が研究・教育の面でその欠を補うことは容易でない。この点についても適切な制度的配慮が望まれる。

(5) 国際交流の組織その他の問題

わが国の国立大学においては、国際交流の組織を発達させる上において、種々の問題がある。この点について、たとえば広島大学では次のような見解を示している。「……研究教育のあらゆる面で、国際的な関係の増大は必須であると見られる。現在のように、国際交流が半ば私的な形で行なわれている傾向は、今後積極的に改善されなければならないように思われる。人的交流をはじめ、研究・教育に関する情報の交換、施設の相互利用、大学院生の単位の相互認定など、検討されるべき課題は少なくない。」（「大学問題検討委員会準備委員会答申」1969年5月、11頁）

大学の国際交流の組織には、いわゆるシスター・ユニバーシティといわれる個々の大学間の協定、国立大学協会などの大学の連合団体間の協定、国家間の協定があるが、国立大学としては、多角的な交流組織をつくることが考えられなければならない。ただ国立大学の場合、財政的制約があるので、国際交流のための特別基金を設置する方法も検討に値いしよう。

国際交流に関して問題となるのは、外国語教育である。従来わが国の外国語教育は、実用性のないことを批判されてきた。大学の外国語教育においては、実際に役立つということも必要である。これとともに、外国語の種類をふやすことを考えなければならない。英、独、仏というヨーロッパ語のほか、スペイン語、ロシア語および中国語などアジア地域の言語はさし当たりぜひ加えるべき語学であるが、これ以外にもできるだけ多数の外国語の教育が大学で行なわれることが望ましい。この点について、たとえば岡山大学では次のように意見を述べている。「また、国際的交流が盛んな今日、実用外国語の要求はますます強くなっているため、既設外国語のその面での充実が強く望まれる。更にロシア語、中国語、スペイン語等も選修として開講されることも必要である。」（「岡山大学改革案」1969年8月、12頁）。

大学の語学教育を改善してゆくためには、多数の優秀な教員の養成が必要である。このためには、従来の在外研究員制度とは別に、大学の語学担当教員の海外における研修を考えてゆく必要があろう。

現在、国際連合において、国際的大学の設立が論議されているが、このような施設をわが国に設置することは、大学教育における国際的交流にとって、極めて有意義である。国立大学としては、望ましい姿の国際的大学の設立には積極的に支援してゆくという態度をとるべきものと考えらる。

Ⅳ 大学における学生

合同研究部会

目 次

は し が き	(121)
I 大学における学生の立場	(122)
1. 学生の地位の考え方	(122)
2. 教員と学生との関係	(124)
3. 学生の自治と参加	(129)
① 学生の自治の意義	(129)
② 学生の自治の根拠	(130)
③ 学生自治の限界	(130)
④ 学生参加の形式	(131)
4. 学内規律と処分	(131)
II 学生の自主的団体	(134)
1. 自主的団体の種類	(134)
① 自治組織	(134)
② サークル連合	(134)
③ 代表団体	(134)
2. 自主的団体に対する基本的考え方	(135)
① 教育的見地	(135)
② 大学自治、学生の権利からみる立場	(135)
③ 学生参加の見地	(137)
3. 加入方式と大学の公認	(137)
4. 自主的団体の権利	(140)

5. 自主的団体運営の問題	(142)
Ⅲ 学生の政治活動	(143)
1. 大学外における学生の政治活動	(143)
(1) 大学における学生個人の政治活動	(143)
(2) 大学外における学生集団の政治活動	(144)
2. 大学内における学生の政治活動	(145)
(1) 大学内における学生個人の政治活動	(146)
(2) 大学内における学生集団の政治活動	(148)
3. 学生のストライキ	(152)
Ⅳ 学生の課外活動	(155)
1. 学生の人間形成と課外活動	(156)
(1) 大学における人間形成	(156)
(2) 正課教育による人間形成	(159)
(3) 課外活動による人間形成	(164)
2. 課外活動における諸問題	(167)
(1) 課外活動に対する指導と援助	(167)
(2) 正課体育と課外体育との関係	(171)
(3) 体育センターの設置	(175)
(4) 課外活動の施設の拡充	(175)
Ⅴ 学生部のあり方	(177)
1. 教育組織の改革と学生部の再編	(177)
2. 厚生補導体制の再検討	(181)

Ⅳ 大学における学生

合同研究部会

は し が き

この部分は「大学と学生」と題されているが、大学の問題は、すべて、なんらかの程度で学生にかかわっているともいえよう。そのために、第1から第3までの研究部会を設けた当初においては、学生の問題について特別の部会を置かずに、それぞれの研究部会の中でそれに関連する学生の問題を取りあげていくことを考えていた。しかし、検討が進むにつれて、主として学生に係る問題については、やはり別に取り出してまとめるのが適当だと考えられるようになってきた。そこで、「まえがき」にも記したように、これを研究部会共通の問題として取りあげることとし、各研究部会長および研究部会から選ばれた委員をもって構成する合同会議(合同研究部会に、第3常置委員会に係る委員を加えて、この報告をとりまとめることになった。そして、このような経緯から、合同研究部会には部会長をおかず、座長をきめて全員で討議ととりまとめを行なうこととした。

なお、ここでは必ずしも学生に関する主要問題を網羅的に取りあげたのでないことを断っておきたい。一方では、他の3部会の報告の中にも学生に関連のある問題がそれぞれ含まれているとともに、他方でわれわれのふれた以外にも学生に関する問題は少なくないのである。ただ、現在多方面で論じられており、われわれとしても深い関心をもつ問題については、ここである程度重点的に取りあげたつもりである。

いうまでもなく、学生が大学に席を占めることの主要な意義と目的は、大学の教育をうけ、学問を専攻することにある。その意味では、この勉学の問題こそ学生についての基本的問題である。ここでは、この問題自体を直接には扱ってはいないけれども、学生に関する諸問題を考える基本的な前提となることを忘れてはならないであろうと思われる。

I 大学における学生の立場

1. 学生の地位の考え方

(1) 従来、大学は法律上一種の営造物と考えられてきた。そして、学生を営造物としての大学の利用者として考えると、学生は入学時における包括的な合意によって大学管理機関の定める学則その他の規則に拘束され、管理機関による懲戒処分についての訴訟によって救済を受けることが制限されて、憲法第31条の法定手続の保障も直接適用されないことになり、また学生に対する集会・結社および思想表現の自由の保障が軽視されるおそれがある。学生をこのような営造物の利用者とのみ見る立場からは、営造物が公法上の財団的性格をもち、その物的および人的の管理権が現行法制上大学当局にあるので、学生には、社団における社員権に比すべき大学の管理運営についての参加権がないということになる。ただ、教育基本法第1条にいうように、学生が将来の民主社会のよい担い手となるための社会的訓練をする必要上、教育の一環として学生が大学の管理運営に参加することは認められうるであろう。

このような考え方については、法律論としてはともかく、実体論としては批判が強く、何らかの意味において学生にもより積極的な地位を認めようとする考え方がある。

(2) 学生も大学を構成する重要な地位を占めるとする説は、学生の自治活動に重要な根拠となる憲法第21条の集会、結社ならびに思想表現の自由のほか、とくに憲法第23条において学問の自由が、また憲法第26条において、ひとしく教育を受ける権利が保障されることを根拠とし、国立大学は教員集団（職員集団を伴う）と学生集団との一種の社団的組織であると解し、学生は単なる被教育者としての地位に止まらず、教員とともに大学の運営管理に参加するものと主張することになる。

集会、結社および表現の自由は、学生の集団行動について重要な前提であるが、戦前は必ずしも十分に尊重されなかった。現在ではこれにより学生が個人として意見を発表できるのみならず、集団としての意思を形成し、学生自身の学問その他生活の問題を解決できるのみならず、ひいては積極的に大学当局に対して要求し、主体的にその運営に参加するような結果が生ずる。もとよりこれらの自由についても、公共の福祉または自由に内在する限界があるが、学生の学内における地位の重要な根拠と考えることができる。

また学問の自由は、真理を認識するための研究活動の自由と、その結果を発表する自由とを含むもので、教員たると学生たるとを問わず、ひとしく保障される。真理の認識はその結果の実用

化と異なり、性質上、政治と法律の支配できる範囲に属しないのみならず、政治的に中立性をもつ学問活動は、国民の政治的批判力を高めて、民主政治の確立に欠くことのできない前提である。この意味で教員と学生とは、研究能力に差はあっても、その学問研究における自主性、学問の自由が保障されることにおいて平等でなければならない。学生の参加が、このような学問研究における学生の批判能力が期待されるものとすれば、学生または学生集団は教員または教員集団とならんで、大学の運営管理につき参加を認めることが考えられる。これは大学を主として学問研究の機関とみる意見である。

(3) しかし大学は研究機関であると同時に学校教育法、教育基本法の適用を受ける教育機関であって、教育活動に関しては教員と学生との間に職分、地位の差がある。学生には憲法上、ひとしく教育を受ける権利が保障されるから、国家は積極的に、充分な収容力をもつ教育施設を設け、かつ平等な利用を認め、教育の機会均等を保障するものであり、大学は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治的教育その他政治的活動をしてはならず、また国立大学は宗教的活動をすることができない。いいかえれば、学生が経済的、政治的または宗教的關係において、大学教育上差別されない保障が認められる。これに対して教員は、国民全体の奉仕者として、その使命を自覚し、職責の遂行に努めなければならない（教育基本法第6条）のであり、法律に定める学校の教員の教育の自由は、大学教育に関して教授会が決定した方針の範囲内で認められるに過ぎない。このように大学を教育機関として考えると、大学の管理権は制度上、教員（職員を含む。）集団に限って認められ、学生のこれに参加する権利は大学管理機関の承認する範囲に止まることになる。

(4) なお、現行法制との関係を一言する。

現行法制においては、学長、学部長の選挙その他の教員の人事は、大学管理機関の権限であり（教育公務員特例法第4条等）、学生の懲戒は学長および教員の権限に属し（学校教育法第11条）国立大学の会計は文部大臣が管理するものとし（国立学校特別会計法）、文部大臣は歳入の徴収と支出に関する事務を大学経理部長に、支出負担行為、契約に関する事務を大学事務局長に委任するものとし（文部省会計事務取扱規程）、これらの予算執行職員は、法令に準拠し、かつ予算の定めるところにしたがい、責任を負い、故意または重大な過失により支出その他の行為をして国に損害を与えたときは、弁償の責任を問われる（予算執行職員等の責任に関する法律）。さらに大学の施設の管理権は文部大臣にあり（国有財産法第5条）、文部大臣は、その財産管理の事務の一部を学長に分掌させ（同第9条）、学長はさらに施設の効率的な利用および保全をはかり、

火災の防止に関する事務を学部長などに処理させることができる（文部省所管国有財産取扱規程第6条）。殊にこれらの管理権をもつ公務員は、政治的目的のために、国の使用または管理する施設を利用し、または利用させてはならないから（国家公務員法第102条、人事院規則14—7）、学生がこれらの機関の管理権の行使を法的に拘束することはできない。学生の参加は大学管理機関が責任をとることを妨げない限度で、いわば管理機関の自主的判断の参考として意見を提出するに止まるものと解するほかはないから、大学は教員、職員および学生によって構成される社会的性格あるものとはいえない。このような現行法制が、憲法上学生に認められた基本権を直接に侵害するものではない。けだし学問の自由は不作為請求権の一種であり、また、ひとしく教育を受ける権利は、学生が法的に不平等に取扱われ、殊に経済的理由により教育を受けることが妨げられるとき、国の積極的な保護を要求する社会権であるから、いずれも直接には大学に対する参政権の保障ではない。また集会、結社および思想表現の自由は、学生が大学の管理運営に参加する根拠を与えるものであるが、消極的な直接には自由権を保障するものであり、この自由についても大学の教育目的に反してはならず、また学問が真理探究の要件として各種の世界観に対し相対主義的な寛容の態度を必要とすることによって制限されるであろう。

2. 教員と学生との関係

この問題については、多くの大学において種々の見解が出されており、それらは現在のところなお一定の明確な方向を打出すに至っていないけれども、これを大観すれば、およそ次のような問題を見出すことができる。

(1) まず、上述したように、学生をもって単なる教育施設の利用者ないしは受動的に教育を受ける者のみとして把えるのではなく、大学の自治において、何らかの意味での積極的な役割を有することをみとめ、或は期待している点においては、ほぼ共通しているといえよう。したがって、そのような意味において学生がそれとしての権利をもち、またこれに見合う責任を有すべきことになる。さらに大学の生命ともいべき学問研究との関係においては、真理の前には教員も学生も平等でなければならないということになる。このような見解にも具体的には種々のニュアンスがあるが、その二、三を例示すれば次のようである。

学生、院生、職員は、大学内における立場や役割は異なっており、それぞれの地位、立場に応じた権利と責任をもっていると考えられる。今後の大学のあり方を考える場合に、そのそれぞれが固有の権利をもって大学の自治を形成していることは、理念として認められてよいことである

う。大学の自治は教授会の自治であるという従来の考え方は、もはや不適當であるとする（東大問題資料1、「七学部代表団との確認書の解説」67—69頁）。

学生は受動的に教授を受けるというよりも、むしろ自主的に教授内容を消化し、また批判をも加え、さらに教員はその批判を受けて自己の研究を深めるといったところに、大学における研究と教育の緊張した一体性がある。戦前のわが国では、国民一般の思想、言論等の自由の保障は不充分であったから、慣行としての大学の自治は、いきおい、講座内における教授だけの特権的自由という色彩が強くなりがちで、大学の自治すなわち教授会の自治という考え方はその現われである。戦後、時代の進展に対応して、大学の使命をよりよく果たすためには、教授以外の教職員および学生にも、その研究教育上の役割りに応じて大学の自治に参加する途が開かれなければならず、大学における学問研究と教育の自由を確保するためには、大学の自治が要求される以上、その中には当然、学生の自治が含まれるであろう（弘前大学「大学における学生の地位と役割」3，4頁）。大学は管理者、教員、事務系職員、学生の四集団に類別できる各構成員が、研究・教育という共通の目的をもって自らの意思により加入している社会であるが、構成員相互の関係は上下の関係において把えられるものでなく、全く対等な人間関係を前提とせねばならない。もちろん構成員各集団の間には専門的知識、職能の深淺、国家社会に対してとり得る責任の輕重その他様々な相違はあるが、互に他の能力と職域とを謙虚に認めつつも、真理を前にしてすべての人間が平等であることをあらためて確認せねばならない。学生を単なる公共教育施設の利用者、或いは単に四年間教育を受ける者としてのみ把えることなく、学問そのものの本質である批判的精神を十分に備えた対等の構成員として把えねばならない（同上7，8頁）。

われわれはすでに、「教授会自治」＝「大学自治」とみなす立場、すなわち教員のみを大学自治の担い手とみなす見解を放棄し、「大学は、教員・学生・職員の三者によって構成されるものであり、三者はそれぞれの機能と立場を異にするにもかかわらず、それぞれ固有の権利と責任をもつという意味において対等であり、ともに大学自治を担うものである。」という原則を確認し……（横浜国大・大学改革推進準備会中間報告11頁。また、徳島大学改革準備調査委員会答申17頁は、学生の地位を「大学自治構成の一員として、固有の権利と義務をもつものである」と規定し、宇都宮大学大学改革検討委員会第1回報告は、「学生は単なる“営造物利用者”にすぎず、大学管理者の“特別権力関係”に属するのではなくて、真理の探求という一点においては教員と同一の立場に立つ大学の構成員である。」という。

(2) しかしながら、「真理の前の平等」ということ自体は、むしろ自明の事理であって、この

ことから直ちに学生の具体的な地位や権利が導き出されるものでもないし、教員と学生の具体的な平等が結論づけられるものでもない。また「固有の権利」と言っても、その具体的な内容如何が問われなければならないことは当然である。したがって、そこには教員と学生との職分上・機能上の差異が存することもまた承認されなければならない。このことは上記の各意見も当然に含意していると思われるが、なお次のように述べるものがある。

「本来、教官と学生は真理の前には平等である。当委員会は、大学が真理を探究する場である以上、真理探究の型や程度の差はあっても教官と学生は基本的には平等な権利をもつ構成員であると結論した。しかしながら、教官と学生の間には、教官は教育を行なう側、学生はそれを受ける側、また教官は公務員としての責任があるが学生はそれがないなど、役割・立場のちがいがあるので、各々その責任を果たす上において、具体的には機能的な差異が存在するであろう。」(群馬大学「大学問題検討準備委員会報告」22頁)。

「大学自治の担い手は、大学を構成するすべての人々である。……この意味では、構成員のすべてが、そしてその自主的・民主的な組織が、大学自治の担い手であり、大学自治に参加するものであることは明らかである。しかしこのことは、構成員の大学自治における権利の単純な平等を直ちに意味するものではあるまい。大学自治が保障する構成員の市民的権利の平等と大学の管理運営における権利・義務・責任や構成員のそれぞれの固有の権利・義務の問題は区別して考えられなければならない」。(鹿児島大学学内制度改革委員会「大学の管理運営問題について「メモ」」3頁)。

(3) 学生が大学において占めるべき基本的な地位・役割をどのように把えるかという問題については、二つの異った見方がある。その一つは、学生も基本的には教員と同質の大学構成員であるとする立場であって、それは、上に引いたいくつかの見解のうちにも見ることができる。その二つは、むしろ教員とは異質の批判者的存在と見る次のような立場である。

学問の研究、教育の場としての大学は、国の司法機関と同じように、行政権から一定の独立性を保障されるとき、はじめて本来の機能を発揮しうるのであるが、大学の運営の主要部分が教員団に委ねられる場合には、やがて教員の独善となり、大学の頹廃を招くことになる。したがって大学が、創造的精神活動の場として、また独立思考と批判の府として、生き生きとした生命を保って行く上で、学生は批判者的存在として積極的な役割を果たすものと考えられる。この意味で学生は、大学の目的とする学問の研究と教育に貢献しうるのであり、大学における学生のこのような役割は積極的に評価されるべきである(東大「大学改革準備調査会第一次報告書」28, 36,

61, 63頁)。

この二つの見方の相違は、学生の具体的な権利や、大学の管理運営への参加の態様を考える上において重要な差異をみちびき出すものと思われるのであって、なお慎重な検討を要するものといえるであろう。

(4) 教員と学生の職分・機能の相違、大学において果たすべき役割の差異の問題については、多かれ少なかれ教員の責任が重視されているが、これを強調するものとして次のような見解がある。

大学の自治を確保するについて最終的に責任を負うのは、教員であり、制度的には、正規の教員組織たる教授会および評議会である。例えば、大学の研究、教育に関するプログラムの決定は高度の専門家としての、しかもとらわれない自由な立場から、時流に制約されず、学問の長期的展望の下になされなければならない。大学自治は必然的に責任を伴うものであり、尊敬と信頼の感情は、単に教員と学生との間のみならず、教員相互、教員と事務系職員、これらすべての大学構成員の間に保たれているべきであり、このことこそ大学自治の基礎なのである。教員はその研究の水準、内容において、学生に学問を教授し、その研究を指導する権限と責任を有する者として、厳正な選考の下に選ばれ、あわせて教員人事および教授課目の決定をはじめとする研究、教育に密接に関連する諸事項の審議決定の権限と責任をもたされている。学生が学問の教授を受ける立場にあり、学問の研究、教育に密接に関連する諸事項について、教員と同様な権限と責任のないことは、充分根拠のあることである。教員と学生の原則的な違いは、差別意識からではなく学問の研究、教育にたずさわる教員の責任の意識においてなされるものである。この権限を教員組織がもつことは、学問の発展を任務とする大学が、責任ある管理運営を行なうための重要な前提条件である。学生参加の問題も、このような見地から考察すべきであり、きびしい研究と教育を担う教員としての責任の意識を欠く無原則的な教員と学生の同等論は、われわれのとらないところである(東北大学「大学自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」2—15頁)。

このように学生の参加を認めながらも、教員と学生を平等にみる立場と両者を差別する立場とがあり、さらに教育目的についてこの差別を強調する立場がある。

大学が研究、教育の充実、向上をその基本的使命とするかぎり、学生の積極的参加なしには、原則的には不可能であるが、第一に、学問研究の面においては、教員と学生とは同一レベルに立ち、互に切磋琢磨する大学の理念は、堅持される。近代の人間関係を前提とした新しい、教員と学生との研究共同体である。しかし殊に低学年次の学部学生を対象として考えると、むしろ教育

機能の面を主に考えるべきもので、研究面における究極的な責任主体は、教員—大学側にあるといわねばならない。第二に、教育機能の面は、その主体的責任においては教員、学生の地位が相交錯する。講義内容に関する自由は、教員側にある。学生は、自らの知的関心、人間的な悩みにつながる講義内容を要求する当然の権利をもつ。カリキュラム編成に関する学生の発案は尊重されなければならない。第三に、学生の自治、課外活動は、教育機能の延長とみるべきものでなく学生側に主体性がある（広島大学教養部「大学改革試案、第二次」24—25頁）。

家庭教育の過保護の影響、普通教育における自主的、自律的な人間形成の不充分、就学率の上昇による学生の質的低下、就職の可能性の増大による享楽主義的、無秩序的傾向から、学生に自己を集団の中の責任ある一員として自覚し、成員相互の自主性の尊重を基に一定の役割分担を果たしつつ、自律的な規律ある秩序を形成する意欲に欠けている。その結果、規律、秩序を一般に上から、または外からの押しつけと解し、消極的な逃避と無関心な傾向を示している。要するに、自律性の低下は、責任感を伴わない誤った権利意識を生み、既成の組織、制度集団等に対しては一方的に受動的な受益者としてのみ自己を位置づけるのであって、これは学生自らを単なる営造物の利用者に限ることになるといえる。教員と学生とは、研究、教育の両面において指導者と被指導者の関係にあることを相互に期待しつつ、大学に存在していると考えべきである（山形大学「第一委員会、第三分科会中間報告（その一）」、5—7頁）。

(5) 上述のように、学生の地位・役割、教員と学生との関係については、種々の意見があり、それらはある意味においては共通の要素をもっているが、また他方においては、かなり異なる点もある。またこの問題の具体的な展開については、未だ煮詰められていない。今後の課題としては、一方で理念的な筋を明らかにすると同時に、現実に応じた具体的な方途を見出すべきであろうと思われる。

(6) 当協会においては、さきに次のような所見を述べた。

大学に本来的な秩序とは、学内における研究、教育等が自主的、自律的に発展深化せしめられることを保障すべき秩序であり、大学の規則や諸施設の管理体制もまた、こうした秩序の一環として理解されるべきものである。そしてこのような秩序がいかにあるべきかを究極的に決定すべき責任は、研究、教育等について基本的に責任を負わなければならないもの、すなわち具体的には教授会を中心とする大学の組織およびその長になければならない。これに関連して、近代国家成立以前の極めて特殊な大学の事例を引き、これを理想化し、現代の大学においても教員と学生は全く同様の責任と権利を分かちあうべきであるとする如きは、歴史的に性格も機能も著しく異なっ

ている大学を取えて同一視しようとする非現実的な主張である。現代の大学においては、学生が教育を受ける者としての立場に伴う一定の制約を受けるのは当然であり、上のような見解によって学生の先験的な自治権を主張することは、極めて根拠に乏しい。けれども学生の自治意識の昂揚は、それ自体として日本社会の未来にとっても望ましいことであり、民主的な社会の発展のためにも高く評価されるべき意味をもっている。一般に大学教育の見地からしても、学生の生活に関する自主自律の精神は、積極的にこれを支持育成すべきものといえよう（国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」）。けれども学生の数が増大し、教員と学生の接触指導が困難となった最近の時点における各大学の意見には、上述のように幅が広く、今後本協会の所見についても慎重に再検討すべき問題であろう。

3. 学生の自治と参加

(1) 学生の自治の意義

学生の自治は、狭義では、学生生活においても思想表現を中心とする各種の権利が保障されることにより、その生活行動が自主的自律的に行なわれ、大学の干渉を受けないことをも含んでいる。広義では学生が個人として又は学生の組織により大学の管理運営に何らかの形で参加することが認められることである。大学の自治を維持する機能と責任を分担することは、個々の学生の責任として果たされるほか、学生集団の意思決定を通して果たされる。ただ学生が主として教育の対象と考えられた従来では、学生の自治は教育の手段であって、大学の運営には本質的な関係がなくまた学生集団の意思は大学管理機関を拘束するものではなかった。

学生集団による自治については、学生団体とくに自主的団体の項を参照。学生の自治を通じて大学の管理機関による大学の管理運営についての意思決定を拘束し、その結果、管理機関の責任をあいまいにすることは許されないが、法制上の管理機関の自主的決定を害しない限度で学生の意見を尊重し、大学の目的に適合するように管理運営をはかることは望ましく、かつ必要であるといわれる。学生は第一義的には、自己の学業のために入学するのであって、大学の管理運営の任務を担うために入学するのではないが、平常時においても、学生の大学運営に関する深い関心を維持するように努めなければならない（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」65頁参照）。また学生集団による自治については、殊に学生間のさまざまな意見に充分に発表の機会を与え、理性的な討議をつくした上、公正なルールにしたがって自主的に意思決定ができることを前提とする（東京大学、同上、64頁）。

(2) 学生の自治の根拠

学生の自治を認める根拠についても次のような種々の意見がある。すなわち、学問研究の場においては批判者として、また高等教育の場においては学習者の立場としてであり、これによって参加の範囲を定むべきであり、学生が責任を負えない範囲にまで参加を認めることは、かえって学生に重い負担を課することになり、適当とはいえない。例えば、評議会、教授会に参加させるには、直接参加方式をとらず、協議会方式その他の方式を検討すべきであり、また施設の提供者は大学であるから、建物の保守については大学側の責任とし、運営については学生に大幅な権限を移譲するのが適当である。学生の福祉に関する施設保守の予算要求につき、学生が意見を述べることはできるが、大学の財政計画一般に関する事項には学生の参加は認めるべきでない（弘前大学、同上、9—11頁）。学生が教育を受ける立場にあるほか、今日では、学生を積極的に主体的学習者としてとらえ、大学自治の一つの担い手とみて、参加を認めるのであるが、それには学生の社会的、法的責任能力に基づく限界があり、教員、職員と異なると、学生の本来の任務の遂行の上で過重な負担となることを避ける必要がある（岡山大学「大学改革草案」19頁）。

大学を教職員および学生を構成員とする目的社会として把握する立場からすれば、大学社会が民主主義の原則によって運営されるためには、構成員の総意がそれに反映されなければならない、各構成員がその能力、個性を生かし、固有の権利を実現することができるよう管理運営に参加する必要がある（大阪大学「大学改革の基本方針、その1」9頁）。

学生の自治の根拠としての学生の権利としては、第1に学外における学生の行為は、一般の市民と同じ自由をもつべきであって、大学はこの種の行動を規制する責任を負うべきではなく、またこの責任を果たすことは不可能である。けれどもこの種の行動が大学の構成員としての当該学生の不適格性を示すものかどうかには、関心をもつべきであろう。第2に、学内における思想、表現の自由その他の市民的自由は、常に最大限に尊重さるべきであり、学内でこれを規制するには、学内組織の本来の目的を妨げたり、他人の自由を不当に侵害したりすることがないように調整する必要があるなど、明らかに合理的根拠がなければならない。第3に、学内政治活動については、別項参照。第4に、学生が学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加する権利と責任をもつのであり、これが大学の管理運営に有効に寄与するためには、すべての学生が、この責任を自覚することが必要である（東京大学、同上、71—79頁）。

(3) 学生自治の限界

学生自治の限界として、第一に上述のように、大学の使命とする学問の自由ならびに、ひとし

く教育を受ける権利を侵害しないことを要する。例えば、不法な物理力により大学における研究教育の自由を阻害する行為は許されず、学生は厳しい規律と責任を自覚する必要がある（岡山大学、同上、19頁）。また学内における示威運動、拡声機の使用、構内放送のように、学内の静謐を害する行為は、規制できる（山形大学、同上、10頁）。

なお大学が外部の公権力による規制を受けないために、自主的にこれに代わる規制を学生の行動に加えることは、その場合に予想される法律による規制が憲法の基本権、殊に学問の自由の保障に反するものである場合には、予想される法律に代わるべき自主規制もまた認められないが、一般の経済生活、映画、出版、放送などにつき法律による規制を免れるために関係業者が自主規制を加えることは多くの例があり、例えば公安を維持するための警察権の発動は、大学構内における傷害、物件の損壊のほか、講義の妨害のような教員職員の公務の執行を阻害する場合にも、大学の要請をまたず法理上当然に予想されるから、このような場合には、学問の自由を侵かさない限度で学生の自治活動を自主的に規制するほかはない。

ここに学問の自由のほかには、いわゆる治外法権のない学内の自治活動の限界がある。

(4) 学生参加の形式

なお学生参加の形式には、メンバーシップ方式、諮問方式、交渉方式、拒否方式があり（東京大学、同上、66—68頁）、教員集団の意思が最終的に無視されることのないように注意する必要がある。これまでも管理職の選挙方式を採用した場合にしばしば問題となったところである（大学の管理運営の項参照）。

4. 学内規律と処分

(1) 従来一般に大学の処分が、いわゆる「教育的処分」として、教育的立場でなされることは性質上当然のこととして考えられてきた。しかし、それは教員側が教育目的の名の下に広い裁量権をもち、具体的場合に教員の主観的判断によって権限が乱用されるおそれがあり、また、この教育的処分という思想自体にも批判が提起され、従来の規律・処分制度が再検討されるようになった。この問題については、いくつかの意見が諸大学から出されているが、それ等は多かれ少なかれ規律・処分制度を客観化しようとするものである。ここでは、そのような意見のうち比較的に詳細な東京大学の見解を紹介する。（なお、広島大学同上31、32頁、岡山大学同上22頁、大阪大学同上17—26頁、東京学芸大学教育検討委員会「第1回中間報告」3—7頁等参照）。

教員が全人格的接触によって学生を導き、教員と学生の相互信頼と自律によって、大学の秩序

を維持すべきものとする。従来の理念によれば、学内規律に関する規則や処分制度を厳密に規定しなくても、具体的な事件において教員は、教育者としての責任を自覚し、真理の前に立つ謙虚さをもって、事実を認識し判断を下す筈であるから、学生の人格を無視することにはならない。けれどもこの理念は非現実的であって、これが制度化された場合には、問題が生ずる。けだしすべての教員と学生とが全人格的關係に達することは困難であり、教員が常に過誤に陥ることがないとはいえず、したがって過誤に陥る可能性をできるだけ防止するように制度を定めるべきである。国立大学では、教員は営造物の管理責任者として、管理者と教育者を兼ねることになり、教育的立場があいまいとなった（東京大学、同上、308、309頁）。従来の規則、処分制度は、学生としての本分という表現で示されるように、漠然とした規定であって、教員が全責任をもって、事実の認定から規則の解釈、適用に至る一切の手続を行なうものであった。親代わりに学生を保護し補導する paternalism 的性格を帯びると、規則、処分制度は、学生の権利、自由を不当に侵害するように解され、実際にも教員の主観的判断に陥り、慣例の無批判的踏襲となるおそれがあった。したがって教員、職員、学生の権利と義務を明確にし、大学の使命を遂行するに要する秩序を、従来よりも法律的な性格をもつ制度によって維持する必要がある（東京大学、同上、310、312頁）。

このような規則、処分は、すべての大学構成員に重大な関係があるから、規則の制定と適用にあたり、各構成員が参加する組織をつくる必要がある。第1に、この種の規則は、倫理規的義務感に支えられた自律の態度に裏づけられなければならない。規則を外部からの規制とみられないためにも、学生がその制定と運用の過程に参加する必要がある。第2に、規則が正しく機能するためには、各構成員が相互点検、相互批判の精神にしたがい、自主的に規則違反を指摘しあい、違反者の自覚を促すことが必要で、規則の運用の過程に学生の参加を認めるべきである。第3に規則が有効に作用しなかったとき、違反者に制裁が加えられるが、その場合、事実の認定、規則と実体法の解釈および適用にあたる者は、原則として教員とか学生という立場を離れて、一個人の人間として行なうべきであるから、処分制度についても自律の態度を生かし、かつ人間としての平等の権利を生かすために、学生の参加を認めるべきである（東京大学、同上、313、314頁）。

学生の権利の保障のためには、何人も何が法に触れる行為であるかを事前に知り得る状態にあるのでなければ、処罰されない、とする罪刑法定主義が採用されるべきである。処分は、大学関係者が守るべき準則の遵守を確保するために必要な制裁を得ることであり、すでに定立されてい

る準則にしたがい、違反行為の有無、違反の程度を決定する一種の司法的作用である。処分手続は、学生の手続上の人権を法的に明確に保障すべきものであり、司法的性質が明らかである。なお処分は、事実を客観的に認識し、一定の準則に照して判断する作用であるから、拒否権の行使は政治的立場の相違によって処分を左右するおそれがある、不適当である。また処分に参加する者は、いかなる集団の見解からも独立して、自己の良心にしたがい判断することに努めなければならない（東京大学、同上、352—355頁）。管理組織担当者は、学内規律の維持につき行政的立場で責任があるから、司法的性格の処分手続に参加するに適しない。したがって評議会の権限から、処分制度を削るべきである。学生の参加する処分機関であっても、その結論を尊重しつつ学長の名において処分が行なわれるかぎり、学校教育法第11条に違反せず、処分事由を個別的に列挙して規定しても、同法の包括的規定と矛盾しない（東京大学、同上、356—358頁）。

大学の処分手続に裁判所の手続を模写することは、時間と費用を不必要にかけることになり、さらに大学には強制力がない結果、事件の真実に迫ることが困難となるおそれがある。したがって処分手続の対象となった者の権利を充分に保障するとともに、審理の効率を著しく害さないように規則を立案しなければならない（東京大学、同上、371—372頁）。

処分事由として、第1は、大学構内での研究、教育機能を正常な状態に維持するため定められた「学内規律に関する規則」の重大な違反である。規則の自発的遵守されないときは、懲戒処分によって反省を促し、場合により違反者を大学から排除する退学の措置もやむを得ない。第2は、学問の研究と教育を目的とする大学の一員として相応しくない行為である。これは違反の場所が大学の内外いずれかを問わない（東京大学、同上、381—383頁）。

(2) 憲法第31条などの規定は沿革的には国権が濫用されることの不信を前提とし、国権の濫用に対する制度であるから、教育機関の処分に類推することには、問題の余地があり、大学における規律・処分の原理についてもなお慎重な検討を要すると思われる。さらに、実際問題として、学内の秩序がしばしば破壊される非常事態では、陪審制度の実行が困難なことは、法廷秩序維持法を背景とする裁判官がなお法廷の混乱を防止し難いことに徴しても明らかであろう。けれども学内規律が自律的に遵守されることは、教育目的に適合した学生の参加も、学内の事態が平静に復した場合には、実行が困難とはいえない。ただ審理機関とその手続について司法的性格をもたせ、罪刑法定主義的な考え方を採り入れることは理論的には理由があるとしても、その運営にはかなりの専門的な知識・訓練が必要であるから、大学においてあまりに精緻な手続を設けることは必ずしも適切ではない。

Ⅱ 学生の自主的団体

大学において、学生が自主的に活動するため、種々の団体組織を結成しているが、これらの団体に対して、大学としてどのような考え方で臨むべきかは、大学の自治、学生の地位にも関連する重大な問題である。この点に関して、大学の改革案をはじめ関係諸団体などの見解をまとめて参考にしたい。

1. 自主的団体の種類

大学内における学生の自主的団体として、一般に三つのものが重要であると考えられる。その第1は、課外活動の団体であって、学問、文化、スポーツ、レクリエーション、福祉厚生の面における自主的団体である。これらの諸団体の全学的連合体が学友会とかサークル連合と呼ばれている。一般的ではないが、これを学生自治会と呼ぶ例もある（民社党大学法要綱昭和44.5.11）。第2は学生の自治組織であり、第3は、学生参加の母体としての団体である。この三種の団体の区別を最も明確に示しているのが山形大学の中間報告である。ここでは、学生団体は機能的に次の三つに分けられている。

(1) 自治組織

これは原則として全学生が加盟という想定のもとにつくられる、学生のみを構成員とする組織で、会の目的、名称、運営など完全に学生の自治にゆだねられているもので、構成員となる学生の総意を表わし、それに基づく決定を実行する機関をもつものである。

(2) サークル連合

これは「特殊の目的のため、任意のメンバーが集団を形成し、学内施設の利用その他の面で一定の便宜が認められたサークルの連合体」である。

(3) 代表団体

これは、「学生参加の母体として、学生全体の意思、意向を大学側に対して正しく反映する機関」である。（山形大学、「第一委員会、第三分科会中間報告（その一）」1969年10月7日、14頁）

東京大学大学改革準備調査会第一次報告書は、登録手続きの点より、学生団体を、①全員加入の第一種団体、②任意加入の登録団体としての第二種団体、③任意加入の非登録団体たる第三種団体の三つに分けているが（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月、336、

337頁), 第一種団体が自治組織, 第二種, 第三種の団体がサークルの団体である。

2. 自主的団体に対する基本的考え方

学生の自主的団体は大学において重要な役割を演じていることについては異論はない。しかし学生の自主的団体をいかなるものとして考えるかについては、立場により違った考え方が出されており、これが学生団体に対する大学の対応の姿勢に反映している。学生団体の持つ意義について、大きく次の三つの考え方がある。

(1) 教育的見地

これによれば、学生の自主的団体活動は、学生の自主的、自律的、民主的性格を形成し、また学園生活の内容を豊かにするという教育的見地から重視される。ここで考えられているのは、学友会とかサークル連合といわれているものである。例えば民社党は次のように述べている。

「学生自治会は、学問、芸術、芸能、スポーツその他のクラブ活動を通じて、学生の創意工夫により、人間形成に寄与することを目的とする。」(民社党大学法要綱)

国立大学協会学生問題特別委員会も、学生の自治活動の意義を、学生の教育に与える効果に見出している。

「学生が自らの学園生活を規律し、文化団体や運動部、学寮や、学生会館等についても自主的な規制を自ら行なうことは、全体としての大学の秩序に適合する限り、最大限に認められるべきであろう。近い将来に、社会、国家の発展の重要な担い手として社会生活に入ることを予定されている学生が自主自律の精神を自ら錬磨してゆく機会をもつことは、大学教育の理念にもかかなり要請だからである。」(国立大学協会学生問題特別委員会「学生問題に関する所見」, 4頁)

中央教育審議会は、とくに明確に教育的見地を打出している。

「今日の大学にさまざまな学生団体があり、学生の自主的な運営によって、文化、体育、レクリエーション、福祉厚生などの諸活動が行われている。これらは、学園生活の内容を豊かなものとし、学生の人間形成にとっても貴重な体験の場を提供する点において重要な意味をもっている。」(中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」9頁)

(2) 大学自治、学生の権利からみる立場

学生団体をば、大学自治の担い手、学生固有の権利の行使とみて、学生の自治活動を教育的見地からのみみるのは正しくないとする立場がある。東北大学の管理検討委員会では、次のような意見が表明されている。

「学生の自治活動を、教育という名の下に狭い枠の中に押しこめてしまうべきではない。学生はすべて精神的に自立して責任ある行動をとりうる年齢に達している。」（東北大学管理検討委員会第三専門委員会「大学自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」昭和43年10月29日、8頁）。

このような立場からみた場合に、学生の権利の根拠がどこにあるかが問題である。これについては一般に二つのものが考えられている。その一つは学生の団結権、その他の権利をば、憲法で保障されている市民的権利に基づくと考えるものである。もう一つは、学生の権利を、大学自治より由来するものとみる考え方である。前者の立場をよく示すものは、大阪大学の改革委員会の意見である。ここでは、「学生の市民的自由として、集会結社の自由が尊重されるべきである」（大阪大学改革準備調査委員会報告「大阪大学改革の基本方針（その1）」昭和44年6月23日、11頁）として「日本国憲法で保障されている市民的権利は学園において、最大限に生かされなければならない。そのためにも、また学生の固有の権利および構成員としての権利をよく実現させるための組織として、学生自治会は重要な役割をになうものである（大阪大学、同上、16頁）と述べている。

学生の権利または学生自治を、大学自治との関連でみているのは、香川大学大学問題研究委員会中間報告草案である。これは、学生の自治を、教員の自治とともに、大学自治の二大支柱とみて、次のように述べている。

「学生は大学の使命の前に平等な構成員であり、また主体的な自治のにない手である。学生がその役割を正しく遂行しうするには、学生集団の自治が不可欠である。そのためには学生集団が、教官集団からの自立性、対等性を確保することが前提となる。」（香川大学大学問題研究委員会「中間報告草案（その1）学生参加問題」1969年8月16日、9～10頁）。

東京大学の報告書でも、学生が学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加することは、学生の権利であり、また責任でもあると述べている。（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月、64、74頁）。

先に引用した東北大学管理検討委員会の報告も学生自治の根拠は大学自治にあるとして、次のように述べている。

「学生の自治は、教官が教育者としての立場から与えるものではなく、学生がみずから保有するところなのものである。ただし学生の自治は、学生がほかならぬ大学自治の享受主体として保有するものなのであり、それ以外のものではない。またそれは、大学のそとに対しては、大学の自治に包摂されていることによって、はじめて、社会的に主張されかつ確保されるところのものである。」（東北大学管理検討委員会第三専門委員会「大学の自治と学生の問題に関する検討結果の報告について」、5頁）。

日本社会党も、次のような見解を打出している。

「学生の自治は大学自治の基礎をなすものであり、学生の集団としての団結権、交渉権などを学生の基本権として認めねばならない。」（日本社会党大学問題特別委員会「当面する大学問題に対する党の方針」）

上に述べた以外に、神戸大学、神戸商船大学などの提出している改革案等も、大学の自治のない手という立場から学生の自治活動を取りあげている。

(3) 学生参加の見地

学生の自治活動を、大学の管理・運営への学生意思の反映の仕組み、または学生参加の母体とみる考え方がある。民社党は教育的意義をもつ「学生自治会」のほか、学生協議会を考え、これをもって、大学の構成要素としての学生を代表し、学生の意思決定を行なう機関としている。（民社党大学法要綱、昭和44.5.11）。

学生の自主的団体について、以上みたように、種々の見地があるが、どれか一つに限定してしまうのは狭い考え方といわざるを得ない。学生団体のなかには、サークル団体のように、教育的意味をもつものもある。その意義を認めて、施設、その他の点で便宜をはかることは大学として当然なすべきことであろう。また自治組織のような団体活動に対しては、その活動が、大学の本来の目的に反したり、人権を不当に侵害したりするものでない限り、最大限の自由を認めることが必要であろう。今後、大学として、とくに検討しなければならないことは、学生参加の母体としての学生団体であろう。

3. 加入方式と大学の公認

学生団体の加入の様態は二つに分けられる。一つは学生という身分を取得することによって、義務的に加入させるという方式で、全員加入制といわれる。もう一つは、学生の参加は、学生の自発的意思に基づいて行なわれるという任意加入制である。

学生団体を大学が公認するという場合、二つのことが問題とされる。その一つは公認ということの意味である。これについては、公認をば、学生団体に対して、大学の施設設備等の利用についての便宜供与としてだけ考えるのか、それとも、学生団体が学生の総意を代表する組織として、その権利、例えば、交渉権、抵抗権、批判権などを大学が認めるかどうかである。公認の問題の第二は、大学が公認するにあたって、学生団体の構成、組織、運営の仕方等について条件を付けるべきかどうかということである。

加入方式と公認について大学のとるべき態度は、さきに述べた学生の自主的団体に対する基本的考え方と関連している。

学生団体の意義を教育的見地から認める立場に立つ場合、一般的にみて、重視されるのは、学友会とかサークル連合といわれる団体であり、学生の自治組織の評価についてはあまり積極的ではない。教育的見地からみて、学生団体への望ましい加入方式は、学生個人の自主性を尊重することから、原則として、全員加入よりも任意加入をとる。（ただし民社党の学生自治会は全員加入である。）また、教育的見地はたとえ全員加入の団体を認める場合にも、公認の条件などを厳重にする。その場合、公認の意味は、大学の施設設備の利用についての便宜供与に限り、大学との交渉権、抵抗権などは認めない。また大学は、教育上の見地から、学生団体に対して、適切な指導、助言を与えるようにする。このような考え方が典型的に示されているのが、中央教育審議会の見解である。

「本来、学生団体の運営は、その構成員の総意によって自治的に行なわれるべきものであるが、同時に、構成員各個人の自主性はあくまでも尊重されるべきで、集団の名において不当な支配が行なわれてはならないものである。このような原則を守ることは、まず学生一般の自覚と努力にまつべきものであるが、諸大学の現状では、それだけに期待することはむしろ、大学は教育指導上の責任からみても、次のような措置をとる必要がある。」（中央教育審議会「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」昭和44年4月30日、10頁）

このように述べて、具体的措置として、大学が公認するための必要な条件を定め、構成員の意見が正しく反映されるよう指導を行なうことなどが示されている。

経済同友会も、学生自治会の自動加入制は真剣に再検討される必要があろうとして、次のように述べている。

「自動加入制を廃止しても、それが学生の自治活動を弱めることにはならないであろう。一般学生の自発的支持に守られた自治会、無関心層の学生に加入を説得できるだけの自治会、そ

うした自治会こそ、正しい姿であるし、強力なものとなりうるのである。また参加の内容のみでなく、形式、資格についても、客観的合理性ある方式を編み出さなければならない。」（経済同友会「高度福祉社会のための高等教育制度」昭和44年7月18日、17頁）。

さて、学生の自治活動が、教育的意義をもつことは否定できないであろう。しかし、ここから、学生の自治活動に対する指導を強化せよと結論することには問題がある。すなわち、このことがかえって、本来助長すべき学生の自立性や自主性を損う危険をもつ。したがって、学生の自主性を伸長するためには学生の自治活動については、できるだけ、学生自身の自覚と責任にまづことが望ましい。

学生の団体活動を学生の固有の権利とみる場合に、重視される団体は、学生の自治組織である。この場合は、任意加入制よりも全員加入制の方が当然であるか、または望ましいとみられている。例えば、日本社会党は、全員加入制は、自治会の性格として当然であると述べている。（日本社会党大学問題特別委員会「中教審「中間報告」に対する社会党の態度」昭和44年3月18日）、日本学術会議が出した見解にも、全員加入制が主張されているが、その根拠は、学生団体の分裂を避けたいという点にある。

「学生自治会の内部組織や規律は学生に任せることが自治の自治たるゆえんであるから、大学当局が公認条件その他の形でこれに介入すべきではない。ただし学生集団の分裂の結果、学生の自治能力が疑われていることも事実であり、学生内部の自主的民主的運営が学生自治活動の前提でなければならないことはいうまでもない。任意加入制をとることは、かえって学生集団の分裂を招くのみであろう。（日本学術会議「大学問題特別委員会報告」1969.4.14、26～27頁）。

学生の自治組織を学生固有の権利とみる場合には、大学はこれに対して、公認の条件その他の点で、これに干渉すべきではなく、その運営は学生の自主性に委ねるべきであるとの見解が生れてくる。日本社会党は次のように述べている。

「（中教審の中間報告には）学生団体に対して「公認の条件」を強めることによって大学当局の規制下におこうとする意図が明白にされている。とくに自治会に対しては「大学の教育方針に反した」りすることのないように「条件」をつけて認めるべきだとしているのは、実質的に学生自治そのものを否定するものでしかない。……権力的な規制や規範は学生の自治権に対する侵害以外のなにものでもない。」（日本社会党、同上）。

日本共産党も、自治組織を公認せよとして次のように述べている。

「大学当局は、学生、大学院生、研修医などの自治組織を公認し、交渉権をみとめ、その活動に必要な施設などを保障し、これらを制限、圧迫する内規などを廃止し、必要な一定の規律については、学生、院生と民主的に協議して定めるなど、大学の内外における学生、院生、教職員の民主的自由を保障しなければならない。」（日本共産党「当面する大学問題の解決の方向について」昭和44年5月17日）。

愛媛大学大学問題研究会も次のように述べている。

「学生の自治活動は、大学の一構成主体としての学生集団の基本的権利であり、教員、職員または行政権力がこれに干渉することはできない。」（愛媛大学大学問題研究会中間報告、1969、11.9）。

同じような考え方は、そのニュアンスに相違はあるが、神戸大学、大阪大学、神戸商船大学、香川大学などからも出されている。

加入方式と公認に関して、大学のとるべき姿勢は次のように考えられる。サークル活動の団体のように、大学が教育的意義を認めて便宜を供与する場合、当然、公認の基準を設けて、学生に対して不平等な取扱いにならないように配慮する必要がある。自治組織については、その運営は原則として学生の自主性にゆだねるが、大学がこれと交渉したりする場合には、交渉の当事者の資格要件についての合意が必要であろう。学生団体を大学の管理運営へ参加する母体として位置づける場合には、原則としてその団体は学生が全員加入するものであり、その運営等についても、民主主義の原則にしたがい、かつ、大学の管理運営に参加する他の構成員の合意が得られる姿であることが必要であろう。

4. 自主的団体の権利

学生の自治活動を学生の権利行使として認める立場においては、公認ということは、単に大学の施設の利用に関しての便宜の供与を意味するばかりでなく、学生の団体に対して、種々の権利を認めることを意味する。この場合、認めるべき権利としてあげられているのは、交渉権、批判権、参加権などである。

交渉権として、一般に考えられていることは、学生団体が学生の総意を代表して、大学当局に対して、意見の表明を申し出た場合、大学当局は、交渉を拒否できないということである。批判権とは、大学当局の決定に対して、学生団体が批判し、異議申立ての行動を行なう権利をもち、その行使に対して、責任を問われることのないという権利である。この中で、とくに重要な意味

をもつのは、ストライキという手段による批判を認めるかどうかである。参加権には、大学の管理組織へ参加する学生代表を選出する権利、学長、学部長等の選出に参加する権利、大学の管理運営について提案する権利などが含まれている。日本共産党は、既にみた通り、学生団体に交渉権を認めよとの見解を出している。日本社会党も次の意見をもっている。

「学生の自治は、大学自治の基礎をなすものであり、学生の集団としての団結権、交渉権などを学生の基本権として認めなければならない。」（日本社会党大学問題特別委員会「新らたなる大学の創造」昭和43年11月15日）。

大阪大学改革準備調査委員会報告では、大学をば目的社会として、大学構成員として、大学自治に参加する権利を学生に認め、全員加入の自治組織たる学生団体には交渉権を認めるべきであるとしている。交渉権とは、「異質性にもとづく大学と学生の参加方式の検討、大学の決定への異議表明の権利」を意味する。さらに、ストライキは学生の要求実現の最終的手段であり、「学生の大衆社会における社会権の一つである」として、ストライキに「大学に対する拘束力」を認める態度が示されている（大阪大学改革準備調査会報告「大阪大学改革の基本方針（その1）」昭和44年6月23日、15頁）。

ただ、大阪大学の報告書の場合、学生団体に特別の権利を認め、学生団体の決定に大学が拘束されるにしても、このような学生団体には、公認の条件、その活動が正当か不当かを判断する基準を予め設定すべきであるとしている。

一橋大学評議会も、学生のストライキを、条件付きで学生側の抗議意思表示手段として認め、大学側として、これに対して対抗して授業を行なったり、スト執行の責任を追及しないようにすべきであるとの見解を發表している。（一橋大学評議会「総点検作業第1次報告」、16頁）

広島大学教養部改革委員会（第二次）は、「大学自治」の枠内の事項であり、かつ民主的手続きで成立したストライキ決定である限り、これを尊重すべきであるとして、学生の抵抗権を認めるべきであるとの見解を示している。

「すなわち、そうした場合、大学側は自主的に授業を止め、学生の提起した問題の調査、検討をすすめ、学生との話し合いの積みあがりのなかで、その解決に努力すべきである。もっとも上述のストライキ決定の尊重にあたっては、在籍学生の過半数もしくは、3分の2の賛成、投票のやり方など、より慎重な配慮がのぞまれる。」（広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）」1969年4月23日、26頁）。

香川大学大学問題研究委員会は「学生の個人的権利は学生集団の自治によって基礎づけられ

て、初めてその侵害に抵抗しうる」とみて、学生に集団としての権利が保障されなければならないとしている。この権利の内容として、ストライキ権、団体交渉権が考えられている（香川大学大学問題研究委員会「中間報告草案（その1）学生参加問題」1969年8月16日、11頁）。

上記のように、諸大学の改革案のなかには、学生団体に対して各種の権利を認めようとするものが多いが、その場合には、それらの権利が具体的に何を意味するかについて、充分明らかにしておくことが必要であろう。とくに「団体交渉権」については、用語として明瞭でない点があるため、交渉の責任者が不明確なまま、無秩序かつ長時間にわたって教員側を拘束して行なわれるいわゆる大衆団交と混同されるおそれもあるので、この必要はいっそう大きいといわなければならない。大学として、予め学生団体に、概念の不明確な権利を包括的に与えることは問題であり、個々の具体的問題について、双方が納得のゆくような慣行を育てるように努めることが望ましい。

5. 自主的団体運営の問題

学生の自主的団体活動を、学生の権利の行使であるとするか否かは別としても、これが大学自治の点から重要な意味をもっているものとみななければならない。しかしながら、往々にして、これらの団体が、大学自治や個人の権利の確保に反する活動を行なう可能性をもっていることが問題である。ここに、学生の自治組織のあり方に対する要望が生れてくる。一般に要望されていることは、その活動が大学の使命と矛盾すべきでないこと、その運営が民主的に行なわれるべきであり、個々の学生の権利を不当に侵害するものであってはならないこと、暴力的手段に訴えて、その要求を強要することがあってはならないこと等である。

例えば自由民主党は「学生多数の意思を代表する学生代表が民主的手続きによって選ばれ、真に学生の意思を代表させるように配慮されるべきである」（自由民主党「国民のための大学」昭和43年11月29日、15頁）と述べている。日本共産党も、「多数の学生の意思が正しく反映されるよう、自治会の運営と機関構成とをいっそう民主化する必要がある」（日本共産党、同上、186頁）としている。国立大学協会学生問題特別委員会は、学生自治会の運営の民主化を学生の手で自主的に行なうべきであるが、「各大学においても、学生の健全な自治意識の昂揚と自覚ある態度を要望し、かつそのために教職員の側においても必要な協力や話し合いの途を不断に開いておくべきであろう。」（国立大学協会学生問題特別委員会、「学生問題に関する所見」昭和41年11月、6頁）と述べている。

東京大学改革準備調査会は、全員加入の自治組織は政治的に中立でなければならないとし、また次のように述べている。

「自治会の組織、権限、運営方法などは、まさに学生自身によって慎重な検討をへたうえて定められるべき問題であるが、少くともその重要な点は……成文化されているべきであろう。また、団体の決定によって個人の基本的権利が著しく制約されることのないように、細心の注意が払われるべきである。」（東京大学「大学改革準備調査会第一次報告書」1969年10月，74頁）。

さて、教育的意味をもつものであれ、学生の権利として認められるものであれ、学生団体の民主的にして正しい運営は、大学構成員全体の関心事でなければならない。このため、大学が、この問題を学生自身のこととして、学生に委ね、放任することも問題を残すことであり、逆に、大学が干渉を強化することによって、この問題が解決されるものと考えるべきでもない。大学としては、学生団体の民主的運営は、大学自治の根本にかかわる問題として、学生自体の自覚をうながすとともに、大学の他の構成員全体も関心を払ってゆくべき問題であろう。結局、大学の研究、教育、管理運営等、大学のあらゆる活動において、真の民主主義が滲透し、基本的人権が確保され、研究と教育の自由が保障されるよう、大学全体が努力する過程において、学生団体の民主的運営も可能となると思われる。

Ⅲ 学生の政治活動

ここに学生政治活動というのは、特定の大学の学生個人または学生集団が、当該大学の内外において行なう政治活動のことである。これらの活動がいかに行なわれるか、また大学当局がそれにどう対処するかは、大学の任務ないし機能とする学問の研究と教育に深いかわりをもっている。ここではこの点にかんする諸大学および諸団体の見解を整理、紹介するとともに若干の問題点を指摘することにした。

1. 大学外における学生の政治活動

(1) 大学外における学生個人の政治活動

大学の外部において、学生個人が行なう政治活動をどう理解し、どう対処するかについての大学側の意見としてはつぎのようなものがある。

- a) 東京大学改革準備調査会は、「学生の学外における行動は、一般の市民と同じ自由をもつべきであり、学生であるがゆえにとくに制約される必要もなければ、逆にとくに寛大に扱わ

れる必要もないであろう。大学は学外における学生の行動を規制する責任を負うべきでないし、また大学が現実にそのような責任を果たすことは不可能である。しかし大学は、学生の学外での行動が、大学の構成員としての当該学生の不適格性を示すものか否かについては、関心をもつべきであろう」としている（「第一次報告書」70頁）。

b) 大阪大学改革準備調査委員会は、「学生は学外において一般市民と全く同じ自由をもち、同じ法的規制を受けるべきであって、一般市民から区別される理由はない。したがって、大学は学生の学外における行動を規制すべきではない」と述べている（「大学改革の基本方針（その一）」11頁）。

c) また神戸商船大学教授会も「[学生は]学外においては、一般市民と同等の権利と義務を持ち、なんら特別に扱われる必要はない」としている（「大学改革への総括的提案」13頁）。

学生個人の学外における政治活動が一般市民のそれと同一に扱われるべきであるという点自体には、とくに問題はないであろう。中央教育審議会も「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としている（同第24特別委員会「学園における学生の地位についての中間報告」）。ただ、学生が大学外における政治活動の結果、逮捕・起訴された場合、大学当局がこれにどう対処するかについては多少の問題があろう。というのは、この場合、判決確定まで当該学生を当然に停学ないし休学にすべきであるとする一部の強硬な意見があるからである。しかし、この点については、判決確定に先立って大学当局が逮捕・起訴の可否を判定することは現実に困難な場合が少なくないこと、国家公務員法においても、公務員が同様の状況におかれた場合、「……これを休職することができる」（同法第179条）としているに止まることなどを考慮して、適切に判断すべきであろう。

(2) 大学外における学生集団の政治活動

大学の外部において学生が集団として行なう政治活動をどう理解し、どう対処するかについては、大学側からは特別の意見は表明されていないように思われる。これは、学生の学外における行動は、一般の市民と同じ自由をもつべきであるから、学生集団の政治活動は、市民集団の政治活動として理解し、対処すれば足りると考えているからであろう。

これにたいして、中央教育審議会は、この問題について、前記のように「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としながらも、「しかし学生としてそのような活動を行なう場合には、学生の地位および教育基本法 of 精神にかんがみ、つぎのような制約のあることを認めなければならない」とし、その一つとして、「学園外においても、大学の公

認する団体の名において不法な手段で行なう活動は許されない」（同第24特別委員会「学園における学生の地位についての中間報告」）としている。そしてその解説によれば、この「許されない」というのは、「一般市民としての責任追及が法の定めるところによって行なわれるほか、大学としてもその公認団体に対する責任追及が問題となることを意味している。すなわち、そのような反社会的行動を行なう団体を、大学として公認しながら施設の利用その他の特典はそのまま認めてよいかが問題になるのである」（「文部広報」昭和43年3月13日号）としている。

しかし、この「大学として〔の〕……公認団体に対する責任追及については、学生個人が大学外における政治活動の結果、逮捕・起訴された場合と同様、判決確定に先立って大学当局がそれをするとは、現実には困難な場合が少なくないことが考慮されなければならない。

ただし、このことは別に、大学外で政治活動を行なう学生集団がすべての学生の強制加入制をたてまえる自治組織（学生自治会）である場合には、慎重に考慮すべき問題がふくまれている。というのは、そのような組織が、大学外で政治活動をするとは、その手段が不法である場合はもちろん、そうでない場合でも、自治組織の本来の目的からみて問題があるばかりでなく、大学の政治的中立性にたいする世人の疑惑をまねき、大学の任務・機能の遂行に不可欠の「大学の自治」をおびやかすおそれをもっているからである。

また、大学当局がこうした事態に対処する仕方としては、そのような組織にたいして不利益ないし制裁を課するなどの方法とならんで、そのような組織が正しく運営されるよう協力、援助していくという「学生の自主的団体」で述べたような方法もあるからである。

2. 大学内における学生の政治活動

大学内における学生の政治活動は、一方では、大学外における学生の政治活動の場合と同様に、その活動を行なう主体に即して、①学生個人によるものと、②学生集団によるものとに分けうると同時に、他方では、その活動の内容に即して、③市民として社会や政府にたいして行なう政治的主張・要求を内容とするものと、④大学構成員として、他の大学構成員（教員・職員等）とならんで、社会や政府にたいして行なう主張・要求（たとえば「学問の自由」、「大学の自治」等）を内容とするものと、⑤同じく大学構成員としてではあるが、他の大学構成員、とくに教員ないし教員集団にたいして行なう主張・要求を内容とするものとに分けることができるであろう。

大学内で行なわれる学生の政治活動における上記の主体と内容との組み合わせの関係は複雑であるが、そのことを念頭においたうえで、以下では、前項と同じく、主体に即して考察することにし

よう。

(I) 大学内における学生個人の政治活動

この問題を考察する場合の中心となる論点は、市民社会において本来保障されるべき（具体的には憲法により保障されている）権利、自由が、大学の任務・機能の充分かつ円滑な遂行という点からみて（具体的には学校教育法第8条、また国立大学の場合は人事院規則14—7等）、どのような形で、どこまで制約をうけるかどうかということであるが、この点についての大学側の意見にはつぎのようなものがある。

- a) 東京大学改革準備調査会は、「個々の大学構成員または任意加入の団体の学内における政治活動は、①構成員のほとんどが成年者である、②各種の政治活動にふれて判断力を養うことができる。③種々の政治活動を認めることによって全体としての『中立性』はかえって保たれ、教育の中立性と矛盾しない、などの理由により、原則として自由であるべきだと考えるが……構成員による他のさまざまな活動と同様、その具体的方法については、研究教育の場としての大学の機能を維持するために、……後述するようなルールに従わなければならないことはいうまでもない」としている（「第一次報告書」327頁）。
- b) 大阪大学改革準備調査委員会は「学内においても、学生の市民的自由は最大限に尊重されるべきである。市民的自由のうちで最も問題となるのは政治活動および結社の自由であろう。……学生の学内における政治活動は、大学の機能を害し、他人の権利を侵害しない限り、自由であると認めるべきである」としている（「大学改革の基本方針（その1）」11頁）。
- c) また神戸商船大学教授会も「〔学生は〕学内においては、教育と研究を阻害せず、大学の他の構成員の権利と自由を侵さない限り、政治的、経済的、社会的問題について情報を得、かつ意見を発表する自由を持つ」としている（「大学改革への総括的提案」13頁）。
- d) 香川大学問題研究委員会は「……従来、学生の市民的自由権は、学生が大学に所属するという理由、ただそれだけの理由によってその行使を制限されてきた。だが大学は学生にとっても真理探究の場であり、自由が真理探究の不可欠の条件であるとすれば、学生の市民的自由権を不当に侵害することがあってはならない。このような観点からみれば、学生個人の政治的活動の自由も大学内において認められなくてはならない」としている（「中間報告草案（その1）—学生参加問題」11頁）。

これらの諸見解は、大学内における学生個人の政治活動は、①大学の任務機能とする研究・教育の遂行をさまたげない、②他人の権利を侵さないという二つの制約をうけるが、この制約に抵

触しないかぎり、原則として、大学外におけるそれと同様に、自由であるべきだという点で共通している。しかし、「他人の権利を侵さない」という制約は、その「権利」を市民的権利と解すれば、大学外における政治活動も当然受けるはずのものであるし、大学構成員としてもつ自由に研究する権利・教育をうける権利等と解すれば、それを「侵さない」ということは「研究・教育の遂行をさまたげない」ということに帰着するであろう。そこで、大学内において学生個人が行なう活動が受ける制約は、「研究・教育の遂行をさまたげない」という一点にしばられることになる。

その場合、この「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約をどう理解するかが問題となる。この制約を、たとえば騒音をたてない、施設を濫用しないというような、いわば物理的な行為に限定して考えれば、事は比較的簡単である。なぜならば、そのような制約は、ひとり政治活動ばかりでなく、文化・体育等の諸活動にも課されて然るべきものであり、また、まさたげる程度についても客観的な判定をくだすことが可能だからである。

しかし、この制約は、研究・教育の遂行に望ましい環境を維持するというような、いわば精神的状況にまで拡大されて考えられることがしばしばある。中央教育審議会が、「個人としての学生は、一般市民と同じような政治的活動の自由をもっている」としながらも、その制約条件として、「学園の施設を乱用し、大学の教育と研究の正常な実施を妨害する活動は許されない」という条件とならんで、「……学問の教授と研究に必要な自由で寛容な知的ふんい気を乱し、個人の思想および良心の自由に有形無形の圧迫を与えるような活動は許されない」という条件をあげているのは、その一例である。

この場合には、まさたげる程度について客観的な判定がくだしにくいことや、教育基本法第8条や人事院規則14—7の解釈やそれらにたいする態度とからんで、複雑な問題が生じてくることになる。

東京大学改革準備調査会は、この「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約を、大学内における学生個人の政治活動の「限界」の問題として考察し、同調査会で「二様の考え方が述べられた」ことを記している。その記すところによれば、二つの考え方は、教育基本法第8条2項にいう政治教育・政治活動の禁止は、教育活動の主体としての学校の活動についてのもので、教員ないし学生個人についてのものではないという点については完全に一致しながらも、科学に必要な「事実の客観性」、「論理の整合性」と、人文・社会科学的認識方法からくる「科学の党派性」との関連についての理解の相違から、「限界」については、つぎのような異なった見解に分れた

ということである。すなわち一は、「もっぱら特定の政党または政治団体の宣伝を事とするような党派的政治活動は、学内活動としては認められない」とし、そこから人事院規則についても、「大学が独自の立場で主体的に」かつ「できるだけ限定的に解釈して運用すべき」ではあるが、一応これを認める態度をとっているのにたいして、他は、「大学の個々の構成員または任意加入団体の学内における政治活動について、その政治活動が特定党派の主張にもとづくからといって、ただちに大学にふさわしくない活動として排されるべきではないと思われる」とし、そこから、人事院規則については、「大学内の個々の構成員または任意加入団体の政治活動については、思想と言論の自由を保障する意味からいって、……適用を除外する措置がとられることが要望される」としているのである。（「第一次報告書」327—332頁）。

たしかに、大学内において学生個人が行なう政治活動について、「研究・教育の遂行をさまたげない」という制約をどのように理解し、その「限界」をどこに引くかは、理論的にも実際的にもむずかしい問題をふくんでいる。しかしこの問題は、以上みてきたのとはやや異なった角度から、いいかえれば、大学内において学生個人が行なう政治活動と、学生集団とくに強制加入制をとる学生団体が行なう政治活動との区別を明確にし、両者がそれぞれあるべき正しい姿で行なわれるようにし、全体として大学の任務・機能がいわば生々と遂行されるようにするためには、どうすればよいかという角度からみることも重要であろう。

（2）大学内における学生集団の政治活動

大学内において行なわれる学生集団の政治活動を考察するにあたっては、その学生集団が任意加入制のものであるか、強制加入制のものであるかを区別することが必要である。

a. 大学内における任意加入制学生集団の政治活動

大学内において任意加入制をとる学生集団が行なう政治活動は、学生個人が行なう政治活動に準じて考えることができよう。東京大学改革準備調査会なども、すでに前項（2—(1)）で引用した文章にも見られるように、学生個人と任意加入制をとる学生集団を同列において論じている。

その意味で、2—(1)で「大学内における学生個人の政治活動」について述べたことは、ここで問題とする「大学内における任意加入制学生集団の政治活動」についても、ほぼそのまま妥当するとみてよい。ただ、政治活動の場は学内であるにしても、その主体は集団であるから、この集団と大学との関係の如何に応じて、集団行動にかんする地方条例の適用等について微妙な問題が生じうることに注意する必要がある。

なお、学生が個人あるいは任意加入制の集団として行なう政治活動は、原則として市民のそれ

と同様に扱われ、大学がこれに加える制約は、「研究・教育の遂行をさまたげない」という見地からみて、最小限にとどめられるべきだとしても、そのことは、ただちにかつ当然に、大学がこれらの個人や集団に一定の便宜をあたえなければならないということではない。この点には、大学の政治的中立という問題や、とくに国立大学の場合は、人事院規則14—7との関連において、検討すべき問題がふくまれている。

b. 大学内における強制加入制学生集団の政治活動

ここにいう強制加入制学生集団とは、「学生の自主的団体」のところで述べたように、一般に学生自治会とよばれている学生の自治組織のことであるが、この学生自治会が学内で行なう政治活動を考察する場合には、この節のはじめに述べた政治活動の内容による区別に留意することがとくに必要となる。その理由は二つある。一つは、大学内で学生個人や任意加入制の学生集団が行なう政治活動も、一般市民としてのいわば純粋政治的な主張・要求とならんで、学生としての、教育・研究に直接関連したいわば「特殊大学的」な主張・要求を内容とすることがありうるし、あってもさしつかえないが、後者を内容とする政治活動が効果的に行なわれるのは学生自治会による場合であり、学生自治会の存在理由も主としてその点にあると思われるからである。他は、全学生の強制加入制をとる学生自治会が純粋政治的な主張・要求を内容とする政治活動を行なうことには、①その本来の目的と強制加入という点からくる制約のほか、②それが、教官の場合の教授会等にあたる、一種の公的機関ともみられることと関連して、大学の政治的中立性という点からくる制約が加わると思われるからである。そこで三つの場合を分けて諸大学の見解にふれつつ、問題点を指摘することにしよう。

まず第1に、学生自治会が純粋政治的な主張・要求を内容とする政治活動を行なう場合であるが、これについては、東京大学改革準備調査会のつぎのような見解がある。「大学は政治的に中立でなければならない。大学の公的な機関、あるいは大学において行なわれる公的な行事・講義等が、大学とは直接関係のない政治的立場によって利用されてはならない。そしてこのことは、大学のすべての公的な機関のみならず、すべての学生の強制加入をたてまえとする学生自治会などにもあてはまる。学生自治会が、学生の利害に直接関係のない問題について政治的意思表示や行動を決議し、ある特定の政治的信条にもとづいてその構成員を拘束しようとすることは、大学の政治的中立性に反する」（「第一次報告書」72—73頁）。

この見解は、学生自治会が一種の公的機関であり、その政治活動には大学の政治的中立性という点からくる制約が加わるということを指摘しているかぎりでは正しいが、「大学とは直接関係

のない政治的立場」「学生の利害に直接関係のない問題について〔政治的〕意思表示」等を広狭どのように考えるか（たとえば憲法擁護ないし憲法改正反対という主張はこれにふくまれるかいなか）については、なお問題を残すものといえよう。

第2に、学生自治会が、学生としてのいわば「特殊大学的な」主張・要求を内容とする政治活動を行なう場合であるが、これについてはつぎのような見解がみられる。

a) 東京大学改革準備調査会は、「……学生は、その機能の違いから教官とは役割を異にしているが、大学の自治を維持する機能と責任を分担すべき存在である。このような新しい見地に立つ大学の制度のもとでは、このような学生の責任は、個々の学生として果たされるほか、学生集団の意思決定をととしても果たされなければならない。……大学がその機能を發揮しうかどうかについては、学生集団の自治能力が重要な意味をもっていることは、はっきり認識されなければならない。……学生自治会が今後いかなる役割を担うべきかは、大学の意思決定と執行の機構の放革とかかわりあいをもつ大きな問題であり、今後さらに詳しい検討がなされるべきである」と述べている。（「第一次報告書」63—64頁）。

b) 大阪大学改革準備調査会は、より端的に、「それぞれの学部で学生が自主的に結成し、その学部の学生全員を包含する……ような自治組織が結成された場合には、任意加入の学生団体と区別された特別の権利をそれに認めるべきである。この特権は、学生参加のための機関となる権利と、いわゆる交渉権とに大別される」と述べている。（「大学改革の基本方針（その1）」12頁）。

c) このほか、次節に掲げるような交渉不調のさいに「ストライキ」を認める見解は、その前提として交渉権、拒否権を認めることをふくむものとみてよいと思われるが、それには、一橋大学評議会、神戸大学改革準備委員会、香川大学大学問題研究委員会等がある。

このように、大学側の見解には、学生自治会が行なう「特殊大学的な」主張・要求を内容とする政治活動を積極的に受けとめ、進んではそれを「大学の自治」の一環として位置づけていこうとする傾向が多くみられる。

他方、これと異なる見解も存し、たとえば、中央教育審議会は、「学生自治会については……全学生の自動加入制をとるものを認めようとする場合には、……その活動の領域については大学の教育方針に反したり、学生個人の基本的な自由を拘束したりすることのないよう明らかな条件をつけるものとする」（「学園における学生の地位について中間報告」）といっている。この見解で問題となることは、「大学の教育方針」という言葉がなにを意味しているかということであ

ろう。もしそれが、教育基本法にいう教育の目的・方針（第1，2条）あるいは学校教育法にいう大学の目的（第52条）を意味するのであればともかく、大学当局がそのときどきにとる具体的方針を意味するのであれば、それは、学生自治会の政治活動の否認につながるであろう。なぜならば、この政治活動は、すでにみたように、大学当局のこのような具体的方針にたいする主張・要求を内容とすることが多いからである。

しかし、学生自治会の政治活動が肯定され、それが「大学の自治」の一環として位置づけられるためには、学生自治会が、強制加入制団体であることが十分自覚され、大学構成員にふさわしい仕方、「民主的」に運営されることが、前提されなければならない。この点について、たとえば、東京大学改革準備調査会は、「学生は、学生自治会の一員として、学生集団の意思決定に参加する権利をもっている。この権利が、政治的信条その他の理由で、不当に奪われることがないようにすることは、学生自治会の義務でもあり、その正当性を主張するための基礎的条件でもあろう。他方、学生が大学を構成する一員として学生集団の意思決定に参加する責任を負うことはいうまでもない。学生層が、大学の管理運営に有効な寄与をなしうるには、このような責任がすべての学生によって自覚されることが必要である……。また、脱退の許されない強制加入の団体であるだけに、団体の決定によって個人の基本的権利が著しく制約されることのないように、細心の注意が払われるべきである。このことは単に心がまえの問題に留まるべきでなく、適切な制度上の保障が必要である」と述べている。（「第一次報告書」74頁）。そして、学生自治会の政治活動にたいして同調査会と相似た態度をとっている前記の諸大学の改革問題審議機関もまた、それぞれ似たような見解をとっている。

ただ、学生自治会は、団体としての意思を決定する必要があることが多い反面、すべての問題について学生全員の意見が一致するとはかぎらないのが現状である。そこで問題によっては、論議を充分につくしたうえで、多数決によらざるをえないことも多かろう。その意味で、香川大学大学問題研究委員会が、「大学における研究と教育に直接関する限度において学生個々のもつ権利や自由が学生自治会によって制約されることのあるのは当然である。もし、そうでないとしたら学生自治会の存在意義が著しくそこなわれるであろう」（「中間報告草案」（その1）—学生参加問題—）としているのは、注目されてよい。しかし、この場合、「大学における研究と教育に直接関連する限度」をどの程度まで広く考えるかが問題である。そしてその問題は、学生自治会において、大学当局にたいする主張・要求を貫徹する手段としての「ストライキ」が議題となる場合、鋭い形で表面化するであろう。

3. 学生ストライキ

ここにいうストライキとは、学生が、大学内における政治活動の最終形態ないし最後手段として、学生自治会の多数の決議により全学生に有形無形の拘束を加えて、一部または全部の授業を集団的に放棄することである。したがって学生自治会の決議が全学生により全員一致でなされた場合や、授業を放棄する学生が決議に賛成した学生にかざられる場合は、単なる授業放棄にとどまり、ストライキではないということになる。いいかえれば、ストライキと単なる授業放棄との相違は、受講しようとする学生または授業しようとする教官にたいして、なんらかの方法による阻止行動が行なわれるかどうかにかかわるといってよい。もちろん、勤労者の行なう同盟罷業とは性格を異にするので、阻止行動をとまう一斉授業放棄とよぶのがもっとも適切であろう。

このようなストライキにたいする大学当局の態度は、3つの型に区別することができる。

- 1) 第一は、ストライキを「認め」ないとするものである。すなわち、ストライキは、研究と教育を任務とする大学の自己否定的行為であり、あってはならないことであるうえに、学生が受講し、教員が授業するのは、それぞれのいわば基本的権利ないし基本的義務であるから、この権利ないし義務を多数決によって制約し、いわんやその制約を力によって強制することはゆるされないことである。したがって、①学生大会においてストライキを決議することはもちろん、②学生自治会の執行部がそれを提案したり、③学生からの提案を学生大会の議長がとりあげることも処分に該当する行為である。という態度である。このような考え方は、東京大学では、「矢内原三原則」とよばれ、今次の紛争前まで生きていたようであるが、他の諸大学においても、ほぼ似たような態度がとられていたものと思われる。

このような態度は、ストライキの性格自体については正しい見方をふくみながらも、それを防止しようとするあまり、学生がそれを決議することはもとより、決議以前に論議することをも禁止し、その「責任者」を処分しようとするところに、一般的には「言論の自由」（憲法第21条）との関連において、「特殊大学的」には「学生の自治」との関連において、問題があるといわなければなるまい。そこで今次の紛争をへて、このような考え方ないし態度は、廃棄ないし再検討されつつあるのが現状である。

もっとも、中央教育審議会は、今日でもつぎのように述べている。「全員加入制の学生自治会が授業放棄を決議することは、それ自体公認の条件に反するものであるが、どのような団体もその決議を理由に学生の授業への出席を妨害したり、授業の実施を妨げたりすることは、学生の授業を受ける権利を侵し、学園の秩序を乱すものとしてその責任が追求されなければならない

い」(「学園における学生の地位について中間報告」)と。

2) 第2は、一定の条件のもとにストライキを「認め」ようとするものである。諸大学の改革審議機関のなかには、このような見解ないし態度をとるものが比較的多く、たとえばつぎのようなものがある。

a) 大阪大学改革準備調査委員会は、「ストライキを大学社会における社会権の一つとして認めるという視点」にたちつつも、「第一にストライキ権の濫用によって個々の学生の基本的権利の侵害が生じないようにするために、第二にストライキに大学に対する拘束力を認めようとする以上、ストライキの形態および手続については、定められた条件をみたすことを要求することが必要である」とし、その条件の一例として、「①ストライキは、全員加入の自治組織と大学との交渉の最終的手段であること、②ストライキは、全員加入の自治組織が存在する場合にのみ認められ、その組織に属する学生全員の少くとも6割以上の賛成に基づくこと、③ストライキは、1週間以内の有期限であって、その期間の更新には第2項に定める手続が必要であること、④ストライキは、個々の学生の正規の授業以外の手段による自主的学習を妨げないこと」をあげ「バリケード・ストは、その手段の違法性のために認められない」旨をつけ加えている。また、大学がストライキを認め、「ストライキが全学生に対して拘束力をもつ以上、ストライキ終了後は可能な範囲で補習授業を行なうべきである」としている(「大学改革の基本方針その1」15頁)。

b) 一橋大学評議会は「結論的には、学生のストライキは、学生側の抗議意思表示の手段すなわち学生の権利として位置づけ、これを「認める」ことが妥当であるといえるのではなかろうか。なお、ここで大学側が学生のストライキを「認める」とは、大学側としては、これに対抗して授業を行なったり、スト執行の責任を追及したりしないことを意味する」として、大学において学生のストライキが「認められる」ための必要条件として、つぎのような要旨のことをあげている。すなわち、①大学の構成員共通の場で、ストライキの必要等について討論される機会のあること、②ストライキが学生集団の総意として、たとえば学生大会の決議のごとき形で合意される必要があること、ただ学生大会のあり方、学生集団の総意のたしかめ方、少数意見の扱い方等は……当然学生自治の問題として、学生自身によって検討されるべきこと、③バリケードは違法であり、「認めえない」こと、がそれである(「総点検作業第一次報告」15—17頁)。

c) 神戸大学改革準備委員会は、「学生の一時的な授業放棄を意味するいわゆる「ストライキ」

は学生集団がみずからの意思に反する大学管理機関の意思決定、およびその実施にたいする異議申立ての一方式として、すなわち前記交渉権の実質的な裏付けとして認められるべきであろう。この場合、大学当局は処分その他による規制は行なわず、また同時にその授業放棄にもとづく学生自身の実質上の上の不利益を償うようなこと（補講、追試験等）はしないのを原則とする」と述べている（「神戸大学改革のための提案」その4）。

ストライキにたいする諸大学のこのような態度は、ストライキにたいする従来の態度にふくまれていた、さきにみたような問題点の反省から出てきたものであろうが、そこにはまた新たにつぎのような問題点がふくまれることになるように思われる。すなわち、原理的には、①大学の自己否定につながるストライキを、大学当局があらかじめ「認め」ておくことは、たてまえとして矛盾ではないかどうか、②大学当局が一方ではストライキをも「認め」るほど学生の権利ないし自治を大幅に認めながら、他方ではストライキの論議ないし決議の仕方について学生に注文をつけることのあいだに撞着はないかどうか、また具体的には、③ストライキを「認め」た場合、「終了後…補習授業を行なう」（大阪大学）にせよ、「補習・追試験はしない」（神戸大学）にせよ、ストライキが長期にわたるときにはどうするのか、④ストライキの執行自体の責任追及はしないにしても、責任の阻却される事由は必ずしもストライキの「違法性」が阻却される事由と同じではないから、ストライキにともなう暴力行為等にどう対処するのか等がそれである。

3) 第三は、ストライキは原理的には「認め」られないが、現実には生じうることもありうる非常事態とみて、個々のストライキに、いわばケース・バイ・ケースに対処していこうとするものである。このような見解・態度をとるものに東京大学改革準備調査会があり、つぎのように述べている。「大学が『政治的中立』を志向する以上、全員加入制の自治会が政治的目的をもつストライキ決議をして全学生を拘束しようとすることに對し、否定的判断をもつことは当然である。しかしながら、そのことからただちに、ストライキ決議自体に對し禁止と処分との制度的措置をもって臨むことは、第一に、ストライキの目的の如何にかかわりなく、学生自治に對する干渉となり、第二に、大学当局自体に對する抗議の性格をもつストライキについては、さらに抗議対象である大学当局がこれを政治的に抑圧する機能を果たすおそれがある、という欠陥を制度そのものに内在させる結果となると考えられる。以上の立場からすると、大学または学部の公式の機関は、学生のストライキ決議およびその発動までの過程に干渉すべきでないことになる。しかし他方において、教官側は研究・教育を遂行する権利および義務をもつこと

からいって、発生したストライキに対し、……主体的に判断し対処すべきであろう」と（「第一次報告書」369—397頁）。

これは、原理的立場と現実的事態とをいわば折衷した見解ないし態度ともいうべきものである。しかし、折衷的であるがゆえに、具体的場合には種々の問題が生じることがさげがたいであろう。

以上では、ストライキを大学内における学生の政治活動の最終形態ないし最後手段として考察したが、一旦ストライキが発生した場合には、大学当局と学生、およびストライキに賛成する学生と反対する学生とのあいだに鋭い緊張関係が生じ、大学の任務機能の遂行がさまたげられるだけではない。研究・教育の中断、入学試験や就職への影響等を通じて、社会にたいしても迷惑ないし損害をかけることが、考慮されなければならない。このことは、経費の大部分が国民または地方民の負担によってまかなわれている国・公立大学については、これらの経費負担者にたいする責任を問われるということでもある。この両様の意味において望ましくないストライキという非常事態の発生をさけるためには、大学内における学生の政治活動について、それがストライキという最終形態ないし最後手段にまで至らないような、また至らしめないような、心がまえとそれを実現するにたる方策とを、学生・大学当局双方が、ともにもち、ともに工夫することが必要であろう。

なお、ここで、ストライキに対応して比喩的に、ロックアウトとよばれるものについてふれておこう。これは、大学側が、全部または一部の学生について、一定の条件のもとに、一定期間、大学構内への立入りを規制する措置をさすもので、経営者による工場閉鎖とは性格を異にすることはいうまでもないが、教育を受けるという学生のいわば基本的な権利を制約するものであるという点で、一種の非常措置である。したがって、ストライキの場合と同様、その可否をあらかじめ論議してもあまり意味はない。ただ、現実の問題としては、大学の機能が麻痺するのを防ぐためや、多数の学生の教育を受ける権利自体を保障するために、やむをえずロックアウトが行なわれることもありえよう。この場合には、それがやむをえないかどうかが具体的に問題となるのであって、大学側には、そのことを立証する用意がなければならないであろう。

Ⅳ 学生の課外活動

ここでは、各大学から提案された改革案等を中心にして、課外活動の人間形成上の意義、課外活動の領域と施設の現状、課外活動サークルの組織と運営などについて述べ、若干の提案を行なうこととした。

1 学生の人間形成と課外活動

(1) 大学における人間形成

学生の行なう課外活動が、学生の人間形成にあたって、どのような意義と効果を有しているかを解明するためには、まず最初に大学は学生の人間形成の責任をもっているかどうか、もっているとしたらその理由と目標を明らかにする必要がある。つぎに大学における人間形成は、どのような教育機能によってどのように行なわれるかを明らかにしなければならない。大学における教育機能のうちで、人間形成のためにもっとも重要かつ有効と思われるのは、正課教育と課外活動による教育機能であると思われるが、これらの教育機能の意義と効果を明らかにするためには、その前提として、まず大学教育における人間形成の必要性和可能性について考えてみなければならない。

大学教育の目的としての人間形成に関しては意見が二つに分れる。すなわち、肯定論と否定論とがある。第1の意見は、教育基本法、学校教育法の本質にかんがみて、大学は学生の全人格的な育成の責任を負うべきであるとし、もし大学がその責任を果たさないとするならば、それは大学教育の放棄であり、教育責任からの逃避であるとしている。第2の意見は、高度の学問研究の機関であり、多数の学生を教育する高等教育機関としての性格をもつ大学に全人格的教育の機能を併せて期待することは無理な注文であるとしている。この第二の意見は、マスプロ化し、大衆化した大学側の事情に焦点をあてた否定論であるが、学生側の事情の見方によって次のような否定論もある。「これらの点については、人格の育成、或いは人間形成を目的とした教育は大学の責任においてなされるべきものでなく、すでに一人前の個人として成長した学生にとっては、学生個人にまかされた問題であるとの考え方も成り立つ。」(「大学問題検討小委員会報告(そのⅡ)B案」, 11頁, 1969年10月, 静岡大学) すなわち、この意見は「学生成人説」に立脚する否定論である。

しかしながら、このような否定論に対しては各大学から数多くの反対意見が提出されている。「現代の大学は、かつての大学のように、すでに成人文化にはほぼ同化した「大人」の大学生たちを対象とする、静かで落ち着いた学問の場にとどまることが不可能となっているのである。」(「大学改革準備調査会第一次報告書」, 6頁, 1969年10月, 東京大学) 「第一に、大学に入ってくる年齢が旧制時代よりも低くなり、入学試験準備に追われることもあって、高校時代に人格形成の機会が十分には与えられず、さらに大学を陽のあたる場所へのルートとみる考えが一般化したこともあって、大人になりきれずに大学に入ってくる者が少なくない。このような事情から、学生

のなかには、大学においても高等学校までの学校や家庭での「過保護状態」が継続することを期待し、教官と学問以外の面で側人的に接触する機会を頻繁にもつことを希望する者が多くなっており、その希望が現在の大学では十分には満たされ難いため、慾求不満現象を生じている向きもあるように見受けられる。」(「同上書」, 56頁)。

「したがって、現在の入試制度は各個人の多元的能力の開発を軽視し、画一的な人間教育に拍車をかけていることになっている。そのため、高校生活における人間形成の機会を奪い、人間らしい友人関係の育成すらはばんでいる。

入試のための強制的な学習に慣らされてきた学生は、入学後もなかなか大学本来の自発性に立った創造的学習になじまず、とくに、試験地獄から解放された直後の低学年次の学生は、一時的な虚脱状態におちいり、今日の学生運動激化の因由の一つも、実にここにあるとも考えられる。」(「入学試験制度に関する改革案—改革の方向—」, 1頁, 1970年1月, 愛媛大学)。

「初等・中等教育にひずみがあり、テスト中心主義の教育がなされて、教育本来の目的である人間形成がおろそかにされ、一方家庭においては、子弟に対して過保護な育成がなされているなどの傾向が強い。そのためか、一般的に学生の自主性あるいは自律性は年々低下しており、自己中心的な考え方が強く、また権利は主張するが、義務あるいは責任の履行ということは、十分に考えない傾向があるといわれている。」(『学生参加』の範囲と方式について)(中間答申, 5頁, 1969年12月, 弘前大学)。

これらの意見は、大学に入学してくる学生自身が、入学試験勉強によるひずみや家庭の過保護などによって、高校在学中の人間形成がおろそかにされ、未成人、未成熟のまま大学に入ってくるものが多く、したがって大学における人間形成が強く望まれることを指摘している。さらに、中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」((中間報告), 1970年1月)に対する各大学の意見のなかにも、大学における人間形成の必要と価値を強調したものが多く見られる。

「高等教育の目的・理念として、社会の構成員として必要な専門的能力を育成するのみでなく個人と人間性の形成について十分な考慮を払う必要がある。これは現在の高等教育がこの面の役割を現にしていることに基づいた意見である。」(「中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見」, 64~65頁, 東京工業大学, 1970年4月, 国立大学協会)。

「試案においても「人間形成を強調されるべきもの」としてはいるが、全般に人間性の重視を具体化しているとは思われない。もちろん、人間形成は中学、高校教育との関連において考える

べきであって、大学教育においてのみ成果を期待すべきではないが、高度の人間形成は将来とも大学教育に期待すべきものである。」(「同上書」, 114頁, 名古屋工業大学)。

「教育の目的は単なる職業人の養成であるのではなく、全人格的な人間形成にある。大学の機能や制度が、社会に出てすぐ役に立つ機械のような人間を養成する方向にいかにより合理化されようとも、大学問題の解決にならないであろう。」(「同上書」, 124頁, 滋賀大学)。

以上、大学における人間形成の問題を、各大学から提出された改革案、中央教育審議会の「基本構想試案」に対する各大学の意見等を中心にして検討してきたのであるが、結論的にいえば現行の日本の大学においては、人間形成をも大学教育の目的とするということに関して異論はないようである。もちろん、人間形成ということは、人間の生涯を通じて行なわれるべき努力目標であって、大学のみが負うべき責任ではない。しかしながら、現行の学校教育体系が存在する限り、大学としては学生の人間形成をその教育目標としてかかげざるを得ないであろう。

つぎに、大学における人間形成という場合、そのとらえかた、意味・内容は多種多様であって、かならずしもその解釈が統一されているわけではない。包括的に大学における人間形成を考えるもの、高等学校との比較において大学における人間形成を考えるもの、学問の研究と教育という立場から大学における人間形成を考えるものなど、そのとらえかたにも色々の立場があるが、大学教育の段階での課題として考えられる学生の人間形成の意味・内容に関して、われわれは共通の理解をもつべきであると考え。このことについては、去る昭和41年に国立教育研究所が全国国公立大学の学部長・分校主事・教養部長・一般教育主任教授等を対象として行なった「大学における人間形成に関する意見調査」が大いに参考になる。この調査の結果によれば、大学における学生の人間形成の目標はつぎのようにとらえられている。

「ア. 学問を通じて広い視野をもつこと。

人間・社会・世界・国家・文化・自然にたいする洞察を深めること。

イ. 自ら考えること。

批判的精神をもつこと。真理にたいする畏敬の念と探究心をもつこと。世界観・人生観が高邁であること。自分の職業・技術について全体の中での位置づけができること。ものごとを相互連関的に見、対象の位置を把握できること。

ウ. 主体的な行動をすること。

責任感・道義心・自律心・耐久心があること。自己の利益の追求を離れ、職業その他を通じて人類の歴史形成・文化の創造に参加し、そこに自分の存在意義を見出すこと。

エ. 他にたいして配慮に富むこと。

人間の尊重と愛に満たされること。他への理解ができること。協調性があること。

オ. 健康であること。

健康は人間形成の基礎である。

これらを兼ねそなえることが人間形成であり、大学教育はその方向に学生を動機づけ、援助するものである。」（「大学における人間形成に関する意見調査」（その二），6頁，1967年3月，国立教育研究所）。

次に、大学における人間形成の問題は、採用者、とくに民間企業側ではどのように考えられているかについて紹介してみたい。もちろん、大学における教育方針は大学自身が自主的に決定すべきことではあるが、大学教育に対する一般社会からの要請に耳をかたむけるのにやぶさかであってはならないと思われる。この問題についての採用者側の意見は、やはり国立教育研究所が民間企業を対象として行なった意見調査の結果にまとめられている。この調査結果によれば、民間企業において「期待される社員像」として、次のような人物が希求されている。

「①責任感のある人、②誠実な人、③創造性のある人、④自己啓発の意欲のある人、⑤使命感をもった人、⑥協調性のある人、⑦積極性のある人」（「大学における人間形成に関する意見調査」（その三），31頁，1969年，国立教育研究所）。

（2）正課教育による人間形成

以上、大学における人間形成の必要性とその意味・内容などに関して検討してきたが、次に問題となるのは、この人間形成という教育機能にはどのようなものがあり、どこでどのような方法で機能するかということである。

人間形成の教育機能として、まず第一にあげられるのは正課教育による人間形成である。大学が学問研究の府である以上、大学における教育が学問研究の結果をもとにして行なわれることはいうまでもない。したがって、大学における人間形成は、学問の教授を通して行なわれる——これは一般教育においても、専門教育においても同様である——ことに異論はないであろう。このことは、さきに紹介した国立教育研究所の意見調査の結果にも明らかなるところである。また、このことは各大学の改革案においても数多く指摘されている。次に、そのうちの二、三の係をあげてみよう。

「大学教育の理念についてもいくつかの考え方がありうる。しかし、これをさらに整理すると

次のようになるのではあるまいか。すなわち、大学における教育を「社会」に対する人材供給とか、「体制」批判的知識人の育成とする考え方は、その結論の方向こそ異なれ、どちらも学生の卒業後における教育の効用という面に着眼しているものであって、共通の地盤に立つものである。これに対し、研究の成果や学問の教授それ自体を目的とするという考え方は、教育の効用という面をいば意識的に排除しているという点で、次元を異にする考え方といってよい。さらに、人間形成を目的とする考え方は、そこにいう「人間」をどのようなものとするかによって異なりうる。また、これを人間の道徳性の涵養とすることは、「道徳」の意味によるが、少なくとも初等教育などにおけるものとは異なるので、これを大学についていうことは適当ではあるまい。……しかし、学問の教授は、最低限「知性の錬磨」という意味を持ち、これを目的とするということができよう。すなわち、大学教育の理念は、学問の教授とこれによる知性の錬磨、およびこれによる人間形成にあるということが出来る。」（「大学改革準備調査会研究・教育組織専門委員会報告書——新しい総合大学を求めて——」，36頁，1970年3月，東京大学）。

「教育は個別的な専門知識のたんなる伝達にとどまるのではなく、知的創造力の養成が学生の主体的な学問的意欲によって可能となるような教育であるべきであり、大学の主体的判断による教育理念の確立によって、社会の進歩に対応しうる人間形成を主軸とすることが必要である。」（「大学制度調査委員会報告書」，7頁，1970年8月，長崎大学）。

「学部における専門教育は、学問的訓練をととして人間形成に資することを目的とする。すなわち、専門知識の獲得、学問的方法論の習得などにより、創造的精神活動の育成をめざして行なわれるものである。」（「教育組織・研究組織（その1）」（中間答申），18頁，1970年1月，弘前大学）。

これらの引用によって、大学における人間形成はまず第一に正課教育によって行なわれ、その目標としては、社会の進歩に対応しうる人材の育成とか「体制」批判的知識人の育成とかをあげることが出来るが、最低限「学問の教授」による「知性の錬磨」、すなわち、知的創造力の育成を目ざすものであることを知ることができよう。

次に、正課教育による人間形成の問題を考えるにあたって、注目すべき新しい方向が各大学の改革案に見られるようになっている。その一つは、大学における教育組織の改革にともない、正課教育による人間形成の機能を強化・拡充しようとする動きであり、他の一つは、学習の自由・自主的なカリキュラム編成の拡充にともなう人間形成の促進である。

新しい方向の第1は、教育組織を改革することによって、正課教育によって行なわれる学生の

人間形成をより充実したものにしようとする考えに基づくものである。例えば、愛媛大学においては、「①入試のさい既成の学部・学科ないし専攻課程といった固定的な学生所属組織の別に選抜する方式を改める。②教養課程と専門課程の区別をやめる。③学部・学科ないし専攻課程の枠の中に学生を固定的に所属させる制度を廃止する。④教員の所属・研究組織と教育組織とを固定的に一体化させた体制を廃止する。」（「大学問題研究会中間報告」（その2），1～2頁，1970年7月，愛媛大学）ことを提案している。この提案に対しては、従来のような学生所属組織がなくなると、学生の教育・指導が困難になるのではないかと批判が寄せられているが、この点について同中間報告はつぎのように説明している。「従来の学生所属組織としての学部・教養部は、学生の教育・指導と、義務・補導その他の義務とを多重的にかかえていた。しかしそれが学生所属組織でなくなれば、後者は大部分全学的な管理センターに移され、その事務処理も当然システム化されることになる。その結果、学生の教育・指導の比重が従来以上に大きくなる。3・4年次に学生の専門・専攻がきまってくれば、学生と教員との接触の機会は従来と少しも変わらない。のみならず、閉鎖的な所属がないから、学生は従来以上に自主性を発揮し、教育の効果があがるであろう。」（「同上書」5頁）すなわち、この案によれば、学生の所属組織である学部・学科がなくなるため、学生に関する教務・補導などの業務は全学的に集中管理され、したがって教員は研究・教育に専念できるようになり、正課教育による人間形成にかかる比重が従来以上に大きくなることになる。

東京教育大学では、この愛媛大学の改革案と同じ方向を目標としているが、さらに詳細な提案を行なっている。その案によれば、現在の教育組織を改めて、新しく「学群」（クラスター）と「学部」（カレッジ）の二つの組織を設けることを考えているが、この二つの教育組織が持つ人間形成上の機能について、つぎのように説明している。

「学生が専攻する分野・領域における研究・学習の必要をほぼ充足する役割を果たすのが学部の機能であるが、それだけでは学生の全人格に対する調和的発達、人間としての全面的形成をうながすことはできない。かれが、国家・社会の形成者にふさわしい広い市民的教養と基礎的な人間的教養を身につけ、社会人として広範な活動分野に適応し、変動する社会の要請に適確に対処し得る基礎的な識見・能力および技術の開発に役立つような教育が、専攻分野での研究・学習と並行して行なわれなければならない。このような広い教育を学部の中で充足することは困難であるから、これらの点を充足する教育上の役割を果たすものとして、学群が設けられるのである。」

（「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（第二次），第一分冊教育体制専門委員会報告

6頁、1970年3月、東京教育大学マスタープラン委員会）この説明によれば、学生の人間形成は、主として学群（クラスター）において行なわれることになる。「同報告」は、さらにクラスターの有する人間形成上の機能と、クラスター・寮・カレッジ相互間の交流についてつぎのように述べている。

「クラスターの主要な任務は、クラスターごとにカリキュラムを編成し、所属学生と教官とにわたり、専門を越えた幅広い知見の獲得と、多様な人格的接触の場の提供をめざす。クラスター教育において、旧制高校の良さのある面を生かしたい。」（「同上書」、15頁）「クラスター館が学習と共に多様な人格的接触をする場であり、研究室と寮の中間的な役割をもつことを仮に位置関係で示したものである。」（「同上書」、18頁）「学生は、毎日、主として寮・クラスター・カレッジ館と、対角線に往来しながら学習することになる。クラスターでは違った種類の教官・学生と接することにより、横の広がりをもつと同時に、カレッジでは同じ専門の先輩・後輩関係をもち、縦のつながりが強化される。」（「同上書」、19頁）。

新しい方向の第2は、学習の自由・自主的なカリキュラムの編成の拡充にともなう人間形成の促進である。このことに関して、広島大学ではつぎのような見解を表明している。「各講義は可能なかぎりオープンシステムとされ、しかも教育内容は多様化されて、学生の自主選択の幅が大きくなる。したがって、学生の教育相談はきわめて重要な意味をもつことになる。」（「カリキュラム改革の基本構想」、12～13頁、1970年1月、広島大学）「大学における教育においては、適切な助言と指導によって、学生自身が自己の個性に応じて自主的に学習を行なうことを十分理解し教科目の自主選択の意味を十分に認識して、自主的にまた意図的に教科目を選択すべきである。」（「カリキュラム改革に関する中間報告」（第三部）、7頁、1970年10月、広島大学）。

つぎに、東京大学ではこの問題についてつぎのように述べている。「今後の東京大学における教育の諸制度の改革にあたっては、学生が学ぶ者としての真摯さと自律性をもつべきことを自覚し、一人一人の学生が自らの判断に基づいて自主的に学習の方針を立てることができるよう、十分な配慮が必要であろう。そのためには、できる限り画一性・他律性を排して、学生の「学習の自由」を拡大してゆくことが望ましい。大学における教育は、学生の人格を尊重し、かつその陶冶を一人一人の学生の自主性・自律性にまっことを基本としなければならない。」（「大学改革準備調査会第一次報告書」、147頁、1969年10月、東京大学）。

また、国立大学ではないが、大阪府立大学においても同様の意見が出されている。「〔系〕現行の学部教育に相当する学生を行なう教育組織の基本単位が「系」である。「系」においては一定

目的の教育体系に基づき、一定範囲の専門分野の教育を相当する。この専門分野の範囲は、そのなかで豊富に選択の自由なカリキュラムが組めるようなものであることが必要である。」（「大阪府立大学改革草案」，41頁，1969年12月，大阪府立大学）。

このような第2の新しい方向は、他の大学の改革案においてもみられるところであり、教育組織の改革にともなって、「学習の自由」と「自主的なカリキュラムの編成」は拡大の一途をたどることになる。また、このことによって、学生の勉学意欲が強くなり、また自主的自律的な精神の涵養に大いに貢献することにもなり、学生の人間形成の面において非常に有益な結果をもたらすことと思われる。

以上にわたり、正課教育による人間形成の問題について、色々の角度から検討を行なった。第一点は、正課教育における人間形成は学問の教授を通して行なわれるということであり、第二点は、大学における教育組織の改革にともなって、学生の人間形成をより効果的に実現しうるような組織・機構の改善が考慮されつつあるということであり、第三点は、教育の組織・方法の改革にともなって、学習の自由、「カリキュラム編成の自主性の拡充」が行なわれるようになり、したがって学生の人間形成を促進する効果を生み出すであろうということである。正課教育における人間形成の促進については、以上指摘した諸点のほかにも、配慮を必要とする問題が数多く存在する。たとえば、教員と学生の接触をより緊密ならしめるための予算的措置、施設の充実、教育制度の整備などをあげることができる。正課教育における人間形成は、これらの多くの教育機能が一体となって有機的に作動する場合に、その成果を期待できるのである。

しかしながら、正課教育による人間形成の機能の中でもっとも重要な機能は、学問を通しての人間形成であるが、これにも限界のあることを知らねばならない。東京大学の大学改革準備調査会が第一次報告書の中で指摘しているように、今日のような数多くの学生の存在する巨大な大衆化した大学において、高度な学問研究に従事するとともに学問を通しての授業を行ない、さらに学生の全人格的な人間形成に責任をもつということは、大学教育の究極の目的としては指向すべきであるとしても、その実現はきわめて困難であり、「また、そのような原則のうえに立って諸制度を設けることは、結局はさまざまな矛盾を露呈せざるをえないように思われる。」（「大学改革準備調査会第一次報告書」，61頁，1969年10月，東京大学）。

このように、学問を通しての人間形成には、その具体的な実現の面において以上に指摘したような現実的な限界がある。と同時に、学問それ自体の本質からして、知性の錬磨にとどまり、社会性、人間性の十分な陶冶まで期待することは困難であるというような限界も考えられられる。

これらのことは、課外活動による人間形成の問題を考える際に、きわめて重要な意味をもってくるのである。

(3) 課外活動による人間形成

課外活動による人間形成の必要性と意義に関しては、各大学の改革案の中になん数多くの意見の表明がみられる。その中から若干を列記することにする。

「大学における教育には大学で定めた授業のみでなく、学生の人間形成を目的とした、或いは広い意味での教養を目的としたものも必要である。主として後者をうけもつものが課外活動である。」(「大学問題検討小委員会報告(そのⅡ)B案」, 10~11頁, 1969年10月, 静岡大学)。

「正規の研究・教育活動の領域外で営まれる学生の諸活動は、かなり広範囲に及んでいる。そのうちでも、とくに学寮生活と課外活動は、大学本来の使命と学生自身の教育要求という観点からみて不可欠な要素といえる。」(「大学問題検討小委員会報告(そのⅡ)A案」, 8頁, 1969年10月, 静岡大学)。

「しかし、それとともに、大学において学生として過ごす年令期が、青年の人格形成においてとくに重要な時期であることを考えると、大学は、学生が自らの責任において行なう人格形成の場を提供し、側面から援助することに努める必要がある。」(「大学改革準備調査会第一次報告書」, 61頁, 1969年10月, 東京大学)。

「⑤自治活動による人間形成。学生の自己形成は、正課としての教育の場だけでなく、大学における学生生活のあらゆる場で行なわれるが、とりわけ自治会、サークル、その他学生の自主的な諸活動に期待されるところが大きい。こうした活動の中で、学生は、学問的・文化的・社会的・政治的なさまざまな教養を身につけ、社会的な存在としての自己をかたちづかってゆく。

このような、学生の自治的ないし自主的な自己教育活動は、大学における教育活動の重要な一側面であって、これを積極的に促進することは、大学の一つの任務である。」(「大学問題研究会中間報告」, 13頁, 1969年11月, 愛媛大学)。

「この学問的知性教育が、科学技術の急速な発展や広範な国民の教育要求等に対して有効性をもつためには、①基礎的な学問の重視、②諸科学の総合的理解の促進、③学問による人間形成の助長、④学習・研究の自主性の尊重、⑤自治活動による自己教育の助援が、「大学教育の基本的課題」である。」(「大学問題研究会中間報告」(その2), 1頁, 1970年7月, 愛媛大学)。

「また大学は、学生が自ら人格を陶冶し、円満な人間像を形成するための最大限の援助を行なうべく多くの施設を充実、完備しなければならない。」(「大学制度調査委員会報告書」, 20頁,

1970年8月、長崎大学)。

このことについて、中央教育審議会はその「基本構想」の中において、つぎのように述べている。「高等教育機関における教育を真に実りあるものとするためには、以上のような改革と併行して、課外活動の充実や生活環境の整備によって豊かな学生生活を保障し、学生の人間形成を助長するための方策を促進することが重要である。」(「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」、21頁、1970年5月、中央教育審議会)。

また、筑波新大学創設準備調査会は、課外活動を大学の教育責任の範囲内であると考えて、つぎのようにいっている。「教育面については、この新大学においては、大学が学生に対してもつ責任の範囲を無制限に拡大するのではなく、正課の授業およびこれと密接な関連をもつ課外活動にその範囲を限定すべきであろう。」(「筑波新大学のあり方について——中間報告——」、16頁、1970年10月、筑波新大学創設準備調査会)。

これらの意見は、課外活動による学生の人間形成の必要性和意義を認めたものであるが、これに反対または疑義を表明している次のような意見もないではない。

「とくに課外活動については、「人間形成」を目的とする教育の一環であるとして指導援助することは不適当である。当委員会は、「人間形成」を目指す教育を否定するものではないが、そのような教育は正規の課程において行なわれるべきものであって、課程外の実施活動を組織的に行なうことによって達成されるものとは考えない。」(「大学改革の基本方針(その3)——管理・運営組織の改革——」、55頁、1970年5月、大阪大学)「市民的教養と人間形成という言葉自体がきわめて多義的であるが、この市民的教養と人間形成が大学教育の課程であるとするにしても、それは課程外教育によってなしとげられるのであろうか。」(「厚生補導組織改革委員会中間報告(その2)」4頁、1970年5月、茨城大学)。

これらの二つの意見が出されるにいたった考え方の背景には、次のような見かたがあるものようである。すなわち、厚生補導とは学生活動の取締的規制的性格を有するものであり、学生の課程外教育である課外活動はまさにこのような性格を有する厚生補導業務そのものである。したがってこのような厚生補導の規制の対象となっているような課外活動によって人間形成を行なうことは不適当であるとするものである。このような見かたが生れるにいたった原因としては、その大学における学生部のあり方、とくに紛争時における学生の置かれた立場、教員の厚生補導に関する認識の程度などをあげることができよう。

なお、大阪大学では、同じ報告書の「今後の厚生補導のあり方」のところで、上記の意見を撤

回し、次のように述べている。

「従来課外活動については、それが教育の一環であるという立場から、大学が指導援助を行なうとされていたが、当委員会は、大学がこのような立場から課外活動の内容にまで立ち入って、特定の活動を指導あるいは援助することは適当でないとする。しかし、大学は学生がその日常生活の大部分を過ごす場であることを考えるとき、学生の大学における課外活動が学生の人間形成に大きい意味をもつことは否定できない。したがって、教員の個人的指導ないしは援助は望ましいことであろう。」（『大学改革の基本方針（その3）——管理・運営組織の改革——』、58頁、1970年5月、大阪大学）。

次に、課外活動による人間形成の目標と効果などについて考察することとする。

やがて社会人となって社会をになうべき学生のために、知・情・意の調和のとれた、健康な自主自律の精神に満ちた人間形成の場を与えることこそ、課外活動の主要な目標であろう。そして、課外活動を行なうことによって得られる人間形成上の効果として、次の諸点をあげることができる。(1)心身の錬磨、(2)情操の陶冶、(3)正課教育では得られない才能・資質の開発・伸長、(4)社会的連帯の中に生きる個人としての所属感・充実感、(5)集団相互間の連帯の訓練、(6)大学の中における人間的な連帯感の育成、(7)現代社会において積極的かつ平和的に生きる指導的人材の養成。

このような目標と効果について、各大学の改革案、その他はどのように考えているであろうか。長崎大学の大学制度調査委員会では、課外活動の目標について、次のように述べている。「大学教育の主体は正規教育にあることはいうまでもないが、学生の情操を高め、自主自律の精神をつちかう点からも、大学は学生の課外活動に対して特に施設の整備などに積極的な援助をすることが望ましい。」（『大学制度調査委員会報告書』、38頁、1970年8月、長崎大学）また、課外活動の関連して、三重大学では次のような意見が表明されている。「人間形成をねらいとする大学の指向性をさぐるとき次のようにいえよう。教育の目的は正しい意味での社会性の育成にあること。社会性はまず、社会連帯意識の育成である。地域社会、国家、国際社会の構成員の一員としてのつながりの意識である。……全体の中で自己の持ち分を自覚して、積極的にその役割を果して行こうとする有機的主体的実践性である。」（『教育と研究の改革準備に関する答申』、4頁、1970年9月、三重大学）この三重大学の意見は、大学教育の目的を示したものであって、課外活動による効果を述べたものではないが、このような社会連帯意識の育成は、正課教育によってなされることは困難であって、まさに課外活動を実践することによって修得されるものであらうと思われる。

また、サークルに加入している者は、加入していない者よりも大学に対する満足度が高いといわれている。このことは、課外活動による人間形成の効用の一つといえるであろう。大学に対する満足度が高いということは、大学社会における連帯意識が強く、所属感と充実感に満ちていることを物語っている。

最後に、大学卒業生を採用する民間企業者が、大学における課外活動に対して、どのような意見をもっているかを紹介しておく。これは、今後の大学における課外活動のあり方を検討する上で、大いに参考になると思われる。

（肯定的な意見）

- ① 人間形成の基礎になるものであってほしい。
- ② 課外活動を重視し活潑にしてほしい。
- ③ 課外活動を全員に経験させてほしい。
- ④ スポーツを契励してほしい。
- ⑤ 学校当局が関心をもって、教育計画の一環として指導者の養成につとめてほしい。

（批判的な意見）

- ① 学生の本分はクラブ活動ではなく学業である。
- ② 娯楽的傾向、ひまつぶし、趣味・嗜好を満足させることに止まらないこと。
- ③ 政治活動について限界をわきまえよ。
- ④ 学生としての自覚を持て（集団活動についての自覚を持て）。

（なお、肯定的な意見と批判的な意見との頻数の比は、4対1である。）

（「大学における人間形成に関する意見調査」（その三）、66～70頁参照、1969年、国立教育研究所）。

2. 課外活動における諸問題

（1）課外活動に対する指導と援助

課外活動に対する大学側からの指導と援助が必要かどうか、必要であるとすればその内容と方法はどうか。これらの問題は、大学が学生の課外活動をどのように理解し、どのように評価するかによって決まることである。各大学から提案された意見を中心にして、これらの点を検討することとする。

「これらの生活や活動の領域に関しては、その本質上、正規の研究・教育の場におけるよりも

はるかに学生の主体性・自律性が尊重されるべきことは当然である。たとえば、課外活動のための施設の利用については、5の3)と同様、可能なかぎりの自由が認められなければならない。」

（「大学問題検討小委員会報告（そのⅡ）A案」，8頁，1969年10月，静岡大学）「これは学生の大学生活そのものとおしてなさるべきで，学生の自主的活動が第一義的重要性をもつ。したがって，活動そのものは学生の自主的決定にまかせられるべきで，大学は相談に応じ，或いは支援する役割をもつ。」（「大学問題検討小委員会報告（そのⅡ）B案」，11頁，1969年10月，静岡大学）「学生の課外活動も学生生活の重要な側面であり，自由で自主的に，活潑になされることが望ましい。」（「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（第二次）第一分冊，9頁，1969年3月，東京教育大学マスタープラン委員会）これらの意見は，皆同様に学生の課外活動は，その本質からして，自由に自主的に運営されるべきことを強調している。しかしながら，課外活動に対する指導と援助の問題になってくると，各大学の意見はかならずしも一致しないようになってくる。

大学側の指導と援助は，活動のための施設・設備の条件整備にとどまるべきであるとする意見がある。「大学の教育活動が真の人間形成の営みであるためには，大学の教育活動の内容として学生の自主的に展開する各種サークル活動や学生の自治活動について，その条件整備という方式による助成活動が含まれるべきである。この助成活動は，学生の自主的に展開する諸活動の内容に対して干渉すべきでなく，学生のそれらの活動が充分に行なえるように施設・設備の条件整備に止まるべきである。もちろん教育専門性よりみて，その活動内容が認めがたい場合に限っては施設・設備の利用を拒否し，その活動の停止を要求することができる。」（「大学制度調査委員会報告書」，33頁，1970年8月，長崎大学）。

活動のための施設・設備の条件整備という点に関しては，各大学とも異論のないところであるが，これが活動それ自体に対する助言・指導ということになると，意見が色々と分れてくる。東北大学は，原則として，教師の関与すべきものではないとして，もっともきびしい態度を示している。「さらに体育については，課外活動としての面を重視し，これに対する指導の強化を考えているようにみえるが，課外活動は本来学生の自主性に委ねるべきもので，原則として教師の関与すべきものではない。」（「中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見」（追録），30頁，1970年5月，国立大学協会）。

これに対して，教員の参加を積極的に希望する意見が数多くみられる。

「しかし，学寮生活も，課外活動も，広義の大学教育の一環をなすもとと考えられる以上，大学の秩序維持と学生の教育要求に応える意味で，教官・事務職員もその運営に対し関与することは

必要である。しかし、その場合の関与の仕方は、あくまでも学生の自主性・自律性を尊重しつつその活動や生活の条件整備について援助・助言するという方向で行なわれなければならない。」

（「大学問題検討小委員会報告（そのⅡ）A案，8頁，1969年10月，静岡大学）。

「①必要な施設・設備を充分に準備するとともにその活動を促進するために各種の助言・サービスをする。

②学生の課外活動は学生の自主性に基づいて行なわれるものであるが、教員も積極的にこれに参加し、課外活動を通じて教官と学生の接触・交流の機会をもつようにしたい。」（「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（第二次）第一分冊，9頁，1970年3月，東京教育大学）

「大学がその教育活動のため、正規の授業のみならず学生の各種の自主活動を助成する幅広い教育活動の本質に根ざした教育計画を樹立しなければならない。しかし陶冶を主としての教育活動を行なっている教官に、この助成活動までその教育活動を広げることは無理であり、別にこれを専門とする教官によって行なわれるのが妥当である。」（「大学制度調査調査委員会報告書」33頁，1970年8月，長崎大学）。

さらに、サークル団体相互間、サークル団体と教職員集団との間の相互批判・助言活動などを希望する意見もある。「また、学生のサークル・団体は、自治活動のよりどころとして重視すべきものではあるが、自治会に代表される学生の総意の内部に存在する個別的で多様な学生の意思と活動とを担っている主体であるから、これら学生のサークル・団体相互間および教員・職員集団との間には、つねに相互批判・助言などの連帯作用が営まれていなければならない。」（「大学問題研究会中間報告」，20頁，1969年11月，愛媛大学）。

以上の諸意見からも察せられるように、教員も学生の課外活動の運営に積極的に関与・参加し、課外活動を通じて教員と学生の接触・交流の機会をはかり、もって学生の人間形成に寄与することはきわめて望ましいことであるが、その関与・参加の仕方は、あくまで施設・設備の整備・充実、活動を促進するための助言・サービス、大学全体としての課外活動振興を目的とする教育計画の策定などの環境条件の整備にとどまるべきであって、活動の内容に関与・干渉するものであってはならないであろう。

次に、このような助言・指導は、教官が行なうよりも、そのための専門家が行なうべきであるとするつぎのような意見がある。「学園における体育的、文化的な活動については、そのための指導センターに専門家を置いて充実した学生生活を享受できるような指導と援助を与える。」（「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告），8頁，1970年5月，中央教育審議会）「学園内の体

育的、文化的な活動の場面は、これまでは教員の自発的な指導にゆだねられてきたが、今後は、学生たちの自発的な活動と緊密な接触を保ちながら、理論的、実地的な指導力を発揮できる有能な専門家を育成し、確保する必要がある。」（「同上書」，12頁）「すなわち、今後の大学では研究・教育以外の学生に関する業務（事務的なものを除く），つまり学生相談とか課外活動の指導等について，従来の教官・事務官以外の専門職員において学生補導のための強力な体制をつくる必要がある。たとえば，学生相談のカウンセラー，精神衛生のセラピスト，課外活動のリーダー，学生会館や学寮の管理者などはいずれもその専門的知識と経験をもつものが必要である。」（「筑波における新大学のビジョン案」，（2），1969年7月，東京教育大学）「学園における体育的、文化的な活動については，そのための指導センターに専門家を置いて，充実した学生生活を享受できるよう指導と援助を与える。これはあくまで，課外における指導体系として充実すべきで，正課における体育的文化的科目の教育方法とは自ら異なることをじゅう分に考えておかねばならない。」（「中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見」，46頁，東京医科大学・国立大学協会）「体育的文化的有能専門家を確保して学生の指導にあたらせること。」（「同上書」，187頁，鳥取大学教養部）。

このような専門家を置いて，学生の課外活動の指導にあたらせることは好ましいことではあるが，そのような専門職員を確保することは色々の理由によって非常に困難であろうし，またそのサークル活動に対する指導は，技術の面にとどまることがもっとも好ましいのではなからうか。

次に問題となるのは，各サークルに対する資金援助である。この問題に関しては，次のような賛否二つの意見が見られる。

「しかしながら，大学がこれを大学の教育活動の一部をなすものであると判断するならば，大学は他の大学の使命の遂行との調和を保ちながら，可能な限り施設の使用，資金的援助などでこれを支援すべきものである。」（「大学問題検討小委員会報告（そのⅡ）B案」，11頁，1969年10月静岡大学）。

「さらに現在各サークルに出されている補助金は再検討すべきであろう。すなわち，サークル活動を本来学生の自主的な自己教育の一環ととらえれば，現行の補助金は僅少な額であり，しかもサークルの自主性を侵す危険を内包し，また一面全学学生に対する平等性を欠く等の問題点があり，むしろこれを廃止し，恒久的施設拡充等に充当することが望ましいと考えられる。」（「大学制度調査委員会報告書」，40頁，1970年8月，長崎大学）。

サークルに資金援助をするということは，その援助につける条件をどうするかによって，かな

らずしもサークルの自主性の侵害になるとは速断できないが、援助するとしても、資金を直接交付することは予算経理執行上の問題点もあるのでこれを避けて、物的援助のかたちをとることが望ましい。

次に、課外活動の組織と指導組織の問題であるが、この点に関しては、学生の課外活動が適正かつ活潑に行なわれるために、全学的な規模の委員会を設けて指導・助言・連絡・調整にあたりとともに、学生自身も責任ある運営を期するために全学的な規模での組織の確立をはかる必要があろう。

(2) 正課体育と課外体育との関係

正課体育が、学生の人間形成上、きわめて大きい役割をもっていることは、いまさら指摘するまでもないところであるが、各大学の改革案においてそれがどのように考えられているか、もう一度検討してみたいと思う。

「われわれは体育教師として、体育が人間形成に担う役割はきわめて大きいと考える。……共通目標目ざして集団間で協力し合うことの重要性の体得……精神力や機敏な判断力の体得……集団による数日間の共同生活……教官と学生との接触……充実した学園生活」(中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見, 207~208頁, 山口大学, 1970年4月, 国立大学協会)

「われわれは、体育科学の確立を通して深められた身体に関する科学的知識の付与と科学的態度の涵養を媒介として、いわゆる大学の“知識工場化”等の現象とも関連するところの、知性と身体とが分離された今日の文化状況の克服をめざすことが、今日の保健体育教育の中心的な課題でなければならないと考える。このような観点からすれば、保健体育は、他の専門領域と共に、新しい人間像形成の過程において、その一翼を担うべきものであり、広島大学のカリキュラム構成上欠くことのできない一環をなすべきものといえることができる。」(「カリキュラム改革に関する中間報告」(第三部), 20頁, 1970年10月, 広島大学)。

「一般教育が総合的な人間知性の形成を意図したものであるのに対して、体育は芸術教育などとともに、人間教育の他の側面をうけもつものであり、これら諸側面が調和的に統合されることに近世以来の人間教育の理想像があった。」(「カリキュラム改革の基本構想」, 8頁, 1970年1月, 広島大学)。

これらの三つの意見は、それぞれの観点から、正課体育による人間形成の意義と目的とを明らかにしている。正課体育による人間形成は、大学の教育計画に基づき全学生を対象とする人間育成であるのに対して、課外体育による人間形成は、学生の自主性に基づき同好学生を対象とした

自己教育である。このように、両者間には、人間形成の方法論と対象論上の相違はあるにしてもともに体育活動をとおしての人間形成という共通性を有し、大学教育において独自の役割と価値とをもつものである。

この正課体育の現況に対して、各方面から種々の批判が提起されるにいたっている。その中でももっとも注目すべきは中央教育審議会から出された意見である。「保健体育については、高等教育の段階でこれから力を入れる必要があるのは、課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理の徹底である。なお、これまで保健体育をすべての高等教育機関で正課とし、卒業の要件として一律に単位の取得を要求していたことは、あまりに画一的である。今後は各機関が、その教育方針に応じて、それを必須の要件とするかどうかを決められるよう、弾力的な制度とすべきである。」（「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）、10頁、1970年5月、中央教育審議会）すなわち、この意見においては、①課外の体育活動に対する指導を強化・充実すること、②保健体育をすべての大学で正課として取り扱っていたことはあまりに画一的であるので、これを大学の自主的決定にゆだねることの二つの問題が提示されている。この意見に対しては、各大学からだけでなく、関係諸団体等からも数多くの反対意見が表明されている。ここでは、各大学の改革案を中心にして、問題の所在と将来の方向を展望してみたい。

各大学の改革案を通覧してもっとも気づくことは、この「基本構想」の意見は各大学の保健体育を無視または軽視するものであって、絶対に承服できない、大学としては、むしろ正課体育の重要性を再確認して、その充実・強化をはかるべきであるとする意見が圧倒的に多いことである。すなわち、正課体育の本来の目的を達成するためには、施設・設備をさらに充実するとともに、正課体育の履修期間を一般教養期間だけでなく、全期間（4年間）に拡張すべきであるとする意見が多い。東京教育大学、愛媛大学、広島大学、九州大学、東京医科歯科大学、千葉大学などの改革案にその例がみられる。

これらは、正課体育の積極的な充実強化論であるが、これと同時に大学自身の自己批判の上に立つ反省論もみられる。

まず、最初にみられるのは、正課体育を課外体育との対比のかたちでとらえ、正課体育の長所をのばしてゆこうとする考え方である。「在学期間（4年間）を一貫した正課体育によって、体育運動の基礎訓練を系統的に行なうことができ、それが課外体育の正しい方向づけを可能にし、さらに系統的学習によって、生涯教育としての健康・体力づくりの基礎が培われる。万一、課外体育のみに任せるときは、体育の真の目標から逸脱したり、計画、実施に無理を生ずることが従

来の経験からも明らかである。」(「中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見」54頁, 東京教育大学, 1970年4月, 国立大学協会) この意見は正課体育の教育内容からみた意見であって, 基礎的訓練と系統的学習により生涯教育としての健康・体力づくりの基礎が培われ, このことがまた課外体育の正しい方向づけを可能にするという意見である。さらに, 正課教育の対象の点から考察した次のような意見がある。「単に運動クラブ員のみならず, 全学生を対象に, 正しい体育活動のあり方を指導することによって, 体力を高く保たせ, 疲労や疾病から守ることは, 大学に学ぶ者全体に正課体育を置くことによってはじめて実現されるといって過言ではない。」(「中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見」, 206頁, 山口大学, 1970年4月, 国立大学協会) 「体育活動を正課として必修することによって, 身体的に恵まれない者にも, スポーツをあまり好まない者にも等しく運動処方することになり, ひいてはあらゆる学生の体位・体力を向上させることにつながるのである。」(「同上書」, 207頁, 山口大学)。

正課体育には, 課外体育にはみられないこのような長所があるので, この点を踏まえてさらに積極的な充実・指導が望まれるとする意見である。

次に問題となるのは, 正課体育の内容と評価, 単位の取り扱いである。「保健体育を大学の教養課程において課する趣旨, すなわち, 健康の保持増進をはかり, 勉学に耐える体力を養い, あわせて忍耐力, フェアプレイ精神の育成を目ざす目的から考えると, 修得年限・内容・評価などに問題がある。」(「教育と研究の改革準備に関する答申」, 16頁, 1970年9月, 三重大学)

修得年限については前にふれたので, ここでは内容と評価について述べることにする。「保健体育においては, 身体的健康に関するものを重視するだけでなく, 心理面・精神衛生面をも含めた総合的立場から教育内容の改善が望まれる。」(「教養課程の改革について」, 7頁, 1970年5月九州大学) これは, 教育内容に心理面・精神衛生面をも加え総合的なものに改善することを求めたものである。

「また, 内容に関しては, 学生の健康度や体力, スポーツ経験に十分適応した指導が行なえるよう, 内容の多様化と学生の選択の幅の拡大が考慮されるべきであろう。」(「カリキュラム改革の基本構想」, 8頁, 1970年1月, 広島大学) 「学生の個性に応じた選択を可能にするような授業内容の多様化がはかられるべきであろう。」(「カリキュラム改革に関する中間報告」(第三部) 20頁, 1970年10月, 広島大学) この二つの意見は, 教育内容の多様化と選択の拡大を目ざすものであり, 従来保健体育が形式化し, 画一化していたのではないかと批判にこたえる意味において, 好ましい歓迎すべき傾向ではあるが, その具体的な実現のためには予算, 施設, 人員など

の面において抜本的な改善・充実を必要とするであろう。また、このような方向に進むためには、課外体育からの協力をも必要とするのではなかろうか。

次に問題となるのは、評価すなわち単位の取り扱いである。これに関しては次のような意見がある。「より大胆に言えば、身体的能力の向上は、学園生活の中で不断に、十分考慮するよう施設が整えられなければならないが、これを単位として考えることに問題がありはしないか。」「(一般教育のあり方について(メモ))」, 3頁, 1969年11月, 鹿児島大学) 仮りに単位を認めるにしても、「出欠は厳重にすべきであるが、評価は必ずしも点数で表す必要はなく、可否を判定すればよいのではないか。」「(教育と研究の改革準備に関する答申)」, 16頁, 1970年9月, 三重大学) この単位問題は、非常に困難な内容をはらんでいる。単位の取り扱いを止めた場合には、正課科目ではなくなることになる。そうした場合には、全学生を対象とした基礎的系統的な体育の実施が果たして可能かどうか、大学の教育組織、教育制度の改革の中で、もっとも慎重に検討されるべき問題の一つであろう。

以上にわたって、正課体育の問題点を述べてきたが、その活動内容において、同一要素を含む面の多い課外体育との関係はどうあるべきであろうか。「保健体育については、現行の制度的意義を踏まえて、課外活動とあいまって、その充実をはかるべきである。」「(中央教育審議会「基本構想試案」に対する各国立大学の意見)」, 180頁, 和歌山大学, 1970年4月, 国立大学協会) この意見のように、正課体育と課外体育との間には、両者それぞれの特色と長所とを生かした共存の協力関係がうち立てられるべきであろうと思われる。その協力関係にも色々の点が考えられるがここでは、各大学の改革案の中から、二つの着想を紹介しておく。その一つは、課外の体育活動を正課の単位に換算することであり、他の一つは、課外のスポーツクラブ員による正課体育の指導である。「しかし、必ずしも正課として行なっている実技ばかりでなく、体育科、学生部あるいはクラブ連合会などが中心となって精密な計画と周到な準備のもとに実施される行事、例えば夏期のテント村(水泳)、や冬期のスキー教室等は、正課の授業と同等に評価して、その参加者には相応の単位を与えることを考えるべきであろう。」「(第一委員会第四分科会中間報告)」, 8頁, 1970年3月, 山形大学) 「スポーツクラブでの活動の読みかえについて検討の要もあろう。」「(教学問題について(第2部))」, 5頁, 1969年12月, 神戸大学) 「1～2年次には、それを必要とする学生に対して“サーキット・トレーニング”を施すほか、課外のスポーツクラブによるレクリエーション指導についても、特に配慮を加える。」「(筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告(第二次) 第一分冊, 22頁, 1970年3月, 東京教育大学)。

なお、大学における体育活動としては、以上に述べた正課体育、サークルによる課外の体育活動のほかに、同好会による体育活動、一般学生を対象とした体育活動なども考えられる。「現在のように教養課程2年間だけでなく、大学一般課程から大学院にいたるまで、学生が、運動部に所属しなくても、大学の施設を利用でき、また体育のトレーニングをうける機会が与えられることが望ましい。」（「大学改革準備調査会第一次報告書」，184頁，1969年10月，東京大学）。

このための施設・設備の拡充・整備について、大学は真剣に考慮すべきであろう。

(3) 体育センターの設置

大学における「センター構想」は以前から存在する。教育（資材）センター、外国語教育センター、カウンセリングセンター、広報センター、保健管理センター、美術センターなどの各種センター構想がある。体育センターも同じ構想に出るものということができる。各大学の改革案においても、かなりの大学が、体育センターの設置を希望している。東京教育大学、東京大学、山口大学、横浜国立大学、長崎大学などがそれである。しかしながら、それらの「体育センター設置構想」の内容はきわめて不明瞭であって、いままさに模索中であるということができよう。

体育センターが置かれるときには、研究機能・教育機能のほかサービス機能をもつことも考えられるが、その場合、課外の体育サークル活動等に対する指導と援助、関係施設・設備の所管等は、すべてここで行なわれることになるであろう。また、一般の希望学生を対象とする体育に関するサービスの供与もここで行なわれることと考えてよい。

(4) 課外活動の施設の拡充

学生の課外活動を振興するためにもっとも必要なことは、そのための施設・設備を拡充・整備することである。国立大学協会においても、その必要性を充分に認識して、毎年文部大臣あてにそのための予算の増額を要請してきた。また、第三常置委員会の中にそのための専門委員会を設置して審議を行なっている。文部省においても、課外活動の重要性を認めて、「国立大学における厚生補導に関する基準的な施設・設備」（昭和40年2月，大学学術局学生課）を設定して、その振興をはかっている。そのため、学生の課外活動に関係する施設・設備が、かなり充実・整備されるにいたっている。

しかしながら、現状においてもっとも大きな障害となっているのは、この文部省の「施設・設備基準」の中に、サークル部室の新営がとり入れていないことであって、これが今なお課外活動の健全な発展のために重要な障害となっている。この点に関して、弘前大学ではつぎのように述

べている。「最後に、いわゆるサークル活動の施設・設備についても言及しておく。サークル活動の大学教育における位置づけについては、課外教育施設委員会において検討されているし、文部省でもその意義をみとめ、そのための施設の基準を設けて充実を計っている。しかしながら、基準そのものが低いために、十分な活動が保障されていないのが現状である。今後、この面での充実をはかるべきと考える。」（「教育組織・研究組織（その2）」（中間答申），32頁，1970年7月，弘前大学）。

次に、サークル部室問題について、若干の検討を試みたい。

その新設が計画されている筑波新大学においては、部室の拡充が予定されている。「学生の自主的な課外活動を尊重し、それに必要な施設・設備を充実する。たとえば、部室、クラブ・ハウスなどの充実や教職員・学生のみならず市民も利用出来るような施設（たとえば、音楽堂、美術館、運動場など）を設けるようにしたい。」（「筑波新大学基本計画に関する各委員会報告（第一次）」，22頁，1969年12月，東京教育大学）今後、各大学においてもしだいに部室の拡充がはかられてくると思われるが、その際には次の諸点に留意する必要があるであろう。

第1に留意すべきことは、部室を設置するに際しては、サークルの活動機能別とか活動形態別に集中することが好ましいということである。このことは、とくに文化系サークル部室についていえることであるが、活動機能の類似したサークルを一箇所に集中した方が、活動の効率、連絡他に与える影響などを考慮した場合に合理的であると思われる。例えば、音を出すサークルを集めて音楽サークル会館を作るとか、その他のサークルを集めて文化サークル会館を作るとかが考えられる。（「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」，1970年2月，国立大学協会，参照）

体育系サークル部室の設置に関しても、ほぼ同様のことが考えられる。たとえば、活動形態別に室内活動サークルと室外活動サークルをそれぞれ別々に集中することも一つの考え方である。しかしながら、体育系サークルの場合は、その活動の場所が必ずしも一箇所に集中していないので、部室を一箇所に集中することには、かなりの無理が生ずる場合もあると思われる。したがって、それぞれの大学の実態に即した効果的な配置を考えるべきであろう。

第2に留意すべきことは、部室は共用を原則とし、特別の事情ある場合に限って専用を認めることとするということである。また、他の関連施設、たとえば作業室、練習室、更衣室、器具室管理室などの施設と機能的な連絡を保って、有効に活動できるように設計することが必要であろう。

以上は、学内の施設についてであるが、今後は、ブロック単位の共同利用の課外活動施設の設

置についても考慮する必要がある。「上記の外にも「大学都市」と「都市大学」の内部のみにとどまらず、中・四国全域にひろがる「課外活動」のための施設が大いに拡大されねばならない。今日まで我が国の大学とりわけ本学のそれは、あまりに貧困だったからである。この場合、とくに (i)施設の設置および利用に関して、中・四国諸大学間の協力をすすめること、(ii)国際的な学生の交流および留学生のための施設を整備することが考慮されるべきであろう。このような施設として具体的には、セミナー・ハウス、いわゆる海の家、山の家、外国人学生のための宿泊施設等がある。」(「仮設1」(その1)「研究・教育体制改革の基本構想」, 16頁, 1970年9月, 広島大学) このことについては、近隣の大学が共同で使用する施設(体育、文化とも)を設置することを考慮すべきであろう。

これらのブロック単位の共同利用施設は、課外活動のために利用されるだけでなく、正課のセミナーハウスとしても利用されるし、また、教員と学生の接触、学生相互間の交流がはかれる点からも、人間形成上大いに価値のある施設と考えられるので、そのための施設の大幅な拡充が望まれる。

最後に、大学の課外活動を行なうに際して、地域社会が設けた施設を利用する問題について考えてみたい。大学のサークル施設が不備の場合には、学外の社会教育施設である体育館、公民館公会堂などを使用することもやむを得ないであろうが、今後の方針として社会教育施設の拡充によって、大学施設の不備を補なうということには、いろいろの問題点があり、慎重な検討が望まれる。実際問題としては、社会教育施設は現在非常に不備であって、とても大学の課外活動の役には立たないということである。文部省が去る昭和44年7月に行なった社会体育実態調査の結果は、その事実を証明している。すなわち、わが国の体育施設は全部で約15万あるが、その大半(約70%)が学校体育施設であり、ついで多いのが事業所の体育施設(約16%)となっており、公共社会体育施設はわずかに7%を占めるにすぎない。また、学生が自分の在学する大学の施設を利用することによって、大学に対する所属感や充実感が得られる利点もあろう。

V 学生部のあり方

ここでは、学生部のあり方について、諸大学の改革案を参照しながら、基本的な問題を検討することとした。

1. 教育組織の改革と学生部の再編

各大学において教育組織の改革が論ぜられており、しかもその大部分は、かなり抜本的な改革の方向を示している。このことは、学生部のあり方に対しても、大きな影響を与えずにはおかないであろうと思われる。

この点に関して、愛媛大学の大学問題研究会は、次のように述べている。「③学部・学科ないし専攻課程の枠の中に学生を固定的に所属させる制度を廃止する。……従来の学生所属組織としての学部・教養部は、学生の教育・指導と、教務・補導その他の業務とを多重的にかかえていた。しかし、それが学生所属組織でなくなれば、後者は大部分全学的な管理センターに移され、その事務処理も当然システム化されることになる。その結果、学生の教育・指導の比重が従来以上に大きくなる。……この構想によれば、学生組織が一本となるので、それに対応して、学生の保健・生活・カリキュラム履習などに関する業務は、全学的機関へ集中統合され、現在の学生部の機構も根本的に再編成されることになる。」（「大学問題研究会中間報告」（その2）、1～7頁、1970年7月、愛媛大学）すなわち、この構想によれば、従来の教育組織であった学部・学科・専攻課程を廃止して、あらたに、専門コース、専攻コースを設けて学生をそれに所属させることになる。そうなれば学生の所属する教育組織の規模が小さくなるので、従来の学生の厚生補導関係の業務は、全学的な中央機関へ集中統合されることになる。

これと同じ構想は、他の大学においてもかなり多くみられる。筑波地区に新大学建設の計画を立てている東京教育大学においても、従来の学部を廃止して、あたらしく「学群」と「学系」の教育組織を作る構想については前章に述べたが、この教育組織の改革と教員を大学の管理運営の責務から解放して研究・教育の任務に徹底させるという方針のもとに、学生の厚生補導に関する業務を中央に集中・統合し、副学長に統括させるという方向をうち出している。「筑波における新大学のビジョン案」、1969年7月、東京教育大学、参照）。

次に、東京大学においても、同一の方針のもとに、新構想を提案している。「第一次報告書の「大学一般課程」、本報告書にいう「総合課程」の特色は、従来のように学部ごとにカリキュラムを定め、学生がどれかの学部に関し、その結果としてその学部のカリキュラムに従って履修することに代わって、学生が学部に関することなく、各専攻担当教授団の責任で決められた専攻科目を、大専攻のほか小専攻科目まで履修することが要求される点にあるといつてよい。」（「大学改革準備調査会研究・教育組織専門委員会報告書——新しい総合大学を求めて——」、43頁、1970年3月、東京大学）このように、学生が学部に関することなく、大専攻、小専攻を履修するということになれば、全学的な時間割の作成、教員の割当て、「案内の作成」、さらには全学の教育計

画の調整とその執行に対するコントロールなどを担当する中央機関が必要となってくる。また、個々の学生について、専攻の決定、変更等に関するカウンセリングなどを行なう中央機関が必要となる。東京大学では、これらの業務を担当する独立の中央機関として、「教育運営局」を設置することを提案している。この局の長は、教授経験者から選ばれるものとし、第一副総長に相当する高い地位を与えられ、意思決定と執行の責任を負うものとされている。（「同上書」，68～70頁，参照）。

なお、これは国立大学の例ではないが、大阪府立大学においても、次のような同一趣旨に基づき改革案を考えている。すなわち、同大学においては、現行の学部組織を改革して「系」とする、この「系」は、現行の学科より大きく、学部より小さいものとし、「系」においては、一定目的の教育体系に基づき、一定範囲の専門分野の教育を行なうことを提案している。さらに、このような教育組織の改革にともなって、本部中央機関としての「教学部」を設置する。この「教学部」においては、全学の学生の学力の実態と教育効果に関する調査、全学の教務関係事務、学生の福利・厚生・課外活動関係の業務、学生の各種の相談業務、苦情処理業務などが集中的に管理されることになる。また、この教学部の大学における位置づけについて、「なお、以上に述べたように、教学部は、大学における教育面の中核的な重要な機関であるから、教学部長は現在の学生部長のような兼任職であってはならず、専任とすべきである。」と指摘している。（「大阪府立大学改革草案」，41～51頁，1969年12月，参照）。

以上に引用した諸大学の改革案にもうかがえるように、教育組織の改革と併行して、学生の厚生補導関係業務の集中と充実がはかられていることに注目する必要がある。今後、大学における教育組織の改革案の検討の進展に伴って、学生部の組織、規模、業務内容、権限などにも大幅な変更が予想されるので、学生部の再編について真剣に考慮すべきであろう。

なお、以上のような意見とは反対に、大学の教育組織は従来のとおり学部とし、学生は学部に所属する、学生部については、厚生補導業務を集中・充実することなく、むしろその機能を分化・委譲し、学部中心の責任体制を確立することを主唱している大学もある。「教官と学生との関係は学部を基礎とすべきである。……したがって、大学運営上の諸問題の解決にあたっては、学部の自律的運営によって行なわれるべきであろう。……この教育と研究の遂行単位は学部だからである。……すでに述べたように、中補（中央補導委員会）、学生部への委託の体系を克服し、学部を基礎とする責任体制を確立するためには、業務の形式的集中性を改め、中補、学生部の機能を他に委譲・分化させるとともに、各組織の職務範囲を明確化し、効率的に運営する必要がある。」（「厚生補導組織改革委員会中間報告」（その3），3～4頁，1970年8月，茨城大学）。

次に、以上に指摘したような学生部再編に関連する二つの問題について述べることにする。

その一つは、大学における教育相談業務についてである。

大学における教育改革の新しい方向として、学習の自由と自主的なカリキュラムの編成の拡充がみられ、これによって学生の人間形成の促進が期待されることについては、前節で指摘したところであるが、このことと、学部廃止を中心とする教育組織の改編に伴って、学習相談がきわめて重要な意味をもってくると同時に、これが全学的規模で行なわれることが必要となってくる。広島大学では、「選択に際しての学習相談は、将来大学教育において重要な役割を担うであろう。」（「カリキュラム改革に関する中間報告」（第三部），8頁，1970年10月，広島大学）として、「教育相談室」の設置を提案し、この「教育相談室」に関する業務は、学生部の重要な機能の一部として構想されるべきであるとしている。

しかしながら、この全学的規模で行なわれる教育相談の業務を学生部の組織と機能の中に吸収するかどうかは、大学の教育方針、規模などにも関係することであるから、画一的に取り扱うことは好ましくなく、各大学の事情に応じて、もっとも効果的な方法をとるべきであろう。

他の一つは、学生の苦情・要求等の受付・処理の機構を学生部の中に設ける問題である。

学生の意見、要求等を大学の運営に反映させる制度を確立することは、学生の大学当局に対する不信感を解し、学生が大学の自治の重要な担い手として成長してゆく可能性を期待する意味において、非常に必要なことと思われる。しかしながら、この業務を担当する機構をどこに設置するか、その機構と学生部との関係をどうするかは、きわめて慎重な検討に値することである。

東京教育大学では、この機構を厚生補導審議会の中に設けることを検討しているが、その内容は明らかでない。「教育および厚生補導の審議会の中には、とく学生の意見を反映（カリキュラム、学寮など）する機構をつくり、建設的な意見を審議会に提案しうる方策を考慮すべきであるとの意見もあった。」（「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（第二次）第一分冊，7頁，1970年3月，東京教育大学）広島大学では、学生の大学に対する要求・苦情・異議・提案等について協議する機関として、「暫定協議会」を設置するが、それらの要求等を受けつけ、審査し、協議会上に上程する業務を担当する機関としての「学生協議室」を学生部に設けることを提案している。（「当面の改革のための三つの暫定措置について」，14～16頁参照，1970年5月，広島大学）また、東京工業大学では、学生の苦情処理等を取り扱う学長直属の独立機関として「学生室」を設置している。

このような学生の苦情処理等を取り扱う機関を学生部に置くかどうかについては、教育相談の場合と同様に、大学の教育方針、規模、教育組織等によって色々の苦情処理の方法が考えられるので、その方法の実施にもっとも適切な担当機関を設置するという観点から慎重な検討が望まれる。

2. 厚生補導体制の再検討

最近の学園紛争の影響もあって、大学における厚生補導の問題が、色々の観点から論議されているが、その中のもっとも重要な問題の一つは、学生の厚生補導の責任はだれが持つべきかということと、教員と事務職員との協力ということであろう。学生補導の教育上の責任が教員にあることは自明の理であって、いまさらいうまでもないところである。この点に関しては、教員個人個人によって認識の度合いに深淺があるにしても、学生補導の責任が教員にあることは疑う余地がない。ところが、この常識的な理解が、そのままに通用しなかったところに問題があったといえよう。「従来、学生生活にかかわる諸問題は、中補、学生部への委託の体系の下で処理され、本来的に責任を負うべき学部教官組織は、中補、学生部を学生の不満や苦情に対する防波堤として利用してきた。」（「厚生補導組織改革委員会中間報告」（その3）、3頁、1970年8月、茨城大学）「教官が「大学本来の仕事は研究教育であり」、学生問題は本来的な仕事ではないとして、学生問題への取り組みを回避したからである。……したがって、学生問題への対応と処理は、ほとんどすべて学生部にゆだねられ、いわゆる学生部、中補への委託の体系が生じたのである。」（「厚生補導組織改革委員会中間報告」（その2）、11頁、1970年5月、茨城大学）。

このような見解については、各大学のそれぞれ特殊の事情に基づいて種々の考え方がありうるであろうが、この傾向は多かれ少なかれ、かなりの大学において見られたところではなかろうか。平常時においても、紛争時においても、学生部が中心となって、学生問題の処理にあたるということは、学生部としての本来の責務であり、時には防波堤の役目をつとめることもやむをえなかったろうと思われる。しかしながら、学生問題の処理は学生部だけで解決できるような容易なことがらではない。学生問題の処理は、全学の教職員一体となつての理解と協力がなければ、絶対に解決されえない性質のものである。この点についての全学の教職員、とくに教員の認識に欠けるところはなかったであろうか。

全学一体となつての理解と協力は、相互に相手を理解し合い、尊敬し合うことによってはじめで可能となると思われる。先入的な固定観念と偏見をもって相手に臨む場合に、真の理解と協力

はありえない。このことは、教員と事務職員の理解と協力に関しても当然留意されるべきことがらであろうと思われる。

次に、教員と事務職員との協力という問題を全学的な厚生補導審議会と学生部との関係を中心にして、検討してみたい。

ほとんどすべての大学に、学生部とともに、全学的な厚生補導に関する審議機関が設けられている。この審議機関は、大学によってそれぞれ名称を異にする（厚生委員会、厚生補導審議会、厚生補導協議会、学生生活委員会、中央補導委員会など）だけでなく、その性格、権限などに関してもまちまちであって、一定していないようである。審議機関であるもの、執行機関であるもの、意思決定機関であるもの、これらの性格が複合しているものなど、きわめて多様である。このように性格と権限が多様多彩であるだけでなく、規程の上においても不明確である場合が多くこのことが多くの混乱と渋滞を招いている。「厚生補導協議会（以下「協議会」という）は、…学生部の厚生補導に関する重要事項を協議し、各学部ならびに教養部間の連絡調整を図り、とくに必要と認めた事項については学長に意見具申をすることになっている。だが、協議会は、学生問題に関する決議機関でも執行機関でもなく、また学長の諮問機関としての性格も弱いといった具合に、その性格ならびに責任・権限が極めてあいまいであるため、今回の大学紛争の過程においてしばしばみられたように、協議会の長時間にわたる審議の努力が徒労に帰する場合も少なくなかった。そのため、時として、協議会の無責任性がささやかれ、協議会の存在意義を弱める結果ともなっているのが現状のようである。」（「大学制度調査委員会報告書」，30～31頁，1970年8月，長崎大学）長崎大学では、協議会の現状をこのように批判し、①協議会の性格の明確化、②協議会の性格に適合した責任・権限の明確化、③学生問題に関する評議会・教授会と協議会との関係ならびに調整などについて早急に検討することを提案している。

次に、大阪大学においては、現行の学生生活委員会と学生部との関係について検討した結果、あたらしく、厚生委員会と事務部を設けることを提案している。「学生部は厚生補導に関する事務を担当する部であって、事務局とならんで学長の監督下にある。……これに対し学生生活委員会は、「本学学生生活の諸問題について、その援助指導の方針および計画を審議し、問題の解決にあたる」ことを任務としている。……現在の運営組織の第1の問題点は、学生生活委員会と学生部との関係であろう。学生生活委員会が単なる審議機関でないことは、前述の任務から明らかである。また実際、従来から具体的な問題について、委員会ないしは各委員がその解決に努力している。しかしこの執行機関の性格と、事務担当機関である学生部との関係は、現在の規程では

明確でない。昨年4月の規程改正以前では、学生部長が学生生活委員会の委員長を兼ねていた。このことの意義は、教員である部長＝委員長を中心として、教員と事務部との協力によって「問題の解決にあたる」ことにあったといえよう。しかし学生部長と学生生活委員長が一体であった当時でも、機構上の関係の不明確さのために、この協力態勢が十分なものとはいえない状態であったと思われる。……当委員会は、新しい教育・研究の組織とならんで、学生生活に関する諸問題、およびそのための諸施設の運営管理、ならびに教職員、学生の厚生施設の運営管理等を担当する組織として厚生委員会とその事務部の設置を提案する。

厚生委員会は、上記の業務について、その運営上の重要事項を審議し、一定範囲の事項については決定権をもつものとする。ただし委員会は事務の執行にあたるものではなく、むしろ意思決定機関の役割を果たすものとする。業務の執行は、現在の学生に代わる事務部が担当するが、厚生委員長はこの事務部を掌理するものとする。なお、厚生委員会に常任委員会をおき、事務部運営上の問題について厚生委員長を補佐することが必要であろう。……厚生委員会は、教育・研究の場における福利厚生を担当するものであるから、その委員の多数は教員とするのが適当であろう。しかし学生および職員が委員として参加していることが望ましい。」（「大学改革の基本方針」（その3）——管理・運営組織の改革——、56～61頁、1970年5月、大阪大学）。

また、茨城大学では、紛争時の経験にかんがみて、中央補導委員会の改革について次のように述べている。「中央補導委員会のような特権的性格をもった全学的教官組織は改めなければならない。……新しい全学共通の教官組織は、主として各学部間、キャンパス間の連絡・調整を行なう協議体とし、問題解決や突発事件の処理は他の機関に委ねることが望ましい。……なお、学生部は全学的組織であるという性格を明確にするために、学生部長のもとに各学部・教養部の代表から構成される全学的な「学生部運営委員会」を設け、学生生活の厚生の充実をはかることを提案したい。」（「厚生補導組織改革委員会中間報告」（その3）、3～4頁、1970年8月、茨城大学）。

これらの大学においては、以上のように全学的な厚生補導審議会ならびにそれと学生部との関係について、慎重な検討が加えられ、各種の提案が行なわれているが、この問題の核心は、学生の厚生補導を効果的に行なうためには、厚生補導業務についての教員と学生部職員との協力態勢をどうすればよいかということであろう。厚生補導審議会の委員は、教員から構成されている場合が多い。したがって、厚生補導審議会と学生部との協力ということは、教員と学生部職員との協力ということになる。この場合、審議会の性格と権限をどう規定するかによって、両者の協力関係が異なってくる。審議会の性格と権限をどう規定するのがもっとも適当であるかは、各大学

の教育方針、規模、研究・教育組織などにも関連することであって、いちがいには決められないことであるが、両者の協力関係をもっとも有効に保持・展開してゆくためには、審議会は意思決定の機関とし、学生との協議・接渉をも担当するところとするのがもっとも望ましいのではなからうか。

なお、この審議会への教員の参加に関しては、機能の分化ということと関連して、次のような意見がある。「とくに、この部局の審議会への教員の参加は、今後の機能分化と相まって、最少限に止めるべきであるとの意見があり、委員は主に補導・厚生関係職員の中から優秀なる職員に委嘱するなどの案もあった。」（「筑波新大学基本計画に関する各種委員会報告」（第二次）第一冊、6～7頁、1970年3月、東京教育大学）この意見は、教員を大学の管理運営の責務からできるだけ解放して、教育・研究に専念させるという機能の分化の考え方から出されたものと思われるが、教員と学生部との協力関係をできるだけ有効に保つという観点からみた場合には、審議会への教員の参加はできるだけ多い方がよいのではあまいか。

なお、大阪大学、茨城大学における意見として、学生部長を補佐する機関として、教員の代表から構成される学生部運営委員会を設けることが提案されているが、審議会ほかにこのような機関を設けるとするならば、屋上屋を重ねるとの批判もなされようが、審議会は、意思決定または審議機関とし、運営委員会は執行機関とするならば、教員の参加が多くなるという点から考えても、好ましいのではなからうか。

最後に、学生部長の問題について一言ふれておきたい。

この問題も、大学の教育方針、規模、研究・教育組織などときわめて密接な関連をもっている。したがって、共通の線をひくということは非常にむずかしいので、ここでは問題点を指摘するにとどめたい。

まず、学生部長についてであるが、学生部長は教員をもってあてべきであるとする意見もある。その理由としては、次の諸点があげられている。「しかしながら、その実際の職務は、後にも見るごとく、単なる条件整備あるいは事務処理にとどまるものではなく、むしろ、教育そのものに深く、かつ広くかかわっている。……大学自治の本旨に立って、教育行政の一般行政権からの相対的独立性を確立していくべきであるとする本委員会の大学改革についての基本的方針から言っても、大切な問題であるということができるのである。」（「当面の改革のための三つの暫定措置について」、57～58頁、1970年5月、広島大学）「しかしながら、学生部はその職掌からいっても、学生と最も接触の多い場所であり、その部の部長は学内事情に精通し学生との断絶

感のない本学教官をもってあててべきである。」(「鳥取大学制度準備調査会報告書」, 89頁, 1969年11月, 鳥取大学) しかしながら, 学生部長には教員がよいと一概に決めてよいかどうかは, かなり研究を要する問題である。要は, 責任をもって学生問題の処理に当たる適任者を得るにはどうすればよいかということである。

なお, 長崎大学では, 学生部長を教授から選ぶ場合の問題点として次の4点をあげている。

「①教授のみに限定することより生ずる人選難と教授の負担の過重性, ②各種委員についても同様にいえることであるが, その任務を果たすのに不適任な人が選ばれる恐れがあること, ③学生の厚生補導の責任を教授のみが果たし得るとされる根拠のないこと, ④助教授または専任講師の方が一般に年令的に学生に近いこと。」(「大学制度調査委員会報告書」, 30頁, 1970年8月, 長崎大学)。